

IMF  
2012

# 国際通貨基金

2012年度 年次報告書

世界経済の回復を支えるために協調を



## 国際通貨基金

国際通貨基金(IMF)は、通貨に関する国際協力の中核機関である。世界の大半にあたる188カ国が加盟するIMFでは、共通の利益の促進のため各国が協働している。IMFの主な目的は、各国及びその国民が他国の財やサービスを購入するための、外国為替と対外決済の仕組みである国際通貨制度の安定性の確保である。持続的な経済成長及び生活水準の向上を実現する上で、安定した国際通貨制度は不可欠なものである。

IMFの全加盟国を代表するIMF理事会は、各国の経済政策の国、地域、及び世界に及ぼす影響を議論する場となっている。本年次報告書は、2011年5月1日から2012年4月30日までのIMFの理事会、マネジメント、及びスタッフの活動を報告するものである。本年次報告書は、2011年5月1日から2012年4月30日までのIMFの理事会、マネジメント、及びスタッフの活動を報告するものである。

IMFの主要業務は以下の通り。

- 加盟国に対し、金融危機の防止または解決、マクロ経済の安定化、経済成長の促進、並びに貧困削減に資する政策について助言を行う。

- 対外支払いが外貨収入を上回り外貨不足に陥った国際収支上の諸問題を抱える加盟国に対し、その対処を支援するため一時的な金融支援を行う。

- 健全な経済政策の実施に必要な専門知識及び制度の構築を支援するために、加盟国の要請に基づき、技術支援及び研修を行う。

IMFはワシントンDCに本部を置く。また世界的な活動の広がりや加盟国との緊密な関係を反映し、世界中に事務所を設置している。

IMF及びその加盟国についての詳細は、IMFのウェブサイト、[www.imf.org](http://www.imf.org)で閲覧可能である。

本年次報告書の、ウェブボックス、ウェブテーブル、及び付属書(2012年4月30日期の財務報告書も含む)をはじめとする補足資料は、年次報告書ウェブページ[www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2012/eng](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2012/eng)(英語)で入手可能である。財務報告書の印刷版は、IMF Publication Services, P.O. Box 92780, Washington, DC 20090から取り寄せることができる。また、ウェブページに掲載の補足資料を含めた本報告書のCD-ROM版も、IMF Publication Servicesより入手可能となっている。

## 頭辞語および略語

AML	anti-money laundering マネー・ローンダリング対策
AML/CFT	anti-money laundering and combating the financing of terrorism 資金洗浄・テロ資金対策
BIS	Bank for International Settlements 国際決済銀行
COFER	Currency Composition of Foreign Exchange Reserves 公的外貨準備の通貨別構成
CSO	civil society organization 市民社会団体
EAC	External Audit Committee 外部監査委員会
EFF	Extended Fund Facility 拡大信用供与措置
EUO	Offices in Europe 欧州事務所
FATF	Financial Action Task Force 金融活動作業部会
FCL	Flexible Credit Line フレキシブル・クレジットライン
FM	<i>Fiscal Monitor</i> 財政モニター
FSB	Financial Stability Board 金融安定理事会
FY	financial year 会計年度
G-20	Group of Twenty 20カ国・地域グループ
GDSS	General Data Dissemination System 一般データ公表システム
GDP	gross domestic product 国内総生産
GFSR	<i>Global Financial Stability Report</i> 国際金融安定性報告書
GRA	General Resources Account 一般資金勘定
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries 重債務貧困国
HQ1	main headquarters 本部ビル(HQ1)
IEO	Independent Evaluation Office 独立評価機関
ILO	International Labour Organization 国際労働機関
IMF	International Monetary Fund 国際通貨基金
IMFC	International Monetary and Financial Committee 国際通貨金融委員会
IT	information technology 情報技術
MAP	Mutual Assessment Process 相互評価プロセス
MDRI	Multilateral Debt Relief Initiative マルチ債務救済イニシアティブ
NAB	New Arrangements to Borrow 新規借入取極
OAP	Office for Asia and the Pacific アジア太平洋地域事務所
OIA	Office of Internal Audit and Inspection 内部監査室
PCL	Precautionary Credit Line 予防的信用枠
PIN	Public Information Notice パブリック・インフォメーション・ノート
PLL	Precautionary and Liquidity Line 予防的流動性枠
PR	press release プレスリリース
PRGT	Poverty Reduction and Growth Trust 貧困削減・成長トラスト
PSI	Policy Support Instrument 政策支援インストルメント
REO	<i>Regional Economic Outlook</i> 地域経済見通し
RTAC	regional technical assistance center 地域技術支援センター
SBA	Stand-By Arrangement スタンドバイ取極
SDDS	Special Data Dissemination Standard 特別データ公表基準
SDMX	Statistical Data and Metadata Exchange 統計データおよびメタデータ交換
TA	technical assistance 技術支援
TSR	Triennial Surveillance Review 3年毎のサーベイランス・レビュー
TTF	topical trust fund テーマ別信託基金
WEO	<i>World Economic Outlook</i> 世界経済見通し

# IMF

## 国際通貨基金

---

**2012年度 年次報告書**

世界経済の回復を  
支えるために協調を

# 目次

IMF専務理事・理事会議長からの メッセージ	4	加盟国の能力強化	38
理事会	6	技術支援	38
総務会への送り状	8	研修	43
<b>1   概観</b>	9	データとデータ基準イニシアティブ	43
脆弱かつ勢い欠く回復	10	IMFのデータ公表基準	43
危機を過去のものとするための政策	10	IMFデータ基準イニシアティブの第8次見直し	44
加盟国に対する融資	11	他のデータ関連活動	45
融資制度の近代化	11	<b>G20及び他機関との協調</b>	47
サーベイランスの強化	11	IMFのG20との協調	47
技術支援と研修	12	地域金融取極への参加	48
加盟国の変化に対応するために		他機関との協調	48
IMFを改革する	12	<b>5   ガバナンス、財政、 および説明責任</b>	49
連携とアウトリーチ	12	クォータ(出資割当額)及びガバナンスの改革	50
<b>2   世界経済と 金融市場の動向</b>	13	2010年クォータおよびガバナンス改革の進捗状況	50
二進一退	14	クォータ計算式の見直し	51
二歩先へ	15	資金、収入、予算	51
<b>3   世界経済と金融市場の動向</b>	17	借入取極	51
危機の間の加盟国に対する金融支援	18	収入、手数料、報酬と負担の分担	52
国際的なセーフティネット	18	運営および資本予算	54
サーベイランスを強化し、持続的な世界成長へ の回帰を支える	27	IMFへの延滞債務	56
サーベイランスの強化	27	監査メカニズム	56
資本フロー	33	リスク管理	57
リスクの評価と管理	34	加盟国	58
特別引出権(SDR)の役割	34	人事政策と組織	58
<b>4   持続的成長のための 能力強化</b>	35	2012年度の人的資源	58
低所得国に対する支援	36	マネジメントの交代	60
重債務貧困国イニシアティブと		説明責任	60
マルチ債務救済イニシアティブ	36	透明性	60
低所得国のためのIMF・世界銀行 共同の債務の持続可能性枠組みの 見直し	38	独立評価機関(IEO)	60
		スタッフ、マネジメント、理事会の倫理の 枠組み	62
		外部関係者との関わり	62
		理事および理事代理	66
		幹部	67
		IMF 組織図	68
		注釈	69

---

## ボックス

3.1. ユーロ圏とIMF	19
3.2. 移行期にあるアラブ諸国への支援	22
3.3. 新規制度の主な点	25
3.4. IMF支援プログラムで資金洗浄対策措置を 活用する－アフガニスタン、ギリシャ	31
4.1. IMF技術支援に対する日本の貢献	42
4.2. IMF研修所の研修の実効性評価	44
4.3. IMF統計データ用のモバイル・アプリ	46
4.4. 公的部門の債務統計：作成者及び 利用者ガイド	46
5.1. IMFビル改修	54
5.2. リプスキー筆頭副専務理事が退任	61
5.3. IEO設立10周年会議	62
5.4. IMF、アラビア語のブログ開始	63
5.5. アジアの公的医療制度改革に関する会議	65

---

## 図

3.1. 2003～2012年度(年度末4月30日)に 承認された取極	22
3.2. 2003～12年度の非譲許的融資残高の推移	22
3.3. 2003～12年度の譲許的融資残高の推移	25
4.1. 2007-2012年度、所得グループ別技術支援 実施状況	39
4.2. 2007-2012年度、国状況別技術支援 実施状況	39
4.3. 2012年度、分野・地域別技術支援実施状況	39
4.4. 2007-2012年度、分野・項目別技術支援 実施状況	40
4.5. 2008-2012年度、拠出者別技術支援実施状況	41

---

## 表

3.1. IMFの融資制度	20
3.2. 2012年度に承認された主要な制度の取極	24
3.3. 2012年度に貧困削減・成長トラストのもとで承認	26
4.1. IMF研修所 2008-2012年度研修プログラム	45
5.1. 主要分野別予算(2011年度～2015年度)	55
5.2. 財務諸表に計上された運営費用	56
5.3. IMFに対する6カ月以上の債務延滞国と 勘定分類別延滞額	56

IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。IMFの会計単位は特別引出権(SDR)である。IMFの財務データの米ドル換算額は概算であり、便宜的に示したものである。2012年4月30日現在の換算レートは、1米ドル=0.644934SDR、1SDR=1.55055米ドルである。1年前(2011年4月30日)の換算レートは、1米ドル=0.616919SDR、1SDR=1.62096米ドルだった。

1billionとは1,000million、1trillionは1,000billionを表す。各項目の数値と合計数値の僅かな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして、統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

## IMF専務理事・理事会議長からの メッセージ



クリスティーン・ラガルド  
専務理事・理事会議長

昨年は、多くのIMF加盟国そしてIMF自身にとっても非常に厳しい年でありました。ユーロ圏をはじめ世界中で、世界金融危機は引き続き進行しました。予測が期待を裏切り「二歩前進、一步後退」を繰り返しました。結果、依然として信認は欠如しており、金融市場では緊張が続き経済回復はいまだ弱い状況が続いています。また、多くの地域で失業率は容認できないほど高く、社会構造を覆う緊張はますます高まっています。

世界レベルで経済および金融の安定性を回復させるとともに、世界経済を持続的成長軌道に乗せることが、かつてないほど重要であることは明らかです。

特に現在のこのような環境を踏まえ、IMFは、引き続きその優れた分析力と前向きな創造性を駆使して、問題の解決、及びより良い世界へと続く橋の構築に取り組む加盟国を支援していかなければなりません。

この点から、私はIMFが昨年度において果たした強力かつ独自の役割を誇りに思っております。我々は、経済計画の評価及び加盟国への助言の提供において、可能な限り客観的かつ公平であるよう努めてきました。以下はその一例となっています。

我々は、欧州の銀行の資本増強、波及効果の軽減及び信認の回復に向けた一段と大規模な防火壁（ファイアウォール）の構築、さらにこの防火壁の資金を使った銀行への直接出資を実現すべく、積極的な戦略を求めてきました。また、欧州の金融および財政統合の深化のための包括的計画も要請してきました。財政については、赤字削減への過剰に積極的なアプローチは世界経済の情勢を悪化させかねないとして、バランスある議論を求めてきました。さらに、危機を生み出した金融システムへの回帰を防ぐべく、金融部門の規制と監督の強化に引き続き取り組んできました。

またIMFは、引き続き革新的な取り組みを続け、我々の業務の改善に努めてきました。「3年毎のサーベイランス・レビュー」の結果を受け、我々は、IMFのサーベイランスの手法及び成果の改善を目指すとともに、リスクと現代の世界経済に広がっている相互連関性の問題に一段と焦点を当てるため、種々の措置を講じました。また、金融部門のサーベイランスのためのワークプランの策定に着手したことに加え、対外安定性の分野について理事会は、為替相場に加え対外バランスもその対象に含めるなど、体系的な多国間分析の拡大に引き続き取り組みました。さらに、理事会は、より効果的なサーベイランスの実現に向け、現行の法的枠組みの強化にも取り組みました。

サーベイランスでは、雇用、包摂的成長、社会的課題をこれまで以上に重視すると同時に、国際商品価格の変動をはじめとする低所得国が抱える問題についても慎重な分析を行いました。また、IMFは、資本フローの管理や、財政枠組み及び債務の持続可能性の分析の近代化など、より広範な中核的マクロ分野の問題にも取り組んできました。

融資の面では、世界の至るところで加盟国の資金調達ニーズに柔軟に対応してきました。我々は、潜在的な資金調達面での支援の土台を築くなど、移行期にあるアラブ諸国との対話を強化するとともに、低所得国への支援を継続して行いました。予防は治療より理にかなっているとの認識の下、理事会は、世界に広がる我々の加盟国へのより良い流動性と緊急支援の提供を目指したIMFの融資制度の改革を承認しました。「予防的信用枠」に代わり導入された、健全な経済ファンダメンタルズおよび政策枠組みを備えた加盟国を対象とした「予防的流動性枠」は、将来のショックに対する保険として、さらに短期的な流動性枠として活用できるなど柔軟性に富んでおり、より広範な状況で利用することができます。同時に「ラビッド・ファイナンス・インストルメント」を新設したことにより、外生ショックに起因したものなど、あらゆる緊急の国際収支上のニーズに対し支援を行うことが可能となりました。

また、我々は、昨年度を通し技術支援プログラムの強化を進めました。寛大なドナーの拠出に支えられ、IMFはこれまでよりはるかに多くの技術支援を行うことができました。加えて、戦略的見直しを行い二つの関連ユニットを統合、研修と技術支援の実施を監督・管理する「能力開発局」を新たに設置しました。

総じて、IMFにとり実り多い1年であったと考えています。IMF加盟国は、我々の資金基盤を4,560億米ドル(2012年度末で4,300億米ドル)拡大しましたが、これは我々に対する信認の証左だと言えるでしょう。理事会は、貧困削減・成長トラストの譲許的融資の補助金の捻出のための新たな資金の調達を支えるべくIMFの金の売却に伴う想定外の利益(ウィンドフォール・ベネフィット)の一部を活用することを承認しました。譲許的融資のための十分な資金の確保は引き続き急務であることから、これは、低所得国との譲許的融資取極の金利を支援するための歓迎すべき決定であると言えます。

今後については、2010年に合意されたガバナンス改革の推進が不可欠です。IMFは、全加盟国を代表するものでなければならず、真に正当であると認識されなければなりません。この原則に基づき、IMFは今後も加盟国と協力し、加盟国全体の問題に対する協調的な解決策を追求していくとともに、より繁栄する未来への道筋を示すべく努力を重ねていく所存です。

IMFの専務理事という職に大きな誇りを持って取り組んでおります。我々のスタッフとこれまでの取り組みに敬意を表したいと思います。また、IMF理事会のプロとしての高い意識そしてIMFのマネジメント(責務および権限)の履行のための日々惜しみない努力に対し、最大限の敬意を払うものであります。

IMF理事会によるIMF総務会への年次報告書は、IMFの説明責任を全うする上で主要な役割を果たす。IMF理事会は、IMFの業務遂行に責任を持ち、IMFの加盟188カ国により任命された24人の理事により構成される。IMF総務会は高官一名が加盟国を代表しており、IMFを統治する最高の権限を持つ。年次報告書の発表は、IMF理事会の同総務会に対する説明責任の履行を意味するものである。



デビッド・リプトン  
筆頭副専務理事



篠原尚之  
副専務理事



ネマト・シャフィク  
副専務理事



朱民  
副専務理事

## 理事会

理事代理(イタリック体)



**Meg Lundsager**  
*空席*  
アメリカ



**Mitsuhiro Furusawa** (古澤満宏)  
*Tomoyuki Shimoda* (下田知行)  
日本



**Hubert Temmeyer**  
*Steffen Meyer*  
ドイツ



**Ambroise Fayolle**  
*Alice Terracol*  
フランス



**Arrigo Sadun**  
*Thanos Catsambas*  
アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ、東ティモール



**Der Jiun Chia**  
*Aida Budiman*  
ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム



**Tao Zhang**  
*Ping Sun*  
中国



**Christopher Legg**  
*Hoseung Lee*  
オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ



**Arvind Virmani**  
*P. Nandalal Weerasinghe*  
バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ



**Paulo Nogueira Batista, Jr.**  
*Maria Angélica Arbeláez*  
ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、パナマ、スリナム、トリニダード・トバゴ



**Ahmed Alkholifey**  
*Fahad I. Alsbathri*  
サウジアラビア



**René Weber**  
*Vacant*  
アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン



**Alexander Gibbs**  
*Robert Elder*  
イギリス



**Willy Kiekens**  
*Johann Prader*  
オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、チェコ、ハンガリー、コソボ、ルクセンブルク、スロバキア、スロベニア、トルコ



**Carlos Pérez-Verdía**  
*José Rojas Ramírez*  
コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、スペイン、ベネズエラ



**Menno Snel**  
*Yuriy G. Yakusha*  
アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、グルジア、イスラエル、マケドニア旧ユーゴスラビア、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ



**Thomas Hockin**  
*Mary O'Dea*  
アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島



**Benny Andersen**  
*Audun Grønn*  
デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン



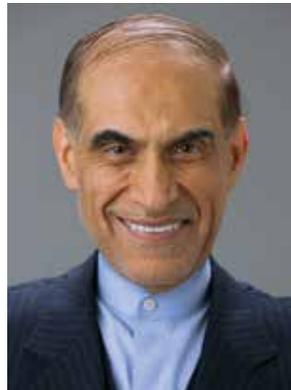
**Moeketsi Majoro**  
*Momodou Sabo*  
アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ



**A. Shakour Shaalan**  
*Sami Geadah*  
バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン



**Aleksei V. Mozhin**  
*Andrei Lushin*  
ロシア



**Jafar Mojarrad**  
*Mohammed Daïri*  
アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、モロッコ、パキスタン、チュニジア



**Alfredo Mac Laughlin**  
*Pablo García-Silva*  
アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ



**Kossi Assimaïdou**  
*Nguéto Tiraina Yambaye*  
ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ

## 総務会への送り状

2012年7月26日

総務会議長殿

IMF協定第12条7項(a)およびIMF関係法令第10項の規定に基づき、2012年度(2012年4月30日)の理事会年次報告書を総務会に提出いたします。IMF関連法令第20項の規定に基づき、理事会で承認されたIMFの2013年度(2013年4月30日)運営予算および資本予算は第5章に記述されています。一般勘定、SDR勘定並びにIMF管理勘定終了日の2012年4月30日度監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、当報告書CD-ROM版及び、[www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2012/eng/index.htm](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2012/eng/index.htm)の付属書VIに掲載してあります。外部監査および財務報告手続は、IMF関係法令第20条(c)の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。外部監査委員会のメンバーは、Amelia Cabal氏(委員長)、Arfan Ayass氏、Jian-Xi Wang氏です。

クリスティーヌ・ラガルド



IMF専務理事・理事会議長

# 1 概観



## 概観



2007年に発生した世界金融危機が様々な展開を見せるなか、国際通貨基金(IMF)は引き続き、金融の安定性の回復と世界経済の持続的成長への回帰に向けた様々な取り組みの中心にあった。本年も例外ではなかった。IMFは、経済と金融の様々なリスクの管理や永続的な成長を実現する上で加盟国に必要な、融資、政策助言および技術支援の提供に大きく注力した。新たに7カ国に対し非譲許的融資取極を発動した。同時に、サーバイランスおよび政策形成へのアプローチの強化や、融資制度の改善、IMFのガバナンス構造の改善に向け、数多くの取り組みを継続して行った。

年度末までに<sup>1</sup>、危機の防止と解決並びにIMF全加盟国の潜在的な資金調達ニーズに応えるため、数多くの加盟国がIMFの財源を4,300億米ドル以上増強することに固くコミットすることになった<sup>2</sup>。これは、世界経済の回復をより強固な基盤に乗せるとともに、IMFをこのような取り組みの中核に引き続き据えることに対する国際社会のコミットメントを示すものである。

### 脆弱かつ勢い欠く回復

世界経済は、2011年末に大幅な後退を見せた後、2012年の第1四半期には一時的に安定した。しかし、2012年度も終盤に近づくなか、回復は依然として脆弱なままであった。米国の経済活動は力強さを増し、大半の新興市場国・地域および低所得国が引き続き底堅い成長を遂げた。しかし、ユーロ圏では問題が頻発し、著しい市場ストレスやボラティリティを引き起こすなど、引き続き脆弱な

世界経済の要因となっていた。大半の先進国・地域の成長は、財政赤字と債務、金融のレバレッジ解消プロセスの進行及び高失業率に対する懸念が足かせとなり、引き続き弱いと予測された。新興市場および途上国・地域では、下振れリスクへの対応が依然困難を伴うと予測され、また一部の国が力強い与信の伸びに伴う景気過熱圧力に直面していたが、引き続き堅調な成長が予測された。

### 危機を過去のものとするための政策

2012年度も終わりに近づくなか、下振れリスクに確実にさらされており、政策担当者は、難しい調整作業に取り組みなければならなかった。先進国・地域の政策当局は、財政リスクに対処するとともに、短期的に成長を損なうことなく公的債務を確固とした削減軌道に乗せる必要があり、給付金制度の改革を含めた堅牢な中期的財政健全化計画を伴った、慎重に策定された短期的な財政調整が不可欠となっていた。これらの国や地域では、失業問題の改善と一段と力強い成長の実現に向け、労働および製品市場で構造改革を履行しなければならなかった。低水準にあるインフレ圧力と成長リスクを理由に、金融政策は引き続き緩やかである必要があった。一方、新興市場および途上国地域の政策担当者は、一部で景気過熱圧力を抑制しつつ、世界の下振れリスクに対処するためにマクロ経済政策を適切に調整しなければならなかった。全ての国が、社会の最も脆弱な層を金融危機の影響から確実に保護するために、取り組みを進める必要があった。

信認の構築と安定化に向け、各国は国を超えて政策協調路線を継続する必要があった。世界の不均衡や世界レベルでの需要の減速といった問題への対処をさらに進めるべく、貯蓄率が高い国々は、より市場で決定される為替相場へ移行することで、消費と投資の障壁への対処に注力しなければならなかった。加えて、新規の金融部門規制の世界全体で一貫した導入をはじめ、「複雑すぎて潰せない」金融機関や、シャドー・バンキング・システム、国境を越えた監督および銀行破たん処理に関する問題をはじめとした同部門の脆弱性への対処が求められるなど、世界の金融部門を巡る問題が引き続き最重要課題であった。

## 加盟国に対する融資

環境が不透明で金融市場のボラティリティが高いなか、2012年度も引き続きIMFは、加盟国の資金調達ニーズに柔軟に対応した。昨年に比べペースは緩やかだったものの、IMFの資金に対する需要は引き続き高くコミットメントはさらに増えていった。IMF理事会は、この1年間で非譲許的融資を7件承認した。さらに、フレキシブル・クレジットライン (FCL) の下での取極の継続をコロンビアに対して承認した。メキシコおよびポーランドに対しては、それまでのFCL取極が引き続き適用された。

IMFの低所得加盟国については、2012年度、20カ国に対し、貧困削減・成長トラスト (PRGT) の支援を受ける取極が承認或いは拡大された。年度末までにIMFが譲許的融資を行っている国は64カ国に至った。同時に、IMFは、2011年初めより移行過程にあり数多くの経済的課題への対処に追われる中東および北アフリカの各国政府と、潜在的な資金調達面での支援も視野に入れ政策対話を強化した。

## 融資制度の近代化

理事会は、2012年度、IMFの融資制度の柔軟性と対象範囲を拡大するための一連の改革を承認した。理事会が承認した諸改革は、世界に広がるIMF加盟国に対する流動性供給および緊急支援を行うためのIMF融資制度の改善を図ったものだった。これらの改革により、IMFは、健全な政策及びファンダメンタルズを備えているにもかかわらず波及効果リスクの影響下にある加盟国(「危機の第三者」)の、多様な流動性ニーズにより柔軟に対応するとともに、自然災害や紛争後といった従来カバーしていた状況を超えより幅広い環境で発生する火急の資金調達ニーズに対応することが可能になる。

一連の改革の下、「予防的信用枠 (PCL)」は、柔軟性を高めた「予防的流動性枠 (PLL)」に取って代わられた。PLLは、危機の第三者を含む健全な経済のファンダメンタルズおよび政策の制度的枠組みを有する加盟国を対象したもので、例えば、将来のショックに

対する保険或いは短期的な流動性枠としてなど、より広範な環境で活用することができる。IMFの緊急支援(自然災害緊急支援、紛争後緊急支援)に対する従来の政策は統合され、新たな「ラピッド・ファイナンス・インストルメント」に取って代わられた。この新規のインストルメントは、外生ショックに起因するものも含めた国際収支上のあらゆる喫緊のニーズを支えるために活用することができる。

## サーベイランスの強化

2012年度、IMFは、サーベイランスの手法および成果の向上に向け、様々な重要な措置を行った。理事会は、IMFのサーベイランス活動を包括的に見直す「3年毎のサーベイランス・レビュー (TSR)」を終了した。理事会は、前回の2008年のTSR以降、サーベイランスの手法は大きく改善したとの認識を示す一方で、相互連関性、リスク評価、金融の安定性、対外安定性、法的枠組み、およびIMFサーベイランスの影響力という6分野でさらなる強化を図るとした専務理事の行動計画に賛同した。なかでも、2011年に初めて実施した、システム上重要な五つの国や地域の対外的な波及効果に関する分析がIMFのサーベイランスに貢献したと述べるとともに、同分析は、再び評価を行う前に再度実施すべきだと提言した。また、IMFは、金融部門に対するサーベイランスについて、同分野におけるIMFの戦略上・実施上の優先事項を明確に示すためのワークプランの作成に着手した。一方、対外安定性に関して理事会は、その分析対象に、為替相場のみならず多国間の視点から見て一貫したスタッフによる対外収支の評価を盛り込むとして分析を拡大するための作業を継続することで合意した。IMFのサーベイランスの法的枠組みの面では、理事会は、サーベイランスのより実効的な実施に向け現行の法的枠組みを近代化するための作業に着手、2013年度も同取り組みをさらに推進することになった。

また、IMFは、新たな取り組みとして2011年10月および翌年4月に「マルチラテラル・サーベイランス統合報告書」を作成した。これは、政策担当者間の協議の促進および国際通貨金融委員会 (IMFC) の役割の強化を図ったものである。理事は、IMFは、他の機関の専門知識を活用し、サーベイランスにおいて、マクロ経済面に大きな影響を及ぼす包摂的成長、雇用、その他の社会的課題をより重視することができるだろうという点について合意した。また、IMFは、資本フローや、財政の枠組み及び債務の持続可能性の分析の刷新、国際商品価格ショックに直面している低所得国の政策課題への対応などより幅広い中核分野での活動に注力した。

同時に、IMFは経済リスクの評価の精緻化に向けた取り組みも進めた。早期警戒演習と併せ、先進および新興市場国・地域、ならびに途上国の脆弱性と顕在化しつつあるリスクの評価に照準を絞った分析枠組みの強化に引き続き取り組んだ。早期警戒演習は、金融安定理事会 (FSB) と協力して作成しIMFCに対し年に2度報告が行われる。これは、(1)発生する可能性は低いものの、世界経済

に大きな影響を与えるリスク、(2)リスクを低減し脆弱性を軽減するための政策措置、および(3)同演習で今後行うべき分析の特定を目的としている。

世界危機の後に、危機への準備と回避においてデータが果たす重要な役割に対する認識が高まったことを背景に、2012年度もIMFは、加盟国から提供されるデータの質の強化と、IMFが作成、管理するデータの利用可能性の向上を目指した取り組みを継続した。IMFによる「第8回データ基準イニシアティブのレビュー」が2012年2月に終了した。年度を通し、オンラインアクセスの拡大と改善に、とりわけ比重が置かれた。

### 技術支援と研修

IMFの技術支援(TA)に対する需要は極めて高く、寛大なドナーの拠出により、IMFは要請国でのTAを昨年度より約17%多く実施することができた。ほぼ全ての加盟国に対してTAを行ったことになる。IMFの中核的機能である技術支援は、財政、法、短期市場、金融市場および統計といった分野での加盟国の能力を強化するものである。2012年度の取り組みでは、足取りが弱い世界成長や欧州の混乱、金融市場で続くボラティリティの問題の短期的影響への対処に迫られる加盟各国への支援が重視された。より本質的には、持続的成長を支えるための政策枠組みと各種制度・組織の強化に傾注した技術支援が行われた。年度を通しあらゆる分野でTAは行われその数も増えたが、なかでも財政に関するTAへの需要が特に高かった。

IMFのTA戦略の評価を担当したタスクフォースによる報告書を受け、IMFは、2012年初めに、IMF研修所と技術支援管理室という従来の関連部署を統合し、新たに「能力開発局(Institute for Capacity Development)」を設立するとの決定を明らかにした。2012年5月に運営がはじまった同局は、技術支援と研修により能力構築と主要な経済および金融制度・組織の発展に取り組む加盟国を支援する。

### 加盟国の変化に対応するためにIMFを改革する

IMFの統治主体やマネジメントが多くの機会を通じて指摘したように、承認されたガバナンス改革の履行は、加盟国を代表し、正当性かつ信頼性に富むというIMFの性質を担保する上で不可欠である。2012年度を通し理事会は、総務会が2010年に承認したクォータ(出資割当額)およびガバナンスの改革パッケージの、加盟国による承認の進捗状況を注意深くモニタリングし、2012年年次総会までに改革を確実に履行すべく、早急に行動することが重要だと強調した。同時に、IMF加盟国のクォータを決定するクォータ計算式の見直しにも着手した。

世界危機の発生以降、加盟国のニーズが拡大する可能性があり、

これに対応するに十分なIMFの資金基盤の確保が懸念事項となっている。2012年度を通しこの面での取り組みが続いた。拡大された新規借入取極(NAB)を介した資金は増強された(2012年度末時点で、総額約3,700億SDR<sup>3</sup>、約5,740億米ドル)。この拡大NABは、その資金基盤への容易なアクセスを確保するため、必要に応じ2度発動された。2012年度、加盟国は個別にIMFに対し追加拠出をコミットしたが、その総額は4,300億米ドルに達した。同時に年度を通し、低所得国支援のための財源の強化に向けた資金調達活動も継続して行われた。理事会は、低所得国向けの譲許的融資の金利を助成するための追加資金の調達を図る戦略の一環として、IMFが最近行った金の売却に伴う想定外の利益の一部を原資として活用することを承認した。

2012年度、IMFのマネジメントに一部変更があった。2011年6月末、IMF理事会は、クリスティーン・ラガルド氏をIMF専務理事兼理事会議長に選出した。同氏は1944年のIMF設立以来初の女性専務理事であり、同年7月より5年の任期を務めることになった。同氏の選出後まもなく、デビッド・リプトン氏がジョン・リップスキー氏の後任として筆頭副専務理事に、朱民氏が副専務理事にそれぞれ就任した。

### 連携とアウトリーチ

IMFは1年を通し他の機関との協調を進めた。なかでも、先進並びに新興市場国・地域からなる20カ国・地域グループ(G20)との協働が大きな位置を占めたが、同時に、不安定な金融情勢が続くなか、欧州などで展開する地域レベルの金融取極との連携の重要性が一段と増すことになった。また、IMFは、リスク評価およびデータ提供にまつわる諸問題についてFSBと、低所得国関連および金融部門評価については日常的に世界銀行と、それぞれ連携した。加えて、雇用創出と社会的保護の床に関する諸課題をめぐって進められた、国際労働機関(ILO)との連携も特筆に値するといえよう。

この精神を基盤に、IMFは、アウトリーチ活動及びIMF外のステークホルダー(関係者)との関係を引き続き重視した。IMFのアウトリーチ活動は、加盟国に、IMFの戦略的ビジョンと主な政策優先課題を伝える機会と捉えることができる。なかでも、加盟国そして世界に益する改革に取り組む政策担当者への支援の拡大、加盟国のステークホルダーを加盟国に重要な課題に取り込むことで、IMFの分析と政策助言を強化する、加盟国のなかでも特に危機の影響を大きく受けた加盟国に対し、加盟国が必要としている支援を提供するというIMFのコミットメントを強く示すといった効果が期待される。

# 2

## 世界経済と 金融市場の動向



## 世界経済と 金融市場の動向



世界経済は2011年の終わりにかけ大きく後退したものの、2012年はじめに見通しが徐々に回復した。しかし、第2四半期に入って、回復の強さについての懸念が再度頭をもたげてきた。米国の活動が力強さを増し、ユーロ圏が経済危機の深刻化への対応策を講じたことが、2012年最初の数カ月の間の急激な金融状況悪化への対処に資するとともに市場の信認の押し上げにつながった。しかし、2012年度末時点で、下降リスクが高止まりしており、欧州の一部におけるソブリン債務に関する懸念および欧州の銀行部門への圧力の再発に伴い、市場は不安にとらわれることになった。

市場は不安定で、見通しは脆弱なまま2012年度は終わった。政策当局は、中期的に健全かつ持続的な成長を達成するための抜本的な財政的・構造的改革を継続する必要がある。先進国・地域の課題は、短期的には未だ弱々しい成長を支えながら、この改革を実施することであった。ユーロ圏では、財政協調および事前の財政リスクシェアリングの強化のための施策などを含めたより頑強な通貨同盟の実現、銀行システムの強化、ならびに銀行と政府の資金調達相互依存関係の緩和において更なる進展が必要であった。新興市場および途上国・地域は、グローバルな下降リスクに対処し成長を支えるようマクロ経済政策を調整するという課題に直面していたが、一部では同時に、景気過熱圧力が過剰な水準にまで達することを抑えるための努力が求められた。

### 二進一退

世界経済は、2011年の終わりにかけ大きく下降した後、2012年

第1四半期を通して徐々に回復した。ユーロ圏における金融市場の安定性に関する懸念と大きな市場ストレスを背景に、欧州をはじめ全ての先進国・地域が再び深い景気後退に見舞われる恐れが出てきた。しかし、欧州でより断固とした政策対応が採られたことが市場の安定化につながるとともに、米国では経済活動が改善を続けた。加えて、ほとんどの新興市場国・地域と低所得国は堅調な成長を続けた。しかし、ユーロ圏において進行していた経済・金融面での難局は、同地域の政治的不確実性と相まって、2012年度末時点で引き続きグローバルな回復の大きな脆弱性の原因となっていた。

実際、2012年度における金融市場の混乱は、市場心理が自己実現的に悪化するリスクを浮き彫りにした。これらは、弱体化している経済を、債券利子上昇、銀行の貸し渋り、ならびに信用の伸びの縮小という望ましくない均衡に急激に至らしめ、実物経済に負の効果を及ぼす可能性がある。銀行に大量の長期流動性を供給する欧州中央銀行の確固たる行動、ユーロ主要メンバーによる財政調整と構造改革、欧州連合内の統治構造改善、ならびに欧州による緊急融資制度の詳細についての合意など、2012年初め欧州における政策対応は強化された。その他の中央銀行も金融情勢の緩和のための手段を講じ、信用リスクは後退した。しかし、グローバルな金融不安へのリスクは高止まりしたままだった。銀行の融資基準は強化され、金融事情一般が悪化し、債券市場は弱く変動が激しいままであった。

これはグレート・リセッション(大規模景気後退局面)および金融危機の後遺症であった。これまでの経験が示すように、レバレッジ解消は時間を要し経済活動を抑制する傾向にある。2012年度末、多くの国・地域で複数の部門が高い債務負担を抱えており、バランスシートの修復が政府・企業・家計に往々にして同時に広がり重くのしかかっていた。そのうえ、大きな対外債務を抱える多くの国は、厳しい競争力の問題や外需減少の下で、再調整(リバランス)を行うという課題に直面していた。政策当局は、レバレッジ解消の円滑なプロセスを確保し、成長を支え、リバランスを促進するために、周到かつ緻密な金融部門、マクロ経済、構造政策ミックスを策定しなければならなかった。

このような状況を背景に、2012年度末の全体の見通しは依然として脆弱だった。2012年4月の「世界経済見通し」は、世界経済の成長率は、2011年の約4%から、2012年に3.5%に低下したのち、2013年に徐々に4%に上昇するとの予測を示した。ユーロ圏については、ソブリン債務危機、銀行のレバレッジ解消の実物経済への影響、および財政の健全化の余波で、2012年には緩やかな後退に陥るとの見込みを示した。先進国・地域全体としては、産出高は2012年には1.5%、2013年には2%と僅かながらも増加すると予想された。一方、雇用創出の進捗は緩慢と考えられることから、失業率は横ばいの約8%となるとの予測を示していた。

新興市場および途上国・地域においては、実質国内総生産(GDP)成長率は2012年には2011年の6.2%から5.75%へと若干鈍化するものの、2013年には反転して6%になると予測した。2012年度が進むなか、これら諸国は強固なマクロ経済枠組みと、それまでに行った構造改革の成果を享受し続けた。しかしその一方で、急速な与信増加或いは商品市況高に支えられたここ10年間の強い成長の後、国内の脆弱性が徐々に蓄積されていた。

先行きの見通しは、引き続き下振れリスクにさらされていた。第一に、ユーロ圏で進行していた債務危機をめぐる懸念が金融市場の安定性を蝕み続け、世界経済が直面するリスクの最大の源泉となっていた。この危機が急激に拡大すれば、広くリスク回避を引き起し、世界中に大きな悪影響を及ぼしかねない。例えば、欧州の銀行のレバレッジ解消が過度に進められると、新興市場国・地域の弱さが表面化し、新たなポートフォリオ流出を招き、国内の金融を不安定にしかねない。第二に、地政学的不確実性のために原油価格が急騰し、世界の成長を損なう危険性もある。中期的には、先進国・地域における経済活動の長期低迷と高い債務および赤字にかかるリスクにより、財政調整、ならびに貿易や金融の統合へのサポートが削がれる恐れがある。

## 二歩先へ

2012年度末の情勢を基に先を見通すと、政府は弱い回復を補強して下降リスクを封じ込める政策を強化しなければならぬと考え

られる。そのためには、ユーロ圏危機への一層の取り組み、経済活動の弱まりを考慮した財政健全化への慎重なアプローチ、緩和的な金融政策の継続、そして金融部門への十分な流動性の供給が不可欠だろう。中期的には、主要先進国・地域の弱い成長見通しを改善することが課題であろう。

まず、ユーロ圏において、当局は、危機対応メカニズムを強化するために2012年度に採った重要な方策を足がかりに前進しなければならなかった。財政健全化は着実に進めなければならないが、需要を短期的に過度に冷え込ませることがないようにする必要があった。さらなる金融緩和の余地があると考えられ、また、銀行の資本増強が行われなければならないだろう。その際、銀行システムの有害なレバレッジ解消を避け、民間セクターに十分な信用の流れを促すよう留意しなければならない。中期的には、危機の一因となった通貨同盟の構造に見られる弱点を修復する必要があった。例えば、EU機関が加盟各国の予算案に積極的に関与できるようにするなど信頼性が高く一貫した財政政策を実施するためのより良いメカニズムの構築、一国の問題が他国で深刻な金融危機を引き起こすことを防ぐための財政のリスクシェアリングの拡大、共通の監視、規制、預金保険および破たん処理制度を含むユーロ圏金融システムの統合の一層の推進、労働市場をはじめ構造改革ギャップの改善に向けた地域レベルの方策などが不可欠だった。

特に日本と米国など他の先進国・地域においては、公的債務を持続可能な経路に確実に乗せるための、中期に渡る強固かつ持続的な財政健全化計画を策定することが引き続き急務であった。中期財政計画には、財政機関の強化や、退職年齢と平均寿命の連動或いは保健医療部門のコストインセンティブの改善といった給付金プログラム改革が盛り込まれる必要があった。このような課題に取り組む計画を明確に掲げることが、政策当局の取り組み意欲と能力を示すことになり、早期の段階において財政の持続可能性に対する市場の信認を取り戻すのに役立つと期待されよう。同時に、成長見込みが弱いことを踏まえ、財政状態が良好で市場の信認が高いという意味で財政余力を持つところでは、成長を損なわないように財政健全化のペースを再考することができよう。そうではないところでは、より大きな赤字を賄うことが容易にできる限りにおいて、自動安定化機能を十分に働かせることができよう。

財政政策以外の領域では、2012年度末時点で、グローバルな金融セクターの規制と監視および潜在生産量を押し上げる生産性の向上に向けた改革が、引き続き最優先事項となっていた。米国では、不動産市場における問題に対処し、家計のバランスシートの改善を加速すべく一段と強力な取り組みが必要となろう。

失業は許容できないほどに高い水準にとどまっていた。2012年度末には、世界全体で2億人以上が失業しており、南欧の数カ国では若者の半数が職に就けなかった。ゆえに、失業者を対象とした所得補助や生産性の向上および労働参加率の改善につながるよ

うな訓練を内包した構造改革が必要となっていた。多くの雇用の源泉である中小企業への銀行融資を促進する方策も効果が期待できよう。新興市場および途上国・地域では、一部で先進国・地域の弱い成長および金融市場のボラティリティに起因する下降リスクに対処する一方で、他方では景気過熱圧力を抑制する必要もあったなど、マクロ経済政策をどのように運営するかが課題であった。各ケースの性質によるが、これには、内外需の縮小への対応策、先進国・地域からの負の波及効果と資本流出への備え、財政バッファーおよび外貨準備の再構築、金融緩和の打ち切り、ブルーデンシヤル政策および枠組みの強化などを含むことができよう。低所得国においては、財政政策は、最も脆弱な家計に補助金を限定することで政府のバランスシートへのダメージを封じ込めなければならなかった。

2012年度の最後の数カ月間において、金融危機の初期の段階で政策対応の連携を促進する原動力となった国際協調が、成長を持続させる上で不可欠であることが明らかとなった。財政健全化のみでは経済の失調に対処することはできず、低成長を前に、かえって債務比率の短期的悪化を引き起す可能性がある。大きな対外赤字を抱えている国における消費減少が黒字国における消費

の拡大によって埋め合わされることがなかったため、世界全体で需要と成長の低下につながっていた。貯蓄率の高い国々は消費を抑制するひずみに対処しなければならず、過大な与信拡張に支えられて成長している国々は、信用供与の伸びと需要の抑制に努めなければならなかった。このような政策は、一段と市場で決定される為替相場に適宜支えられ、これら諸国をはじめ世界の他の地域の成長見通しを維持する上で役立つと期待される。

政策協調は、家計と企業の利益に沿った、安全かつ安定的な金融システムを保証する上でも肝要であった。世界的なレベルでは、新しい規制が国境を越えて整合的に実施されなければならなかった。大きすぎて或いは複雑すぎて潰せないといわれる機関、シャドー・バンキング・システム、および銀行破たんや銀行監督機関の間の連携といった国境を越える課題を解決するために、さらに一層の努力も必要となっていた。銀行の規制と監督は、過去に見られたような規制間の裁定機会の利用を防ぐとともに、ブルーデンシヤルな規制と新しい規制に組み込まれたセーフガードを損なうことがないよう、世界レベルでの協力の下で追求されるべき課題となっていた。



## 世界の回復を 支える



### 危機の間の加盟国に対する金融支援

#### 国際的なセーフティネット

##### 2012年の融資活動

世界レベルで不透明感が高まるなか、2012年度もIMFは、加盟国の資金調達ニーズに柔軟に対応した。IMFの資金に対する需要は引き続き高く、昨年度と比較しペースは緩やかだったもののコミットメントが一段と増した。

2012年1月、理事会はIMFが加盟国向け融資のための十分な財源を備えているかレビューを行った<sup>4</sup>。理事会の協議の後、専務理事は、同レビューは、IMFが自らの責務および権限(マンデート)を遂行し世界の安定性の確保において十分かつ建設的な役割を果たす上で、十分な資金基盤を備えているか否かを判断する機会となったとの見解を示した。この協議において専務理事は、かなり多くの理事が、ユーロ圏の債務危機を封じ込め、問題の波及と過度の産出高および収入の落ち込みから世界の国や地域を保護するために、早急に連携して取り組まなければならないと強調したと述べた。これに関連し、理事は、最近発表された欧州加盟国によるIMF財源への拠出コミットメントを歓迎するとともに、欧州のファイアウォール(防火壁)やその他の政策が、ユーロ圏危機に対応できるよう十分に強固なものであることが重要だと強調した。

さらに今後は、2012年春季会合において、世界の金融の安定性の確保のために加盟国は必要な措置を講じることにコミットした。G20とともに、IMFCはIMFの危機の防止および解決のための財源を強化することで合意に達した。数多くの加盟国が、2010年のクォータおよびガバナンス改革の下でのクォータ増資に加え、IMF財源を4,300億米ドル以上強化することに固くコミットした。(5章参照)これらの資金は、特定の地域に対しイヤーマークすることなく、全てのIMF加盟国が活用することができることになる。2012年初めに導入された国や地域による構造面、財政面および金融面での措置に続くこの誓約は、世界の金融の安定性を守り世界経済の回復をより強固な基盤に乗せるという国際社会のコミットメントの証左だといえる。

加盟国はIMFに対し、国際収支上の資金ニーズ(ネット)を満たし十分な外貨準備のバッファーを維持するために、金融支援を要請することができる。IMFの融資は、国際収支上の問題の解決に向け実施にコミットした調整政策や施策を含めた加盟国の経済プログラムを支援するもので、通常「取極」の下で実行される。これまで、IMFは、融資制度やファシリティを明確に示した様々な政策を承認してきた。なかには、あらゆる種類の国際収支上の問題への対処を支えるに十分柔軟なものもあれば、IMFの多様な加盟国の特定の環境に対処するために調整されているものもある。低所得国は、譲許的な条件で複数のファシリティを通し借入れを行うことができる。例えばIMFの大半

の譲許的融資は2012年度はゼロ金利と設定されたが、これは2013年末まで継続される。非譲許的融資も、別の制度やファシリティを通し行われる。全ての非譲許的融資制度及びファシリティは、「レート・オブ・チャージ」と呼ばれるIMFの市場に連動した金利が課せられる。(毎週更新されるSDR金利を基にしている)<sup>5</sup>また、大口の融資(一定の制限を越えるもの)にはサーチャージが適用される。加盟国の国際収支上のニーズの性質により、予防的ベース(即時の融資供与を伴わない)か或いは供与を伴う(承認を受けた融資は、通常、プログラムが実施されるなか分割で支払われる)ものとして取極は承認される<sup>6</sup>。加盟国のIMF資金へのアクセスは加盟国のクォータで決まり(5章参照)、「融資利用限度」が課せられる。(表3.1参照)

IMFと加盟国の間の取引において、一般資金勘定(GRA)を通じた取引が最大の割合を占める。GRAは、加盟国のクォータ並びに加盟国および多国間の借入取極を基盤に蓄積された通貨と準備資産のプールである。GRA取極においては、利用限度を越える融

資も認められる(「例外的アクセス」)ことが特別なケースとしてあるが、これは例外的アクセス政策で示された実質的な基準を満たしていることが条件であり、理事会が早い段階で関与することになる。PRGTの取極では、通常の制限を越えるトラスト(基金)資金へのアクセスは、理事会が早い段階で関与するなど、特別な手順を踏むことになる。

### 非譲許的融資

2012年度理事会は、IMFの非譲許的制度の下で、総額526.0億SDR(816.2億米ドル)<sup>7</sup>に及ぶ7件の取極を承認した。2012年度の新たなコミットメントの総額の90%以上(475億SDR:733.6億米ドル)を、拡大信用供与措置(EFF)の下でのギリシャとポルトガル向けの取極2件が占めた。(ボックス3.1参照)スタンドバイ取極(SBAs)も4件承認されたが、そのうちの1件が例外的アクセスを伴い(セントクリストファー・ネーヴィス向け)、2件(セルビア及びブルガリア)<sup>8</sup>が承認とともに予防的な取極として扱われた。加えて、フ

### ボックス3.1

#### ユーロ圏とIMF

2012年度もIMFは、ギリシャとポルトガル向けの取極を新たに承認し、拡大信用供与措置(EFF)取極の下で進められている対アイルランドの拡大された取極での政策努力を続けるなど、ユーロ圏とのかかわりを継続した。

低生産性や弱い競争力、高い民間債務といった長期的な構造問題が、ポルトガルの成長を著しく阻み大規模な対外不均衡と財政不均衡を生み出した。2011年5月、理事会はポルトガルの経済調整と成長プログラムを支援するとして、EFFの下で3年・237億SDR(260億ユーロ)の拡大された取極を承認した。同取極は、欧州連合(EU)との3年・780億ユーロの協調融資パッケージの一環であり、ポルトガルのクォータの2,306%というIMF財源への例外的アクセスを伴う。ポルトガル当局のプログラムは、成長と雇用の押し上げのための構造改革、構造的な財政改革に支えられた野心的だが均衡の取れた財政の安定化計画、および金融の安定性を確保し信用収縮の長期化を防ぐためのセーフガード措置を重視している。拡大された取極の下でのポルトガルのパフォーマンスに関する第3回目のレビューが、2012年4月に成功裏に終了した。2012年末までの同取極の下での融資実行総額は、約159億SDR(186億ユーロ)に上った。

2012年度のユーロ圏で2番目に新しいプログラムは、4年・237億8,530万SDR(280億ユーロ)の拡大されたギリシャ向けEFF取極により支えられた。同取極は、ギリシャ当局がそれまでの3年間のスタンドバイ取極(SBA)をキャンセル、2012年3月に承認さ

れた。ポルトガルに対する取極と同様、対ギリシャ取極も、同国のクォータの2,158.8%というIMF財源への例外的アクセスを伴う。ギリシャ当局の経済プログラムは、時間をかけ、競争力と成長、財政の持続可能性を回復するとともに、金融の安定性の確保を目指している。SBA下での進捗を基盤としているが、ギリシャ当局はプログラム戦略を見直し、経済成長と雇用創出の加速化に向け構造改革の実施を一段と重視した。ギリシャプログラムのための公的部門からの支援は2014年末までの新規融資1,300億ユーロ、それまでのプログラムの下での金融支援の残りである340億ユーロとIMFからの2015年と2016年第1四半期の80億ユーロの追加融資が内訳となっている。第1回目の融資供与は、13億9,910億SDR(16億5,000万ユーロ)で3月のプログラム承認時に行われた。IMFのピーク・エクスポージャーは、SBA下と比較し今後も概ね変化はないと考えられる。

実施2年目になるアイルランドのプログラムは、引き続き強固である。アイルランド当局は、同国の金融システムの健全性が回復し経済回復を支えることができるよう、多岐に渡る改革を推し進めた。国の銀行システムの縮小において大きく前進した。財政健全化は引き続き順調に進んでいる。2012年2月、理事会は、EFF下の拡大されたアイルランドの取極の下で第5回目のレビューを完了したことで、28億SDR(32億ユーロ)の融資供与が可能となり、同取極の下での融資実行総額は138億SDR(約161億ユーロ)となった。2010年12月に承認されたアイルランド向けの3年・195億SDR(226億ユーロ)の取極は、同国の欧州のパートナーが支援しアイルランド自身も拠出した850億ユーロの融資パッケージの一環である。

表3.1

## IMFの融資制度

融資制度 (導入年) <sup>1</sup>	目的	条件	分割供与およびモニタリング
<b>クレジット・トランシュおよび拡大信用供与措置<sup>3</sup></b>			
スタンバイ取極 (1952年)	短期的性格の国際収支上の問題を 抱える国への中期的支援	加盟国の国際収支上の問題が合理的な期間内 に解決されるとの信頼に足る政策の採用	パフォーマンス基準と他の諸条件の遵守を条 件とする、四半期ごとの買入れ(引出し)
フレキシブル・ クレジットライン (FCL) (2009年)	潜在的あるいは実体化しているかを問 わず全ての国際収支上の必要に対応 する柔軟性の高いクレジット・トラン シュの制度	事前のマクロ経済ファンダメンタルズ、経済政策 枠組みが極め強固で、優れた経済実績を有する	1年後の中間レビューを条件に、取極期間を通 し迅速なアクセス承認
拡大信用供与措置 (EFF) (1974年) (拡大取極)	長期的性格の国際収支上の問題に対 処するための加盟国の構造改革を支 援するより長期的な支援	構造面でのアジェンダを含んだ最長4年間のプ ログラムを採択し、今後1年間の政策の詳細を 提示	パフォーマンス基準や他の条件が守られてい ることを条件に四半期または半年毎の買入れ (引出し)
予防的流動性枠(PLL) (2011年)	健全な経済ファンダメンタルズと政策 を実行する国のための制度	強固な政策フレームワーク、対外ポジション、市 場アクセスを持ち金融部門も健全であること	早い段階での大規模アクセス。1～2年のPLL については半年毎のレビューを行う

## 特別措置

ラビッド・ファイナンシ ング・インストルメント (RFI) (2011年)	緊急を要する国際収支上のニーズを 抱える全ての加盟国への迅速な金 融支援	国際収支上の問題の解決努力 (事前の措置を含む場合あり)	完全なプログラムやレビューを必要としない 即時買入れ
---	--	---------------------------------	-------------------------------

## 貧困削減・成長トラストのもとでの低所得国向けファシリティ

拡大クレジット・ ファシリティ(ECF) (2010年) <sup>5</sup>	長引く国際収支問題に対処するための 中期的支援	3年間のECF取極を締結。ECF支援プログラム は、加盟国が参加型プロセスを経て作成する、 マクロ経済、構造および貧困削減の各政策を一 体化した貧困削減戦略ペーパー(PRSP)をベ ースとする	パフォーマンス基準の遵守とレビューを条件 に半年毎(時に四半期毎)の供与
スタンバイ・クレジット ・ファシリティ(SCF) (2010年)	短期的国際収支上の問題解決と予防 的ニーズ	12カ月から24カ月間のSCFプログラムを採用	パフォーマンス基準の遵守とレビューを条件に (引き出された場合)、半年(または、四半期の 場合も)ごとの供与
ラビッド・クレジット・ ファシリティ(RCF) (2010年)	高次クレジット・トランシュタイプの プログラムが不要または不可能な緊 急の国際収支上のニーズに迅速な支 援を提供	レビューをベースにしたプログラムは不要または 事後的なコンディショナリティーなし	通常は一度の供与

<sup>1</sup> 貧困削減・成長トラストの場合を除き、IMF融資は加盟国から出資される資金によって主に賄われる。各加盟国は資金上のコミットメントを示す「クォータ」が割り当てられる。各加盟国はその一部をIMFが受け取り可能な外国通貨あるいはSDR、残りを自国通貨で払い込む。IMF融資は、借入国が自国通貨で外国通貨資産をIMFから買うことにより供与、つまり引き出される。融資の返済は、外国通貨で自国通貨をIMFから買い戻す形となる。ECF、RCF、SCFの各譲許的融資は、貧困削減・成長トラストから別途ファイナンスされる。

<sup>2</sup> 一般資金勘定(GRA)から引き出された資金にかかる利率は、SDRへの週次金利に利鞘を上乗せしたものとなっている。この利率は、IMFの毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定全残高の日残に対して適用される。さらに、0.5%の一回限りのサービスに対する利率が、リザーブ・トランシュ以外の一般資金勘定内のIMF資金の引出しに対して課される。先行して支払うコミットメント・フィー(クォータ比200%までのコミット額に対しては15ペーシスポイント、クォータの200%を超えるが1,000%までの金額に対しては30ペーシスポイント、さらにクォータ比1,000%を超える金額に対しては60ペーシスポイント)が、スタンバイ取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠、および拡大取極のもとでの、各期間(毎年)の引出し可能額に適用される。この手数料は、取極のもとで後に行われる実際の引出し額に応じて払戻しが行われる。PRGT下の低所得国加盟国向けファシリティについては、2009年に譲許的金利とSDR金利をリンクさせた金利メカニズムを確立、定期的にレビューを行う。このレビューで適用される金利は次のように設定される；もし直近の12カ月間のSDR金利の平均が2%未満ならばECFとRCF融資の金利は年率は0%、SCF融資は年率0.25%；SDR金利の平均が2%以上5%以下の場合はECF、RCF各融資は年率0.25%、SCF

利用限度	手数料 <sup>2</sup>	スケジュール(年数)	分割払い間隔
年間:クォータの200% 累積:クォータの600%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比300%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比300%を超える状態が3年以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	3.25 - 5	四半期
事前制限なし	同上	3.25 - 5	四半期
年間:クォータの200% 累積:クォータの600%	同上	4.5 - 10	半年
6カ月間:クォータの250%;1~2年間の取極は、承認と同時にクォータの500%が利用可能;十分な改善が12カ月続いた後は、クォータの計1,000%	同上	3.25 - 5	四半期
年間:クォータの50% 累積:クォータの100%	同上	3.25 - 5	四半期
年間:クォータの100% 累積:クォータの300%	0%(2010年1月7日~2013年12月31日)	5.5-10	半年
年間:クォータの100% 累積:クォータの300%	0%(2010年1月7日~2012年12月31日)、2013年は0.25%	4-8	半年
1年間:クォータの25%(最大50%) 累積:クォータの75%(最大100%)	0%(2010年1月7日~2013年12月31日)	5.5-10	半年

融資は年率0.5%;もしSDR金利の平均が5%超の場合はECF、RCF各融資は年率0.5%、SCF融資は年率0.75%となる。SCFのもとでの予防的取極については、半年間で利用可能な資金の内引き出されていない資金には年間15ベースポイントのアベイラビリティフィーが適用される。

<sup>3</sup> クレジット・トランシュとは、加盟国のIMFクォータに応じた買入れ(引出し)規模を示す。たとえば、加盟国のクォータの25%までの引出しは、第1クレジット・トランシュのもとでの引出しとなり、国際収支上の問題を克服する相応の努力を示すことが求められる。25%を越える支払い要請は、高次クレジット・トランシュの引出しとされる。これは、借入国が所定のパフォーマンス目標に達すること、分割して行われる。このような支払いは通常、スタンバイ取極(または拡大取極)に関連している。取極外のIMF資金の利用は稀であり、今後も変わらないと考えられる。

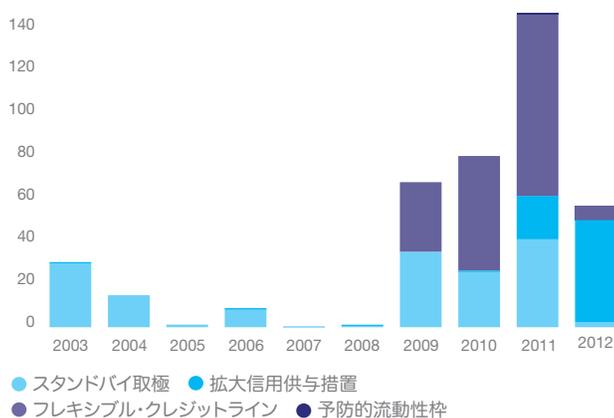
<sup>4</sup> 上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となり、これまでのスケジュールに取って代わった。新たな制度では、クォータ比200%を超える金額に対しては基本金利に100ベースポイント、クォータ比300%を超える金額に対しては200ベースポイントの上乗せとなっている。2009年8月1日の時点で、クレジット・トランシュまたはEFFの下を取極の借入残高がある加盟国には、上乗せ金利について新旧制度どちらかを選択するオプションが与えられた。

<sup>5</sup> ECFは以前、貧困削減・成長ファシリティとの名称だった。

図3.1

2003～2012年度(年度末4月30日)に承認された取極

(単位:10億SDR)

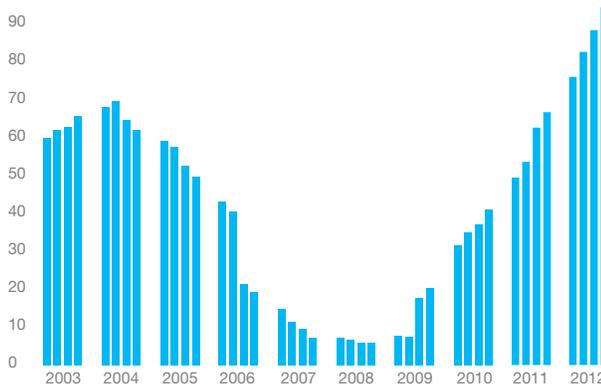


出所: IMF財務局

図3.2

2003～12年度の非譲許的融資残高の推移

(単位:10億SDR)



出所: IMF財務局

レキシブル・クレジットラインの下で38.7億SDR(62.2億米ドル)取極が、コロンビアに対して新たに承認された。これは、2011年5月に失効したより低次のアクセスを伴った前FCL取極を引き継いだものである。合計で、2012年4月末までに、GRAからの買入れ<sup>9</sup>は、322億SDR(499億米ドル)に達したが、うちユーロ圏向け

プログラム3件(ギリシャ、アイルランド、ポルトガル)による買入れが全体の95%以上を占めた。同期間の買戻しは、36億SDRだった。IMFの融資制度とファシリティに関する情報は表3.1に示している。表3.2と図3.1は、2012年度に承認された取極の詳細を、図3.2は過去10年間の融資残高の推移を示している。

### ボックス3.2

#### 移行期にあるアラブ諸国への支援

移行期にあるアラブ諸国は、より繁栄した未来への機会をもたらす歴史的変革の中にある。しかし、同時にこれは当面大きな経済的な課題ももたらす。IMFは、政策助言やキャパシティ・ビルディング(能力強化)、金融支援を通しこれらの国々を支えている。

IMFは、同地域にとり重要な課題を中心に政策助言を調整している。IMFが焦点を置くマクロ経済や金融の安定性に加え、IMFは政策助言で、包摂的成長の促進を一段と重視しており失業問題への対処や社会的保護といった課題に重点を絞っている。IMFの中核的な専門知識はマクロ経済であることを踏まえ、以上のような分野により精通している世界銀行や国際労働機関(ILO)といった他の国際機関と協力している。

同地域におけるIMFのキャパシティ・ビルディングは、強固な制度や組織の促進、良質なデータの作成、より公正かつ公平な財政政策の形成に改めて焦点を絞っている。これらの目標に向け現在進

められている取り組みとして、エジプトでの租税平等(タックス・イクイティ)の改善、ヨルダンでの燃料補助金改革、リビアでの財政管理の改善、モロッコとチュニジアでの金融部門の強化、およびイエメンでの税関の強化に向けた技術支援などが行われている。中東技術支援センターは、実地研修を行うとともにこれらの分野に関するピア・ディスカッションを促進する。クウェートに新たに設立されたIMF・中東経済金融センターは、マクロ経済政策の形成と実施に向けた研修を行っている。

金融支援の面では、IMFは、同地域のニーズも一部反映し融資制度を改善するとともに、2012年4月にはイエメンに対し9,375万米ドルのラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)の買入れを承認した。また、エジプトとはスタンバイ取極の可能性について協議を行っており、その他の国々とも資金調達ニーズや支援の可能性について話し合いを行っている。



左: ガイアナ・デメララの工場でパスタを詰める労働者  
右: エジプト・カイロの靴屋の窓拭きをする少年

### 譲許的融資

上述のように、IMFの低所得加盟国は、貧困削減・成長トラスト (PRGT)を通し譲許的な金利で融資を受ける資格がある。2012年度、IMFはPRGTの下で17低所得国に対し19億SDRに上る融資をコミットした。2012年4月30日時点で、64カ国に対し合計55.5億SDRの融資を行っていた。IMFの譲許的融資制度の下での、新規の取極及びアクセスの拡大の詳細は、表3.3に示している。また、図3.3は、譲許的融資取極の過去10年間の残高の推移を示している。

壊滅的な自然災害に見舞われた貧しい国々に対する、債務救済の国際的な取り組みにIMFが加わることができるよう2010年6月に設立した、大災害後債務救済基金(PCDR)を通した支援は2012年度は行われなかった。重債務貧困国(HIPC)イニシアティブとマルチ債務救済イニシアティブ(MDRI)の下で債務救済を受ける資格がある国々に対しIMFは債務救済を引き続き行っており、詳細は第4章に記載している。

IMFは、加盟国のPRGT下の譲許的な融資財源の利用の適格性の有無を判断する際、2010年に同目的のために設立した枠組みを活用する。2年に一度見直しが行われる同枠組みは、理事会が適格国リストへの加入および卒業の判断を行う際の明確な基準を示す。概して、国民1人当たりの年間所得が一定の基準<sup>10</sup>を下回り、国際金融市場に事実上アクセスできない場合、リストに加えられる。これらの国々は、継続的に高水準の所得を確保<sup>11</sup>あるいは、国際金融市場に持続的に確実にアクセラできるように、国民1人当たりの所得の急激な減少や、市場アクセスの喪失、及び・若しくは債務の脆弱性の深刻な短期的リスクを抱えていない場合、

リストから「卒業」することが期待される。また、同枠組みは、小国が抱える脆弱性がより高いことを踏まえ、国民1人当たりの所得については他と比較し緩やかなリスト加入・卒業基準を設けている。

2012年2月、理事はこの枠組みとPRGT適格国リスト<sup>12</sup>をレビューした。理事は、枠組みを活用すると、リストへの加入および卒業に適した加盟国は存在しないという点で合意するとともに、PRGT適格性リストに変更は加えないと決定し、同枠組みは現行の基準及び要件に照らし必要に応じて中間アップデートを行うことができると言及した。さらに理事は、小国と定める人口基準について、世界銀行の基準と足並みを揃え150万人へ増やすことで合意した。さらに、PRGTの適格性のより包括的なレビューを2013年の初めに前倒しして行うことで合意した。幅広い協議と分析を基に、レビューでは第一に様々な基準の適合性を評価するとともに、枠組みで利用されている基準のバランスが引き続き適正であるかを分析することができよう。また、小国をはじめとした加盟国の状況をよりよく把握するため、追加的あるいは代替の変数を使う可能性も検証することになる。

2014年までにPRGTの財源を113億SDR(170億米ドル)まで拡充する融資パッケージの一環として、理事会は2009年7月に<sup>13</sup>IMFの金の売却に伴う想定外の利益の一部を(第5章参照)<sup>14</sup>、PRGTの譲許的融資を支えるための15億SDR(23億米ドル)を新たに捻出するために活用することを承認した。金の売却に伴う想定外の利益は、IMFの全ての加盟国の利益のために利用できる一般資金の一部であり、PRGTの補助金をこういった資金から得るにあたっては、加盟国がIMFに対し、自らのクォータ・シェアに見合った額をIMFが移転する必要がある、あるいはPRGT補助金に提供す

表3.2

## 2012年度に承認された主要な制度の取極

(単位: 100万SDR)

加盟国	取極のタイプ	発効日	承認額
<b>新規取極</b>			
コロンビア	24カ月フレキシブル・クレジットライン	2011年5月6日	3,870.0
ポルトガル	36カ月拡大信用供与措置	2011年5月20日	23,742.0
セントクリストファー・ネイビス	36カ月スタンドバイ	2011年7月27日	52.5
セルビア	18カ月スタンドバイ	2011年9月29日	935.4
ギリシャ	48カ月拡大信用供与措置	2012年3月15日	23,785.3
グルジア	24カ月スタンドバイ	2012年4月11日	125.0
コンボ	20カ月スタンドバイ	2012年4月27日	91.0
<b>合計</b>			<b>52,601.2</b>

出所: IMF財務局

ると示す戦略が必要になる。2012年2月、理事会は7億SDR(11億米ドル)をIMFの準備金から加盟国に分配することを承認した。これは、加盟国が分配された額の少なくとも90%(6.3億SDR、9億7,700万米ドル)に相当する額を、PRGTの補助金財源として利用できるようにするという十分な確約の取り付けが必要となっている。2012年4月末現在、27アフリカ諸国含めIMF188加盟国の内69カ国(総額3億4,038万SDR:5億2,776万米ドル)が、低所得国向け融資への補助を支援する意思を示した。

## IMFの融資枠組みの評価と変更

世界危機が発生した当初、IMFはGRAを通した融資のツールキットを強化するための改革プロセスに着手した。その目的は、IMFの融資枠組みの実用性と一貫性を維持しかつIMFのリソースを保護する一方で、加盟国の資金調達ニーズを満たす上でのIMF制度・ファシリティの有用性を高めることにあった。2009年の改革(FCLの導入)と2010年の改革(FCLの強化とPCLの導入)により、IMFの危機予防と解決に向けた融資提供能力が大幅に拡大した。

## フレキシブル・クレジットラインおよび予防的信用枠の見直しと融資制度の改革

2011年11月、理事会はFCLとPCLの第一回目のレビューとともに、IMFの融資ツールキットの柔軟性及び範囲を拡大するための一連の改革を承認した。これは、IMFの世界に広がる加盟国に対し流動性や緊急支援をより効果的に提供することを目的としていた。この改革により、IMFが経済あるいは市場の緊張の高まりに影

響を受けた国々であるいわゆる危機の第三者(すなわち、比較的強固なファンダメンタルズと優れた政策実績を有していることから、特異な危機が発生する可能性が通常では低いと考えられる国々を指す)を含めた、健全な政策とファンダメンタルズを備えた加盟国の多様な流動性ニーズにより的確に 대응することができるようになる。加えて、自然災害や紛争後といったこれまで特定の政策によりカバーされてきたケースより幅広い状況で生じる喫緊の資金調達ニーズに対処することが出来るようになることが期待される。

この改革の下で理事会の協議の結果を基に、PCLはより柔軟性を高めた予防的流動性枠(Precautionary and Liquidity Line: PLL)に取って代わられた。PLLは、新たな「短期流動性枠」などを通し、従来のPCLより一段と幅広い環境で活用することができる。この枠では、融資(クォータの250%まで)は、6カ月のPLL取極を通し提供される。これは、実際のあるいは潜在的な短期的な国際収支上のニーズを抱えた適格国が、総じて、取極期間内で脆弱性への対応において確実に前進することが期待できる場合に利用することができる。この枠と、加盟国が地域的あるいは世界的な緊張状態の高まりなど外生ショックの影響からより大規模な国際収支上のニーズに直面しているもしくは直面する可能性があるなど特別な場合、取極ごとに、将来のショックに対する保険と短期的な流動性枠として、クォータの500%(予定されているPLLの買戻しを除く)とアクセスは拡大されることになる。IMFの従来の緊急支援政策(自然災害緊急支援および紛争後緊急支援)は統合され、新たにラピッド・ファイナンス・インストルメントが導入された。これは、外生ショックに起因するものをはじめとしたあらゆる喫緊の国際収支上のニーズを支援するために活用することができる。ボックス3.3は、以上二つの新しい融資制度の要点を示している。2011年

### ボックス3.3

#### 新規制度の主な点

##### 予防的流動性枠

・適格性基準はPCLから変更はない。すなわち、加盟国は、健全な経済のファンダメンタルズと制度的政策枠組みを備え、かつ健全な政策の実績を有し引き続きそのような政策を維持することにコミットしていると判断されなければならない。

・加盟国は、取極承認時に潜在的あるいは実際の国際収支上のニーズに直面している場合に、支援を求めることができる。(PCLは潜在的ニーズの場合のみ可能)

・流動性枠の下で、短期的な国際収支上のニーズを満たすため6カ月間の取極を承認することができる。6カ月間の取極下でのアクセスは、加盟国のクォータの250%を越えることはないが、特別な場合には、理事会がケースバイケースで協議を行いその結果で、最大で同500%まで拡大することもできる。

・標準枠では、12～14カ月の取極を承認することもできる。この場合、承認とともに、最初の1年は最大アクセスは加盟国クォータの500%相当、2年目は同1,000%までとなる(必要に応じ、理事会の

レビュー後、2年目の分は1年目に前倒しすることも可能)。PCLと同様、取極の期間がこのようなケースは、半年ごとに理事会がレビューを行う。

##### ラピッド・ファイナンス・インストルメント

・自然災害や紛争後を越えた幅広いケースで生じた国際収支上の緊急ニーズを対象としており、政策支援や技術支援の枠組みを提供することもできる。

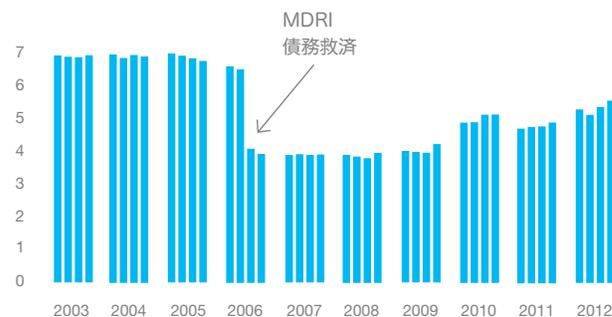
・承認を受けた場合即座に資金は活用可能である。1年間のアクセスは加盟国のクォータの50%と限定されており、累積ベースで同100%とする。

・加盟国は、国際収支上の問題への対処のための政策プランを示し、IMFが加盟国がこのような問題の解決に協力して取り組むと判断する必要がある。

図3.3

#### 2003～12年度の譲許的融資残高の推移

(単位: 10億SDR)



出所: IMF財務局

注: MDRI: マルチ債務救済イニシアティブ

11月の協議で、大多数の理事がIMFスタッフによるFCL及びPCLのレビューの主な分析結果を支持した<sup>15</sup>。理事は、スタッフによるFCLとPLL取極のアクセスの評価の透明性を高めるための提案について、これにより取極間の比較と公平性の促進が期待できるとして支持した。また、各ケースにおいて国際収支上のニーズの評価を負のシナリオとこれまで以上に密接にリンクさせることは、加盟国

に關係する外貨準備の必要性の判断に慎重に基づいた、外貨準備の利用の想定を導く一助になるのではないかとしてメリットがあるとした。

理事は、FCL/PLLの適格性基準の枠組みに組み込まれている前向きな質的要因により重点をおくとした、スタッフの提案を概ね支持した。理事は、FCLとPLL制度の下でのアクセスは、リスクが高まった間に外貨準備を一時的に補強する機能を果たすと述べた。さらに、後継的なFCL取極の下でのアクセスは、後継的な取極を要請するまでに、公的・民間の資金調達見通しが改善し加盟国の潜在的あるいは実際の国際収支上のニーズが恒常的に減少した場合に縮小するというというのは、通常予測できると改めて確認し、後継的なPLL取極においても、同様の見通しが考えられると合意した。

理事は、PLLについて事前および事後的コンディショナリティーが適切であることが重要だと強調した。また、アクセスや期間にかかわらず、PLLのあらゆる取極に適用されるであろう理事会の早期関与という手順を歓迎した。さらに、このような改革により、IMFリソースへの早い段階での要請が増加する可能性があるというスタッフの評価に触れたが、その実質的な影響は比較的限定的なものにとどまる可能性が高いと述べた。

表3.3

## 2012年度に貧困削減・成長トラストのもとで承認・拡大された取極

(単位:100万SDR)

加盟国	発効日	承認額
<b>3カ年拡大クレジット・ファシリティの新規取極</b>		
アフガニスタン	2011年11月14日	85.0
バングラデシュ	2012年4月11日	640.0
ブルンジ	2012年1月27日	30.0
コートジボワール	2011年11月4日	390.2
ギニア	2012年2月24日	128.5
ギルギス	2011年6月20日	66.6
マリ	2011年12月27日	30.0
ニジェール	2012年3月16日	79.0
<b>小計</b>		<b>1,449.3</b>
<b>拡大クレジット・ファシリティの拡大<sup>1</sup></b>		
ブルンジ	2011年7月13日	5.0
ジブチ	2012年2月6日	9.5
ケニア	2011年12月9日	162.8
レソト	2012年4月9日	8.7
リベリア	2011年6月27日	8.9
マリ	2011年6月13日	25.0
<b>小計</b>		<b>219.9</b>
<b>新規スタンバイ・クレジット・ファシリティ</b>		
グルジア	2012年4月11日	125.0
ソロモン諸島	2011年12月6日	5.2
<b>小計</b>		<b>130.2</b>
<b>ラビッド・クレジット・ファシリティでの供与<sup>2</sup></b>		
コートジボワール	2011年7月19日	81.3
ドミニカ	2012年1月19日	2.1
セントビンセント及び グレナディーン諸島	2011年8月3日	1.2
イエメン	2012年4月17日	60.9
<b>小計</b>		<b>145.5</b>
<b>総計</b>		<b>1,944.9</b>

出所: IMF財務局

<sup>1</sup> 拡大については、増額分のみを記載<sup>2</sup> ラビッド・クレジット・ファシリティは取極なしに早急に供与される

左: ブルンジ・ムワロで自治体政府システムに関する情報を閲覧する農夫たち 右: インドーバングラデシュ国境近くで黄麻の繊維を採取する村人たち



## 拡大信用供与措置の変更

2012年3月、理事会は拡大信用供与措置の修正案を承認、開始時より最大で4年間という拡大的な取極を承認できるとした<sup>16</sup>。従来は、同政策は最大で3年間となっており、その後取極を拡大し最大で4年間とする可能性もあったとしていた。2009年からのIMF融資ツールキットの改革により、大幅に柔軟性が高まり加盟各国の様々な状況やニーズにより良く適応することができるようになった。この改革の精神と一致するかのように、EFFの利用は次第に、長期的な国際収支上のニーズを抱えた低・中所得国から、ユーロ圏危機関連などに起因するより大規模な資金調達ニーズを抱えた工業化が進んだ国へと広がって行った。拡大された取極の下での買入れは、通常のIMFの手法と同じく、一定の期間ごとに行われることになろう。EFFとPRGTを組み合わせた融資設計へのこのEFFの変化がもたらす影響については、その後の低所得国向けの制度のレビューの際に検討されることになるとの見通しが示された。

## 政策支援インストルメント

政策支援インストルメント(PSI)は、IMF金融支援へのアクセスを希望しない若しくは必要ではないものの、その政策パフォーマンスとIMFのモニタリング及び支援との連動を希望する低所得国を支えるものである。この非金融支援は、PRGTの融資ファシリティを補完するという重要な役割を果たす。PSIは、加盟国の効果的な経済プログラムの策定・実施を支援する。これが理事会の承認を受けると、ドナーや、多国籍開発銀行、市場などに、加盟国の政策が強固であるとIMFが保証しているとの明確なシグナルを発信することになる。



これまでのところ、理事会は、カーボヴェルデ(2006年、2010年)、モザンビーク(2007年、2010年)、ナイジェリア(2005年)、ルワンダ(2010年)、セネガル(2007年、2010年)、タンザニア(2007年、2010年)およびウガンダ(2006年、2010年)の7カ国に対しPSIを承認した。2012年度に新たに承認されたPSIはなかった。

### 脆弱な状況にある国々の、マクロ経済面・執行面での課題

2011年7月、脆弱な状況にある加盟国のマクロ経済面・執行面での課題について協議した理事会は<sup>17</sup>、これらの国々とIMFの関係はIMFの専門分野を中心としており、マクロ経済の枠組みの強化、制度面・人材面での能力構築、および債務救済の確保に総じて貢献したとの見解を歓迎した。一方で、理事会は、過度に野心的なプログラムターゲットも一部背景に、プログラムは等しく実施されているわけではないと述べた。これを背景に、理事は、IMFの関与方法に一部変更を加えることを検討する価値はあるとしたものの、効果的であるためには、今後もIMFの中核的なマンデートを取り組みの中心に据え国際社会と密接に協調する必要があると強調した。

大多数の理事は、脆弱な状況にある低所得国のラピッド・クレジット・ファシリティを高次クレジット・トランシュ取極の足がかりとして、より柔軟に活用することを支持、あるいはこれを前向きに検討するとして<sup>18</sup>。一方で、脆弱な状況にある国々は通常恒常的に国際収支上のニーズを抱えていることから、高次クレジット・トランシュ取極が、IMFの関与において引き続き主要な制度であるべきとの見解が示された。

総じて理事は、脆弱な状況にある国々のプログラムの限定的な実施能力をこれまで以上に反映するために、プログラム設計における柔軟性を一段と高める必要があるという意見を歓迎した。同時に、異なる融資ファシリティに適用されるコンディショナリティーの基準は維持すべきだと強調した。理事は、IMFの融資は中期的に徐々に減少すべきものであり、脆弱な状況にある国々の長期的な融資ニーズには譲許的なドナーのリソースを活用することで概ね応える必要があるという点で合意した。

理事は、脆弱な状況から加盟国を引き上げるにあたっての技術支援の重要性を強調した。この点から、長期アドバイザーの活用や加盟国当局関係者の継続的な研修など、技術支援は、現実的な中期的な支援計画に適切に基づいたものでなければならないとした。

### システミックな危機、金融の連関性、国際的な金融のセーフティネットの役割

システミックな危機と国際的な金融のセーフティネットの役割に関する2011年6月の協議で<sup>19</sup>、理事は、各国間の相互連関性に見られる複雑性はますます増しているが、これは、システムレベルでの不安定化のリスクを内包しており、深刻な経済及び金融の緊張を

引き起こし広くその影響が伝播する可能性を高めると述べた。また、最近の世界危機の間に採られた前例のない政策対応は危機の規模に見合ったものであり、産出と市場の信認の損失の軽減、そしてその後の逆転、に貢献したとの認識を示した。より広く見るならば、理事は、これまでのシステミックな事象において主な中央銀行は、通貨という流動性を供給しIMFをはじめとする国際金融機関の取り組みを補完するうえで重要な役割を果たしたと述べた。最近の金融危機の流れのなかでは、金融政策に関する決定は、引き続き中央銀行の国内のマンデートと目標に左右されていたものの、これらの目標は偶然にも世界的利益と一致していたと述べた。今後は、システミックな事象に対する政策対応の予測可能性を向上し協調を強化することが望ましいとの見解が示された。

大多数の理事は、危機の第三者に十分な時宜を得た形で流動性を供給するとともに、より大局的に地域レベルの金融取極を含め世界的な協力関係を強化するために、国際的な金融のセーフティネットのさらなる強化を追求する余地があると述べた。理事は、世界的な金融のセーフティネットの強化は、システミック・リスクの蓄積の特定の強化と危機予防の改善に向けた取り組みと共に進める必要があると強調した。

この協議の後、2011年11月に理事会が、加盟国の流動性および喫緊の国際収支上のニーズに一段と適切に対処できるよう、IMF融資ツールキットの一連の改革を承認したのは既述の通りである。

## サーベイランスを強化し、持続的な世界成長への回帰を支える

### サーベイランスの強化

IMFはIMF協定により国際通貨制度の監督と188加盟国の経済および金融部門政策をモニタリングする「サーベイランス(政策監視)」権限を有している。世界レベル(マルチラテラル・サーベイランス)と国レベル(国別サーベイランス)で行われるこの過程の一環として、IMFは安定性リスクの可能性を浮き彫りにし必要な政策調整を助言する。このようにしてIMFは、各国間における財、サービス、及び資本の交換を促進し健全な経済成長を維持するという、国際通貨制度の主な目的の達成に貢献している。

### マルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)

IMFのマルチラテラル・サーベイランスは主に、「世界経済見通し(WEO)」、「国際金融安定性報告書(GFSR)」、および「財政モニター(Fiscal Monitor)」を通して行われる。この半年ごとに発表される報告書は、「地域経済見通し(REO)」(第5章の「外部関係者との関わり」を参照)とともに、IMFの世界経済と金融サーベイを形成するもので、IMFによる加盟国の経済・金融情勢の分析を支えている。WEOとGFSR、FMの中間アップデート版は年に2度発表される。

WEOは、世界経済の動向を詳細に分析するとともに、世界および地域レベルで経済の見通しと政策課題を評価する。また、早急の対応が不可欠な問題の詳細な分析も示す。2011年9月のWEOでは、世界経済の成長の鈍化に伴い高まるリスクに焦点を当てるとともに、一次産品価格の変動のインフレへの影響に対する適切な金融政策措置や、税制や政府支出の変化がもたらす国や地域の対外バランスへの影響について詳述した。2012年4月版では、住宅バブル後の経済面のコスト減少にむけ採るべき政策の分析や、一次産品価格の変動に対処するために一次産品輸出国が採るべき政策に関する議論を提示、成長が回復するなかで残存するリスクを検証した。GFSRでは、国際金融市場とその展望の最新の評価を行うとともに、世界情勢の中での新興市場の資金調達をめぐる問題に取り組んでいる。GFSRの目的は、金融市場の安定性のリスクとなりうる脆弱性を明確にすることである。2011年9月のGFSRでは、危機の遺産の問題を検証するとともに、投資家の行動の変化が世界の金融の安定性に下振れリスクを引き起こすかについて分析し、またマクロブレード政策を運営するための指針を提示した。2012年4月のGFSRのテーマは安定性の持続の追求で、金融の安定性の基盤としての安全資産の役割と長寿リスク(Longevity Risk)の金融への影響の評価を行った。FMは、最新の財政動向を調査・分析し、世界経済情勢の財政への影響と中期的財政見通しの最新の報告を行うとともに、財政を持続可能な基盤にのせるための政策を評価する。2011年9月のFMでは、経済リスク低減のために考えられるアプローチの一つとして財政面の課題への対処というトピックについて検証を行い、フィスカル・デバリュエーション、民営化の事例、債務監視、ストックフロー・アジャストメントの分析を行った。また、2012年4月のFMでは、財政政策のリスクバランスを取る手法について分析するとともに、財政政策の乗数効果の分析結果、財政調整計画、および危機の地方財政への影響についても検証した。2012年度に、WEO、GFSRおよびFMでカバーされた課題の概要は、第2章に記述している。

世界危機により、各種部門(実体、金融、財政など)間や各国間の関連性の更なる分析が必要であることが明らかとなった。このことからIMFは、サーベイランスの相互の結びつきを世界経済と同様に高めるために有効な措置を複数採った。2011年には初めて「波及効果報告書」を試験的に作成し、中国、ユーロ圏、日本、英国および米国といったシステム上重要な世界の5大国・地域における経済政策の、パートナー国・地域への影響を評価した<sup>20</sup>。2011年9月、IMFは新たに「マルチラテラル・サーベイランス統合報告書」の作成に着手した。これは、IMFのマルチラテラル・サーベイランスの分析(WEO、GFSR、FMおよび波及効果報告書)の主要なメッセージを明確に示したもので、第2版が翌4月に発表された。2012年、理事会はWEO、GFSR、およびFMに関する初の合同会議を開催、1月には非公式協議をそして4月には公式な理事会会議を行った。

## 国別サーベイランス

(各加盟国を対象とした)IMFの国別サーベイランスの中核は4条協議であり(ウェブボックス3.2を参照)、通常、IMF協定第4条に則り定期的に加盟国とともに行う。4条協議でIMFは、関連する経済及び金融情勢とその見通し、並びに各加盟国の政策の綿密な評価を行い、その分析を基に率直な政策助言を行う。2012年度中に、合計で122の4条協議が終了した。(ウェブテーブル3.1を参照)多くの場合(2012年度は88%にあたる107本、ウェブテーブル3.1を参照)、スタッフレポートや他の協議に関連する分析がIMFのウェブサイトで公表されている。理事会は、IMFの国別サーベイランスの実施状況を、「3年毎のサーベイランス・レビュー」の一環で、3年に一度レビューしている。

### 2011年の3年毎のサーベイランス・レビュー

2011年10月、理事会はサーベイランスの法的枠組みを含めたIMFのサーベイランス活動の包括的なレビューである「3年毎のサーベイランス・レビュー(TSR)」を終了した<sup>21</sup>。理事は、中でも2008年のTSR以降、サーベイランス手法に大きな改善が見られたものの依然として重大なギャップが残っているとしたIMFスタッフのレビューの主要な結論に概ね合意した。また、スタッフが示した、相互関連性、リスク評価、金融の安定性、対外安定性、法的枠組み、および影響力といった6分野を特に重視する必要があるとした見解に同意した。さらに、専務理事によるサーベイランスの強化に関する声明で示された行動計画について<sup>22</sup>、いくつかの点で見解の相違を認めたもののこれを概ね承認した。加えて、スタッフの提言に沿い、これらに付随する2011~2014年の運営上の優先事項を承認した。

**相互関連性。**理事は、世界レベル、国レベルの分析を一段とリンクさせ加盟国への政策助言に情報を提供することに意義があるとの認識を示した。また、五つのシステミックな国や地域を対象とした波及効果報告書で行われたような、対外的な波及効果(本章前述の「マルチラテラル・サーベイランス」の項を参照)の分析が、IMFのサーベイランスに大きく貢献してきたと同意するとともに、2013年度に評価を行う前に再び行うべきだと述べた。理事は、クロスカントリー分析の一層の活用を強く支持した。

**リスク評価。**理事は、国別・マルチラテラルの両サーベイランスにおいて、ベースラインをこれまでと同様に重視しつつ、リスクとその伝達経路にこれまで以上に注意を払う必要があるという点で合意した。これに関連し理事は、既存のリスク評価ツールの結果をこれまで以上に活用することも含めた、スタッフによる提言を概ね支持した。

**金融の安定性。**理事は、金融部門のサーベイランスを継続的に改善する重要性を強調した。戦略的なワークプラン(これに関する理事会のその後の議論については、本章後述の「金融部門サーベイ



左: ワシントンDCで2011年9月の「財政モニター」について記者会見に臨むIMF財政局のカルロ・コッタレリ局長 右: コソボのブリシュティナで建設中のショッピング・センターをチェックする作業員

ランスの作業課題」の項を参照)を採用し、金融の相互連関性に関する作業を促進し、国別サーベイランスにおいて金融部門の分析を強化するとともに、データギャップに対処することを提言したが、同時に他の国際機関と密接に連携するよう促した。さらに、システム上重要な金融部門を有する、あるいは金融部門の脆弱性が高い国や地域の4条協議のミッションには<sup>23</sup>、金融部門の専門家の参加機会を増やすことを支持した。

**対外安定性。**理事は、対外安定性の分析範囲を、為替相場から一段と拡大するための取り組みを支持したが、同時にこの過程において為替相場の分析は軽視されるべきではないと強調した。これに関連し、IMFは「為替相場諮問委員会」による綿密な為替相場評価に基づいた、多国間の観点から一貫した対外バランスのスタッフ評価を定期的に公表すべきだという点で大多数の理事が合意した。

**法的枠組み。**大多数の理事は、より効果的なサーベイランスの実現に向け、現行の法的枠組みを改善することは適切だとの認識を示した。(2012年4月に理事会は、IMFサーベイランスの法的枠組みの改革に関するフォローアップ会議を行った)大多数の理事が、新たな統合されたサーベイランス決定の採択を支持あるいはこれに対し前向きな立場を示すとともに、同決定のフォローアップ作業を期待すると述べた。同決定は、国別・マルチラテラルの両サーベイランスを対象としており、世界の安定性へのより広範なアプローチを反映している。

**影響力。**理事は、影響力を高める必要があるという点で合意した。影響力を高めるにあたり、質に加え、率直性や公平性、各国の情勢を勘案した助言の必要性、およびこれまでの助言に対する適切なフォローアップが重要となるとの見解を示した。理事は、新たな「マルチラテラル・サーベイランス統合報告書」(本章上述の「マルチラテラル・サーベイランス」の項を参照のこと)は、政策担当者間の協

議を促しIMFCの役割を強化する有用なツールだとして歓迎した。また、他の機関の専門知識を足場に、包摂的成長や雇用などマクロ経済に大きな影響を与える社会的課題に一段と注意を払うことができるだろうと述べた。さらに、4条協議の前に、重要な課題についてスタッフと国当局の間で意見交換を行うことが重要だと述べた。以上に加え、理事はIMFの独立評価機関(IEO)が特定した問題点への対応に資すると期待される、スタッフ間の連携の強化や多様な意見の促進、ミッションチームの継続期間の長期化といった組織面の改革を歓迎するとともに、時宜を得た形での実施を奨励した<sup>24</sup>。

一方、理事は、全加盟国に対するサーベイランスの質を確保しながらも、TSRの提言の実施に伴うコストを抑制するとともに、かかるコストについては次回の予算作成の段階で調整するととのマネジメントのコミットメントを歓迎した。

### 金融部門のサーベイランスの強化

金融部門の情勢が、急速に危機を引き起こしかつ延焼させる可能性があることから、効果的な金融部門のサーベイランスは不可欠である。世界危機以降IMFは、マルチラテラル・国別の両サーベイランスにおいて金融部門の問題をより重視するとともに、金融部門サーベイランスのための戦略的計画を策定した。金融市場および複雑な金融機関の調査とサーベイランスのために、リソースが追加的に割り当てられた。

### 金融の相互連関性のモニタリング

2011年5月、理事会は、金融安定理事会の世界のシステム上重要な金融機関を対象としたデータテンプレートに関してなど<sup>25</sup>、特定された金融の相互連関性に関連したデータギャップの解消の進捗について協議した。理事は、世界の一体化がますます進む中、IMFがより適切なリスク評価を行い国境を越える金融の結び

つきに対する理解を深めるためには、さらなる粒度データが必要だというスタッフの見解を共有した。国、セクター、商品、満期、そして通貨別の居住者ベースの金融データは、金利と為替相場リスク、満期のミスマッチあるいは資金調達ギャップ、スビルオーバーの可能性の特定を促進するだろうとの認識を示した。理事は、スタッフに対し特定されたデータギャップの解消に向け引き続き作業を進めるよう奨励した。

また大多数の理事はスタッフに対し、世界のシステム上重要な金融機関を対象としたデータテンプレートを完成させ、統計に関する指針を策定し、また関係公的機関の間でのデータ共有のための適切なメカニズムを構築するために、FSB事務局と引き続き連携して取り組むよう促した。同時に、理事は、一部の国における個別企業のデータの共有をめぐる機密ルールや法的な制約に対処する必要があると強調した。

理事は「証券投資残高共同調査」や「直接投資共同サーベイ」といったデータ・アベイラビリティの向上のためのイニシアティブを歓迎した。また、スタッフに対し、加盟国にかかる報告の負担の軽減のための方策をさらに追求するよう促した。さらに、現在の秘密保持取り決めを維持しながら、公的外貨準備の通貨構成(COFER)データベースでカバーする通貨と国を拡大するための取り組みを概ね支援した。変更を行う前に、加盟国と協議を行うという提案を歓迎するとともに、世界の資本フローと金融の相互関連性の理解の深化を促すため、COFERデータ、外貨準備に占める証券と商品の凝集度の低いデータを生成する可能性を追求することを総じて支持した。

理事は、国際決済銀行(BIS)の国際銀行統計の改善案について、IMFのサーベイランス活動に不可欠な重大なデータギャップの解消に資するだろうとして、これを歓迎した。

また、2012年3月に理事会は非公式協議を行い、IMFのサーベイランス強化に向けた取り組みに関連し相互関連性の問題を取り上げた。この非公式協議で理事会メンバーは、各国の直接的・非直接的結びつきに関する理解の深化のための概念的枠組み案を示したスタッフペーパーを検討した。この重要なテーマに関する作業は現在も進められている。

#### マクロブルーデンス政策をめぐって

2011年4月の理事会のマクロブルーデンス政策の枠組みの構築に関する協議を受け、2012年度は同枠組みのリサーチ及び開発作業が進められた。理事会は非公式に会合を開き2本のペーパーを検討した。1本目のペーパーでは、マクロブルーデンス政策の制度的枠組みを分析し、様々なモデルの評価のための基準を設定

し、その特長と弱点を検証した。2本目のペーパーでは、マクロブルデンシャルなツールを利用した国の経験を分析しその効果を評価し、大半のマクロブルーデンスな政策手段は金融部門のプロシクリカリティの軽減において効果的であるという結論を導き出した。

#### 資金洗浄・テロ資金対策

2011年6月、IMFの「資金洗浄・テロ資金対策(AML/CFT)」プログラム<sup>26</sup>の効果に関するIMFスタッフペーパーについて議論を行った理事は、IMFの活動は、資金洗浄・テロ資金に対する国際社会の対応に大きく貢献したと述べた。(IMF支援プログラム実施2カ国でのAML/CFTの取り組みの概要についてはボックス3.4を参照)さらに、ターゲットを絞ったリスクベースの評価の可能性も視野にいれ、AML/CFT評価の強化の方策の追求に価値を認めた。また、リスクベース評価の枠組みのもと、加盟国を対象とした第一回目のAML/CFT評価は、包括的なものとなるだろうと述べた一方、その後の評価は、資金洗浄・テロ資金の調達が特定あるいは法的措置を採られることなく行われていることに伴う最大のリスクが存在する分野に集中して行われるだろうとの見解を示した。さらに、ターゲットを絞ったリスクベースのAML/CFTの国際基準の遵守状況に関する報告書(ROSC)<sup>27</sup>へのシフトは、基準設定機関である「マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(FATF)」や他の関係者と合意する必要があるという点で合意した。特に、このような評価を行う手法と特定国に関する評価事項の選定基準は、FATFやFATFのような地域組織や他の関係者と協力して開発する必要があった。大多数の理事は、AML/CFTの評価を金融セクター評価プログラム(FSAP)の下でのあらゆる評価と今後も引き続き必ずリンクさせるべきだという点で合意した。

理事は、IMFとFATFとの連携をその国際協力レビューグループ(International Cooperation Review Group)の非協力国に関する作業を含め、引き続き支援すると述べた。基準と規範のイニシアティブの理事会のレビューで示されたガイドラインに則り<sup>28</sup>、理事は、スタッフが今後もレビューグループに参加し「仲介役」を務めるとともに、関係加盟国の同意のもと、レビューが行われている加盟国の関連情報を、強制的なプロセスを採ることなく、提供するという点で合意した。理事はこのようなスタッフの参加は、非協力国に関する公式声明の可能性を承認するものとして認識されるべきではないと述べた。

理事会の大半は、FSAPや国別サーベイランスの下でのモジュール形式の金融の安定性評価の流れの中で、AML/CFT問題の対象および関連犯罪に関するペーパーで示されたアプローチと考察を承認した。加えて、理事は任意ベースでAML/CFT関連事項を4条協議に今後も含むことを概ね支持した。さらに、次回のAML/CFTプログラムのレビューは、今後5年以内に終了することを期待するとした。

### ボックス3.4

#### IMF支援プログラムで資金洗浄対策措置を活用する—アフガニスタン、ギリシャ

資金洗浄の抑制の強化が犯罪行為の抑止および減少に有効であることから<sup>a</sup>、資金洗浄対策(AML)措置に関連するコンディショナリティーが、アフガニスタンとギリシャでのIMF支援プログラムに含まれている。

アフガニスタンでは、巨大な不正と関係者への融資計画疑惑の後、カブール銀行(2010年7月の時点で最大の銀行)が破綻した。犯罪行為が立証されるならば、損失は9億米ドル以上にのぼる(GDPの5%、2010年の政府歳入の50%以上に匹敵)といわれ、対GDP比でみて史上最大規模の犯罪による銀行損失になろう。IMFの対アフガニスタン支援プログラムである拡大クレジット・ファシリティ(ECF)で、政府当局は第一に、銀行業務と資金洗浄とテロ資金対策(AML/CFT)分野の法律の強化に努めている。また現在進められている経済ガバナンスに関する措置には、AML/

CFTの遵守の向上、金融機関の所有者や経営者に対する適格性テストの優先的実施、および監督枠組みと監督機能の独立性の強化などが含まれる。同時に、危機の財政コストを最小限に抑えるために、カブール銀行による横領資産の回復のための措置も採られている。

2011年10月、対脱税戦略の強化のためギリシャ当局は、金融機関に対し、脱税による利益と関連していると疑われる取引の同国の金融情報機関への報告を義務化するなど、従来のAMLツールの使用の強化を決定した。2012年3月、金融情報機関が、そのような利益の洗浄に関連していると疑われる資産の凍結に着手した後、金融機関および税務機関から金融情報機関への情報提供を増やすため2件のAML措置が導入された。

<sup>a</sup> IMFのAML/CFTに関連した活動の詳細は、IMFのウェブサイトですぐ入手できる([www.imf.org/external/np/leg/amlcft/eng/](http://www.imf.org/external/np/leg/amlcft/eng/))。

### 金融部門サーベイランスの作業課題

この章で既に議論した「2011年の3年毎のサーベイランス・レビュー」の中で指摘したように、このレビューの重要な勧告の一つは、金融の安定性を促進する上で戦略的な計画を立てることであった。その第一段階として2012年4月、理事会はスタッフによって作成された金融部門のサーベイランスの実務的課題について議論した<sup>29</sup>。

その際理事会は、現在進行中の危機の鎮静化を喫緊の優先課題とし、またシステミック・リスクの監視を強化し頑健な金融システムの形成のために各国の経験に基づき最善慣行を導き出すという2分野を中期的課題とするとした、この作業課題の重要なポイントを承認した。理事は、当面は特にユーロ圏を中心にしかし同地域を超えて金融の安定性を回復させるとともに、他地域への波及を抑制するという点でスタッフに賛同した。しかしその一方で、新興市場国・地域及び低所得国も含めた政策課題を抱えるIMFの全加盟国や各地域と今後も関与することも同様に重要だと強調した。

中期的な優先課題について理事は、グローバルなシステミック・リスクをより深く理解し有効に監視することや、より頑健で経済成長を後押しする金融システムを構築すること、また、危機を防ぎ管理するIMF加盟国の能力を向上させる必要があることを強調した。この目標に向け理事は、各金融部門の相互関連性の分析精度を上げることや実物経済と金融部門の結びつきに対する理解を深め、銀行及びノンバンクの脆弱性の分析や金融部門の深化を促す努

力を支援することを表明した。さらに、世界的な金融システム上重要な機関や市場から発生するリスクを監視し、データのギャップを解消するためのIMFや他の関係者の取り組みも支持した。

理事はまた、戦略的計画を作成するにあたり、各国政府を含む世界の利害共有関係者を関与させる重要性について合意した。その実行に際しては、IMFは必要に応じて他の世界的な利害関係者の持つ専門的協力も受けながら、その与えられたマンデート(責務及び権限)と最も能力の高い分野に集中すべきであるとの見解を示した。さらに、作成する計画は、実施上の優先度と遂行する際の時間軸、及び遂行に必要なリソースなどの分析を伴い具体的な行動を示すものである必要があると強く述べた。

### 財政政策

#### 財政政策と公的債務の持続可能性の枠組みの最新化

最近の世界危機により、中でも先進国をはじめとする資本市場参加国において公的債務の持続可能性をより注視する必要性が明確になったことにかんがみ、IMF理事会は2011年8月に、スタッフが作成した財政政策の枠組みと公的債務の持続可能性の分析枠組みの最新化に関する報告書を議論した<sup>30</sup>。理事らは、幾つかの点についてスタッフがさらなる検討を行うとする案を概ね支持した。それらの点にはベースライン想定の実現性、公的債務のさらなる詳細調査が必要と判断する際の指標の設定、財政リスクの分析、債務プロファイルに付随する脆弱性、さらに財政バランスと公的債務のカバー状況などが含まれる。また、資本市場参加国の債



左: タジキスタンのモミラクで収穫穀物を脱穀する農夫  
右: ニジェールのニアメで人通りが多い道を行きかうバナナ行商人

務の持続可能性の評価では、各国特有の特定された脆弱性の規模と比例した詳細な分析を行うなど、これまで以上にリスクベースのアプローチを取ることを理事は概ね支持した。ただし、各国間の公平性と比較可能性を確保するために、理事は合理的な標準レベルを維持する重要性も強調した。

理事の大多数は、債務の脆弱性のより綿密な分析を必要とする重要な基準として、債務の対GDP比レベル60%を基準点とすることが有効だとした。実際により詳細な分析を実施するかどうかの決定については、幅広い指標を用い柔軟に高い判断力をもって行うことを求めている。実際、債務がこの基準を下回っている国についても、債務プロフィールあるいはより一般的には債務リスクに起因する他の脆弱性がみられる国では、より綿密な分析が必要となる可能性がある」と述べた。

また、財政バランスと公的債務の範囲を広げ一般政府も含むべきとする点についても理事は賛同した。さらに、債務の総額の分析を補完するために高齢化と健康保険にかかる支出からの圧力、可能な国については、純債務の割合を評価することは有益だとした。さらに大多数の理事は、債務の持続可能性の分析に、偶発債務を含めることを広く支持した。分析では債務構造や流動性指標のより深い分析を求め、スタッフ報告書で議論されている指標的ベンチマークは分析の価値を高めると指摘した。また、この分析は市場が債務を消化する能力などその国の特殊事情も追加的に考慮すべきとした。

#### 世界成長リスクと国際商品価格ショックの管理:低所得国の脆弱性と政策課題

2011年11月、理事会はきわめて不透明な世界情勢の中で低所得国が直面する脆弱性と政策課題に関するスタッフレポートについて議論した<sup>31</sup>。大半の低所得国が世界危機から速やかに回復し

たことを歓迎した。ただ、理事はその後を展望した際、多くの低所得国がさらなるショックを吸収する能力がまだ再構築されていないその時点において、世界成長の下振れリスクが高まっていることを警告した。そのため、多くの低所得国が世界危機以後、外生ショックへ対応する備えが悪化しているとの懸念を表明した。

理事はまた、財政のバッファーが枯渇し国際支援が制約を受けている現状では、大半の低所得国にとって世界成長の急激な弱体化の影響に対抗するための財政刺激策の余地は危機発生以前と比べると限られているとの認識を示した。とはいえ、十分に財政余力がある国々については、そのようなショックのマイナスの経済的、社会的影響を悪化させないよう、歳出水準を保つべきとの見方を理事会は示した。さらにインフレの穏やかな国については、大多数の理事は反景気循環的な支援策を金融・為替政策で積極的に打ち出すべきとの意見を示した。しかし、景気下降が中期にわたる場合は、マクロ経済政策ミックスの更なる再調整が必要になる可能性が留意された。

国際商品価格ショックへの対応について理事は、現実的な対応政策を概ね支持した。その中には、財政余力の大きさによるものの、貧困層の保護に的を絞った策などが含めることもできよう。低所得国の中心的政策課題として理事は、貧困削減と成長支援のために喫緊に必要な支出を実行しながらマクロ経済バッファーの再構築に継続して取り組む必要性を強調した。ただ、これは難しいトレードオフを含む可能性があり、各国間の異なる事情から、それぞれで全てに適合する政策アプローチがないことを理事らは確認した。

#### 対外部門の安定性及び為替レートサーベイランス

2011年10月の「3年毎のサーベイランス・レビュー」は、IMFサーベイランス強化への前進を確認すると同時に、とりわけ加盟国や外部使用者の視点からみて、対外安定性の分析に関連するものな

ども含む重要なギャップも特定した。2012年4月の専務理事のアクション・プラン(行動計画)は、不均衡を醸成している要素とそれにともなう対外安定性へのリスクを分析する、新しい対外部門に関する報告書の作成プロセスを通し、対外安定性の分析が多国間にわたって整合的であるよう求めている。この報告書の重要な構成要素の一つは対外バランスの分析となることが予定されており、IMF内の局横断的なワーキンググループがこの分析の方法論の開発に取り掛かった。これは為替相場諮問委員会の方法論の後継となるもので、経常収支と為替レート、対外純資産に焦点を当てたものだ。対外部門報告書の方法論とプロセスについては2012年3月に非公式の理事会が開かれ、公式の理事会合は2013年度に予定されている。

### 資本フロー

理事会は、各国の経験を足場としながら資本フロー管理のための包括的で柔軟性がありさらにバランスのとれたアプローチの作成を目指して既に着手していた仕事を2012年度もさらに継続した。これまでの作業は資本流入国の政策に焦点を当て、資本フロー管理のための措置が妥当となる状況について点検した。

#### 資本フローに影響する政策の多国間的側面

2011年11月、理事会は資本フローに影響する政策の多国間的側面に関するスタッフペーパーについて議論した<sup>32</sup>。資本提供・受け入れ両国の政策が、そのリスクを抑制しながらも資本フローの利益を得るうえで役割を負うと述べ、理事は健全性に係る枠組みと金融政策も含め自らの政策の多国間的な伝播について各国の政策担当者がより注意を払うべきとするスタッフの意見に賛同した。さらに各国の健全性に係る枠組みの向上は全ての国と、世界シス

テム全体を利するものだという点についても同意した。また、現在進行中の国レベル及び国際的な規制・監督の改革の完遂と完全なる実行並びに新たな健全性に係る枠組みの開発は、裁定機会の削減と、国際的なリスクの緩和に役立つだろうと指摘した。

ただし、大多数の理事は波及プロセスが複雑なため、主要中央銀行が各々の金融政策の多国間的影響を積極的に考えるべきとの主張には限度がある点に留意した。しかし資本フロー管理策についての関心が再び高まっていることは、こういった管理策が同じような特徴を備えた国々への資本フローを増減させることによって多国間的に伝播する可能性があることから、その多国間的影響は注視に値するとの考えに大多数の理事は同意した。また、資本フロー管理政策の節度ある使用は資本フローと世界の安定性の総合的なリスクにほとんど影響しないことについても同意した。ただし、同時にそうした政策が広まったり多用されるとグローバルコストが上昇する可能性もあることに留意した。

#### 資本フロー自由化と流出管理

2012年4月の資本フロー自由化と流出管理に関する理事会の会議で、資本フローの完全自由化は全ての国にとり常に目標として適切であるわけではなく、国にとって適切な自由化は、とりわけその国の制度や金融の発達の段階といった個別の状況によるというスタッフの意見に理事は同意した<sup>33</sup>。また、資本フローの自由化への唯一最善のアプローチというものは存在しないと指摘した。理事は、金融統合化が進む中で資本フローを吸収しリスクを管理する制度及び市場の能力に注意を払いながら、自由化に対し慎重にアプローチする必要性を強調した。大多数の理事は、スタッフによって提案された資本フローの自由化と流出を調節する資本フロー管理

左: ハイチのシテソレイユで建物の屋根を修理する男性

右: ガンビア・バンジュールでろうけつ染めの服などを売る女性



対策の活用へのアプローチは、加盟国との政策議論に情報提供を行う包括的な制度的アプローチを構築するための広域的を得たたたき台を提供すると考えた。

理事の大半は資本フロー自由化の多国間的影響を注意深く見守る必要があると強調した。経済規模が大きくシステム上重要な新興市場国・地域による自由化は、より大きなグロスの資本フローや国の間の資本フローの逆流の発生、金融の安定性への影響や為替の柔軟性の拡大などを通じて、多国間レベルでより大きな影響を及ぼす可能性があるとの認識が示された。多くの理事が、マクロ経済や構造、金融部門に対する適切な政策が、過剰かつ変動の激しい資本流出に対する第一の防衛策であるべきだと強調した。また、マクロ経済政策をはじめとする諸政策の手が縛られている状況で、効果的に活用できると期待される恒常的政策ツールの一環として、資本フロー管理策が果たす役割は一段と大きいとの意見を示す理事も複数いた。

理事は根底にある問題の理解の深化とともに、会合で議論された提案について定期的に見直しを行う必要があるだろうと述べた。また、国際通貨金融委員会(IMFC)が要請したこの問題に関する次のレポートは、各国の経験を足場に資本フロー管理の包括的でバランスのとれた柔軟なアプローチを提示することになるとの見通しが示された。

### リスクの評価と管理

IMFは金融危機を受けてリスク評価を精緻化した。2009年には、確率は低いが起これば世界経済へ影響の大きいリスクを探知しそれを分析する「早期警戒演習」を導入する一方、先進国、新興市場国、低所得国それぞれの脆弱性や発生しつつあるリスクを評価するための分析フレームワークも開発した。この演習は、金融安定理事会(FSB)と協力して通常年2回実施する。理事会とFSBの議論の後、この演習により明らかになった事実は、IMFの春季会合と年次総会で各国幹部らに伝達される。この早期警戒演習と密接に関連しているのが「早期警戒リスト」で、同演習に関連した作業で観察された重要なリスクや脆弱性、そして傾向などが記載されており、IMF理事会とFSB構成メンバーと共有される。

IMFの実施する「先進国及び新興市場国・地域を対象とした脆弱性演習」は、早期警戒演習の定量的結果に反映されるより広範な調査と分析の中核的な構成要素である。この脆弱性演習はさまざまなモデルからの情報を、異なるタイプのショックに対する地域レベル及び世界レベルの脆弱性を分析するための判断材料として使っている。この演習結果は、各国特有の性質を伴うものであることから、早期警戒演習へのインプットとして使われるものの、IMF理事会やFSBメンバーには知らされない。

### 特別引出権(SDR)の役割

2011年10月、理事会は、特別引出権(SDR)通貨量を巡るワークプログラムと国際金融システム改革の鍵となる要素であるSDRの通貨バスケットの拡大の基準を議論した<sup>34</sup>。大多数の理事は、現行のSDRバスケット選択の基準は適切であるとの意見だった。理事はSDRバスケット組入れの基準は引き下げられるべきでないと強調した。さらに、SDRバスケット通貨量の定期的見直しの中でIMFスタッフにより自由利用可能通貨の基準<sup>35</sup>として提示された複数の指標を、有益な一歩として理事会は歓迎した。また、これらの指標が機械的に使用されるべきでないと強調し、最終的には自由に使用できるかどうかの決定は、IMF協定に定められた自由利用可能通貨の定義による枠組みに基づく判断に大きく依拠する必要があるだろうとした。また、一部の理事は、国際金融システムの発展に応じてバスケットの構成変更を認める重要性を強調した。

大多数の理事は、SDRバスケットの選択で規模に即した基準が、引き続き重要な役割を果たしているという点で同意した。また、大多数の理事は、現行の輸出を巡る基準を資本流入で補強することが原則的には望ましいとの意見に同意したものの、財務勘定のデータの改善を待つて、当面は輸出を唯一の規模基準とすることが好ましいとの意見を示した。

理事会は5年毎に構成通貨候補とその比重などを含めSDRバスケットの見直しを実施している。次回の見直しは、2015年までに行われる予定である。

# 4

## 持続的成長のための 能力強化



## 持続的成長のための 能力強化



### 低所得国に対する支援

2008年の危機発生以前と比べ財政的な緩衝能力が低下する一方、将来のドナーによる支援の展望が見通せない状況の中で、低所得国は2012年度の間、世界規模のショックの大きなリスクにさらされ続けた。IMFはこれらを含めたさまざまな試練への低所得国の対処を複数の側面から支援した。年度を通し低所得国に譲許的融資を供与するとともに金売却の予定を上回る利益を活用することで新たに譲許的資金を確保し(第3章参照)、低所得国向け融資を支えるための借入取極を(第5章参照)新規に締結したが、これに加え理事会は、低所得国に特に関連する幾つかの課題に取り組んだ。債務問題には、理事会での重債務貧困国(HIPC)イニシアティブとマルチ債務救済イニシアティブ(MDRI)のレビューや、低所得国向けのIMF・世界銀行の債務持続可能性枠組みの再点検を通じ対応した。理事会はまた、世界成長リスクによる影響の管理やこれらの国での国際商品価格ショックへの対応も検討した。

### 重債務貧困国イニシアティブとマルチ債務救済イニシアティブ

債務削減に対するIMF・世界銀行合同の包括的アプローチは、どの貧困国も管理不能な債務負担を抱えないようにするために設計された。両機関は1996年に重債務貧困国(HIPC)イニシアティブ

を開始、それ以来多国籍機関や各国政府を含めた国際金融社会は、最重債務貧困国の対外債務負担を持続可能な水準にまで削減することに協力してあたってきた。

HIPCイニシアティブの支援を得るには、国は一定の基準を満たさなければならない。その基準には、国が1) 貧困削減・成長トラスト(PRGT)融資の適格国である(第3章参照)、2) 従来型の債務救済メカニズムでは持続不能な債務負担を抱えている、3) IMF支援プログラムを通じ改革と健全な政策の実績を備えている、4) 国内からの幅広い参加を通じた貧困削減戦略を既に策定している、が含まれる。そして国が、この全ての適格性基準とともにある一定の条件を満たせば、IMFと世界銀行の理事会は正式に債務救済の適格性を承認し、国際社会はその債務を持続可能と思われる水準まで引き下げる努力を誓約する。HIPCイニシアティブのこの第1段階は「決定時点(Decision Point)」と呼ばれる。ある国がこの「決定時点」に到達すれば、期限が迫っている債務について直ちに暫定的に救済を受け始めることができる。

HIPCイニシアティブ下で後に取り消し不可能な債務の全額削減を受けるには、さらなる基準を満たす必要がある。例えば、これらの国は、1) IMFプログラムの下で良好なパフォーマンスを維持し、2) 「決定時点」で合意された主要な改革を十分に実施し、3) 貧困削減戦略ペーパーを政策として採用し、この戦略を最低1年間は実行することが必要となる。この基準を全てクリアすると、「決

定時点」で約束された債務の全額返済を受けられる「完了時点」に到達する。

2012年4月30日時点で、HIPCイニシアティブの適格国、または潜在的適格性を有する39カ国のうち36カ国が「決定時点」、うち32カ国が「完了時点」に到達している。「貧困削減成長・重債務貧困国トラスト」<sup>36</sup>を通じて、HIPCイニシアティブで合計25億SDRの債務返済がこれら36カ国に対し行われたが、そのうち30カ国はアフリカの国々だった。

国連のミレニアム開発目標に向けた進展を加速させるため、2005年にはHIPCイニシアティブを補完するマルチ債務返済イニシアティブ(MDRI)が創設された。MDRIは、IMF、世界銀行、アフリカ開発基金の3多国籍機関からの適格債務に対し100%の返済を行う。この返済を受ける国は、1人当たりあたりの国民所得が年380米ドルを下回るとともに2004年末時点でIMFからの借入があるなど、貧困削減・成長トラスト(PRGT)支援の適格国である。また、HIPCイニシアティブの支援適格国及び潜在的適格国については、HIPCの「完了時点」に到達していることも条件となる。また2007年には米州開発銀行が、西半球の重債務貧困国5カ国に対して追加的に債務返済を行う決定を下した。HIPCイニシアティブの「完了時点」に到達し、1人当たりの国民所得が380米ドルに満たず、2004年末時点でIMFに債務がある全ての国はMDRIの下でIMFからの債務返済を受ける資格を得る。理事会はまた、MDRIの債務削減支援を受ける資格を得るには、IMFへの融資返済を遅れることなく履行し、マクロ経済政策のパフォーマンスが十分であり、貧困削減戦略を実行し、支出を管理できていることを求めた。

MDRIによる債務返済は、2004年末時点のある国のIMFに対する借入れ総額のうち、その国が返済を受ける資格を取得した時点での未返済の残高分全てがカバーされる。2005年1月1日以後に供与された融資の債務返済は行われない。このMDRIの下でのIMFの債務返済総額は、HIPC以外の2カ国の分も含めて23億SDRに上っている。アフガニスタン、ハイチ、トーゴの3カ国は「完了時点」に到達しているものの、MDRIの支援を受けられるIMF債務がないため、このイニシアティブ下でIMFから債務返済を受けていない<sup>37</sup>。

#### HIPCイニシアティブとMDRIの今後に向けた提案

2011年11月に理事会は、HIPCイニシアティブとMDRIの実施状況とともに、その今後に対する提案を議論した<sup>38</sup>。理事は両イニシアティブの目的は概ね達成されたとの考えを示した。そして重債

務貧困国の大半が債務返済の適格国となり、「完了時点」に到達していることが確認された。とはいえ、多くの重債務貧困国が引き続きミレニアム開発目標の達成において他の試練に直面しており、複数の国が依然として過剰債務に陥るリスクが高いことも観察された。

理事会の会合ではまた、イニシアティブを完全に実施するにはいくつかの課題に継続して注意を払う必要性が指摘された。残る7カ国<sup>39</sup>、特にまだ「決定時点」にさえ到達していない国々を「完了時点」に導く持続的な努力の必要性が確認された。また、より小規模の多国間的債権者や、パリクラブ以外の二国間債権者、民間債権者を中心に債権者の完全な参加は得られていない。民間債権者の重債務貧困国に対する訴訟の発生や影響を限定することは引き続き重要である。また、最後の点として、国際金融機関に対して融資の大幅返済遅延を抱える国を含め残る全ての重債務貧困国に対しても、債務返済を実施できる十分な資金を確保するため、追加的な資金を集める必要があるだろうとの認識が示された。

理事はまた、両イニシアティブの下での進展状況の報告を合理化する提案を支持した。大多数の理事は、年次実施状況報告書の廃止を支持した。ただ、債務返済、貧困削減向けの支出、債務返済コスト、債権者参加率、重債務貧困国に対する訴訟などの核となる情報については、今後もIMFと世界銀行のウェブサイト上で定期的に公開、更新する必要があるとした。

さらに、毎年債務の持続可能性の分析やその他の関連情報を使った定期報告により、重債務貧困国を含んだ全ての低所得国の債務状況の監視と報告の強化の提案を理事会は歓迎した。過剰債務の格付けで引き上げられた低所得国の割合が大きく、こうした国の一部で非譲許的融資の利用が拡大している状況を踏まえ、これは重要だと判断した。この意味で、理事は国の開発アジェンダを支援する譲許的融資の継続の必要性を強調した。

一方、HIPCイニシアティブでの支援の適格性の認定に2010年末の債務の基準を加えるとともに、この基準を基にした適格国と潜在的適格国のリストの保護を強化することで理事は合意した。この提案を支持するにあたり、大多数の理事はこの限定的な変更がモラルハザードを減らし、HIPCイニシアティブの終了の意識を高める効果があると判断した。総じて理事は、重債務貧困国の融資返済能力を判断する上で海外からの送金部分を含めないとの提案に同意している。また、理事はそのような変更により、現行規則では支援適格国と判断される国が非適格国と判断されたり、これまで「完了時点」終了後段階に達した国が得られた支援額と比べると、今後その額が減少する可能性があることに言及した。

## 低所得国のためのIMF・世界銀行共同の債務の持続可能性枠組みの見直し

2012年2月に行われた、IMF・世界銀行共同の低所得国のための債務の持続可能性の枠組みの見直しでは<sup>40</sup>、理事はこの枠組みがこれまでのところ比較的うまく機能し、主要目的を達成したとの認識を示した。とはいえ、この枠組みの頑健性と意義を保つには、低所得国の状況が変化していることをかんがみて多少の改善が必要との合意に達した。

理事の大多数はこの枠組みで使用されている、政策に従属する参考基準は引き続き概ね有効との考えを示した。また、海外からの送金を含めて考えるべきケースや対外債務の基準値を超えるケースをより大局的に考える時には、慎重な判断を心がけるべきだと強調した。さらに、その他全ての基準は、当時の段階での値を維持する提案を支持するとともに枠組みの修正については各国の当局者に説明し、その国民には慎重に伝達するよう勧告した。

また、理事は、一部低所得国で国内債務の役割が増大していることに留意し、偶発債務に起因するものも含めた財政の脆弱性や公的債務の総額の分析を強化する余地があるとの認識を示した。ある国の債務についての関係当局との話し合いの場合も含めより綿密な分析がいつ必要になるかを判断する一助として提案された、公的債務の総額の指標に関する案は理事の大多数が支持したが、一方でこうした指標を機械的に使うべきではないと注意を促した。過剰債務リスクを評価する際には、その国の特殊事情をより体系的に考慮し、この点に関しては判断をより一貫性のある形で行うべきという点で概ね合意した。さらに、スタッフ向けにより明確な指針を策定する計画を歓迎するとともに、現行の方法を補完するための代替的アプローチの分析を支持した。

理事は、債務の持続可能性の分析のひな形モデルを簡素化する努力を概ね歓迎した。これは、各国当局による債務の持続可能性の分析をより容易にするとともに、その能力を徐々に形成し債務問題の政策対話を拡充させることになろう。また、IMFリソースの使用の要請を促すなど必要に応じ完全な債務分析を作成する柔軟性を維持しながら、途中で簡便な更新をしながら3年ごとに共同で完全な債務の持続可能性の分析を作成するとの提案を支持した。

## 加盟国の能力強化

IMFが加盟国に技術支援と研修を提供する「能力強化」は、サーベイランスと融資という他の柱と一体化したIMFの三つの中核的活動の一つである。これは、IMFの戦略的優先課題を支援するもので、財政、法務、貨幣・金融市場、統計の各分野での加盟国の能力を強化する。

IMFの技術支援戦略に関するタスクフォースによる報告書に関する2011年11月の理事会議論を受けてIMFは2012年の早い時期に、これまでのIMF研修所と技術支援管理室という二つの組織単位を統合し新たな局を設置することを表明した。この新しい局は、加盟国の能力強化と、主要な経済および金融機関・制度の構築の支援に重点をおくもので、2013年度の初めに「能力開発局」として運営を開始した。同局は、理事会の定期的なレビューとともに、IMFの能力強化戦略をさらに精緻化して時代の変化に適合したものになるよう努める。さらにドナーや他の利害関係者とのパートナーシップを強化し、地域研修センターと地域技術支援センターの相乗効果の可能性を探求・活用するとともに、加盟国とIMFスタッフのニーズを反映した研修を企画・提供し、外部とのより有効な交流を図ることになる。

## 技術支援

2012年度のIMF技術支援に対する需要は再び非常に大きく、ドナーの拠出により2011年度より約17%多く現地での支援を行い、大半の加盟国に対して支援を行うことができた。技術支援の60%以上は低所得国及び低位中所得国向け(図4.1参照)だったが、世界金融危機の影響で上位中所得国からの需要も高まった。IMF支援プログラムを実施中の国からのニーズも増加し(図4.2参照)、脆弱国向けの支援も大幅に増え、IMF技術支援全体の約20%を占めた。

全ての分野で技術支援の実施が増えたが、特に財政問題での支援要請が多く2012年度の支援の半分以上を占めた。(図4.3、図4.4参照)地域別にみると、アフリカがほぼ40%を占め、引き続き支援の最大享受地域となった。

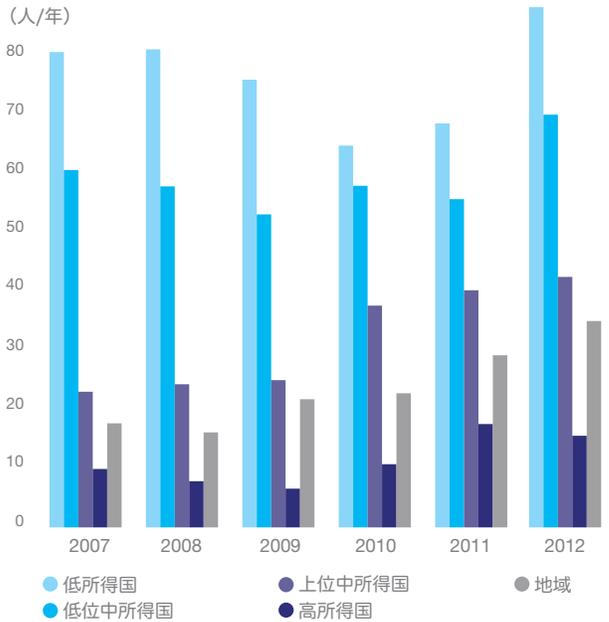
## 技術支援アドバイス

2012年度、財政分野の技術支援は新たな危機関連の需要に応える一方、それ以前に危機に陥った国々による調整プログラムの実施を支えるために開始した改革の支援を続けた。従来からの財政問題に関する技術支援への需要が変わらずにある一方で、欧州の継続する経済問題や中東での新たな地政学的な展開に対応した財政の仕組みや制度や機関の変化を、IMFは技術支援を通して支えた。

従来の分野の財政面の技術支援では、天然資源の財政の仕組みとタックス・ギャップの分析を中心とした税制政策についての助言の需要が特に高かった。IMFが開発している歳入管理診断ツールキットの一部として、歳入管理財政情報ツールが導入された。これは主に低所得国及び低位中所得国を中心とした100カ国の歳入管理のベンチマーキングを支援するために設計された。ギャップ分析というもう一つのツールキットの要素は、加盟国の付加価値税ギャップの分析に使われた。また、政府支出の合理化や年金システムの強化、予算執行や歳出管理の厳格化および現金・債務管理の向上のための中期的財政フレームワークの策定、そして、税及び関税の強化についての支援要請も大きかった。

図4.1

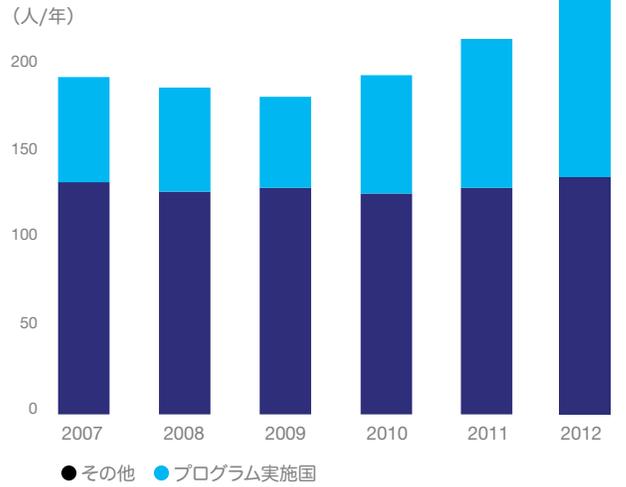
2007-2012年度、所得グループ別技術支援実施状況



出所: IMF能力開発局

図4.2

2007-2012年度、国状況別技術支援実施状況



出所: IMF能力開発局

注: このデータはIMF研修所による研修は含まない。

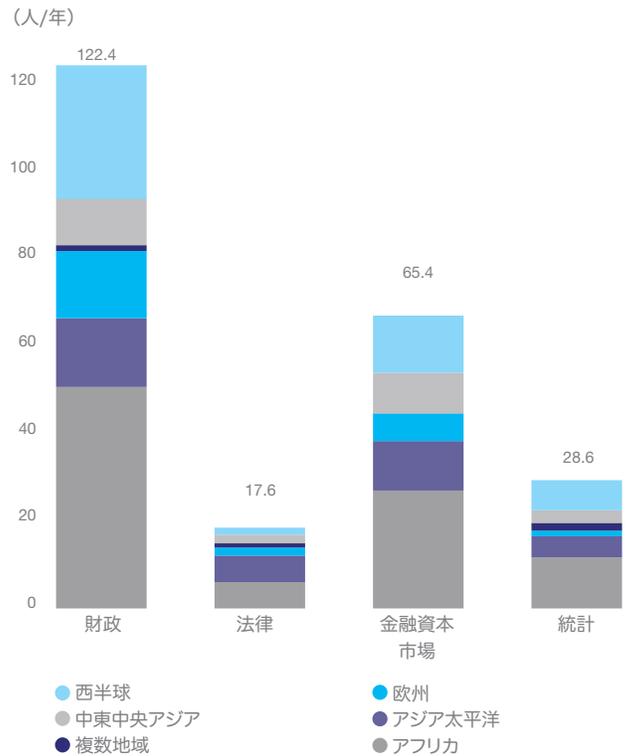
また、金融政策及び金融部門政策の分野では、危機により先進国からの要請も含め技術支援の新たな需要が増大した。多くの技術支援での介入では、規制改革や預金保険制度、マクロプルーデンス政策フレームワーク、金融システムの流動性管理、および危機解決と出口政策の策定、そして公的部門のバランスシートリスクの管理に焦点があてられた。

貨幣部門及び金融部門の伝統的な中核的技術支援は、中央銀行に対する金融調節や金融政策に関する助言と金融監督・規制の制定だった。特に、銀行監督能力と枠組みの強化は、複数年の地域プロジェクト2件に加え20以上の国別プログラムの技術支援の目的を支えるものとなった。また、特にアフリカなどで、金融安定化枠組みを向上させるために大々的に技術支援が行われた。

法的分野の技術支援は資金洗浄及びテロ資金対策(AML/CFT)、金融部門と銀行、及び税制の分野に集中した。AML/CFTへの技術支援はこの問題に特化したテーマ別信託基金を通じて実施されるが、同技術支援の需要は4年連続して対応スタッフの数を上回った。金融部門の技術支援は中央銀行関連の立法、銀行の規制・監督、決済システム、デリバティブ市場規制と外国為替に集中した。財政部門の技術支援は予算法関連問題と幾つかの国での税制及び税制手続きなど広範囲な問題が主だった。

図4.3

2012年度、分野・地域別技術支援実施状況



出所: IMF能力開発局

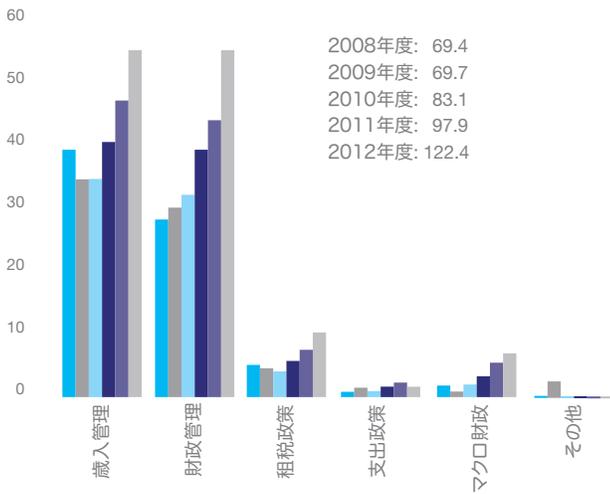
図4.4

2007-2012年度、分野・項目別技術支援実施状況

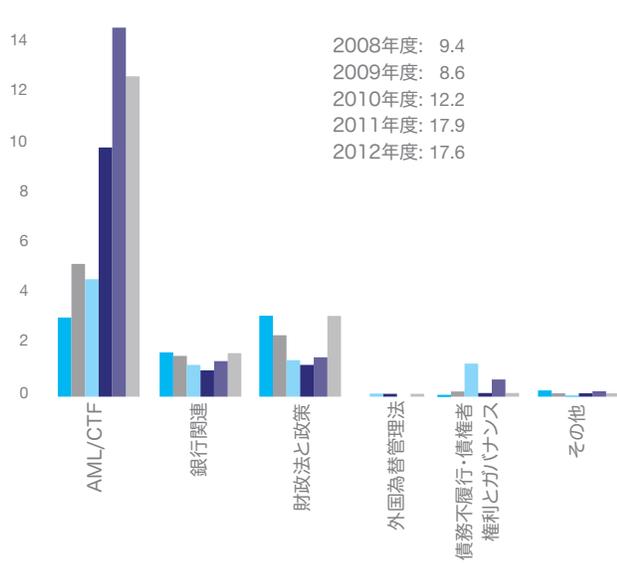
(人/年)

● 2007年度 ● 2008年度 ● 2009年度 ● 2010年度 ● 2011年度 ● 2012年度

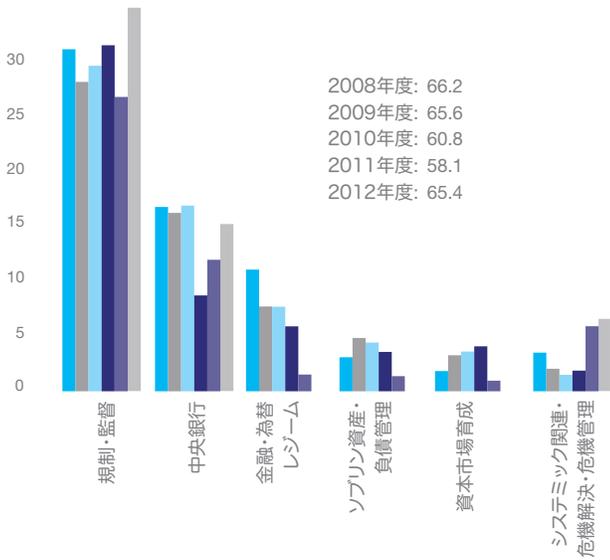
財政



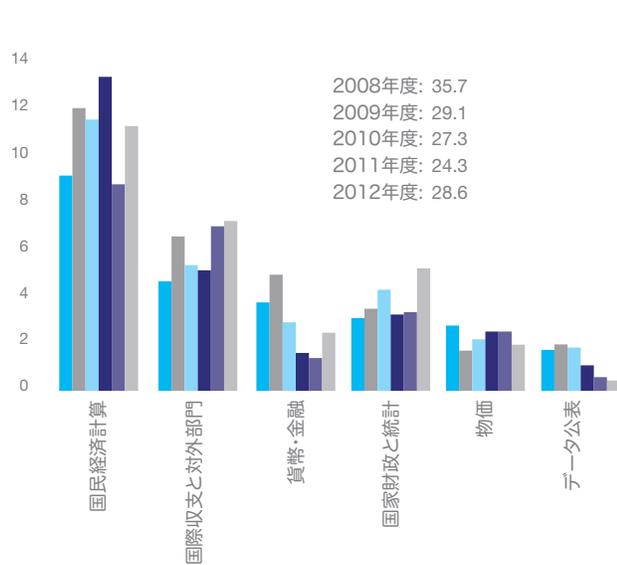
法律



金融資本市場



統計



出所: IMF能力開発局

注: AML/CFT: 資金洗浄及びテロ資金対策

2012年度においては、各国によるマクロ経済と金融の統計作成と公表の向上のための支援が続いた。特定活動にかかる日本管理勘定で資金拠出を受けた三つの新たなプロジェクトが始まった。それらは、東欧9カ国での実物部門の統計作成の改善、アジア太平洋地域の国家財政統計の策定の向上、加えてデータ公表手続きの向上を支えかつIMFの一般データ公表システムへの参加に関心のある国を支援する内容となっている。また、アフリカ地域でのより良い経済データの促進を狙う英国の国際開発省により資金提供されたプロジェクトの進展が続き、2011年末にはアフリカの3カ国が四半期GDPデータを初めて公表した。このプロジェクトでの技術支援はモーリシャスがIMFの特別データ公表基準に参加する道筋を付ける形となった。(この章後半の「IMFのデータ公表基準」を参照のこと)一方で、加盟国の金融上のつながりを理解する能力の開発のために、IMFシンガポール研修所で統計学の分野で二つの新しいコースが新設された。

#### IMF技術支援のための資金調達

IMF自体の予算が縛られる中、ドナーによる拠出により技術支援の高まる需要に効果的に応えることができた。(図4.5参照)2012年度において、外部資金により賄われた技術支援は1億700万米ドルを超え(2011年度は7,400万米ドル)、IMFの能力開発予算の約40%となり、現地実施支援の70%を超えた。地域技術支援センターに資金拠出した被援助国を含めたドナーは2008年度の50から2012年度は75を上回る数に増えた。5年間・3,000万ドル以上をコミットした技術支援活動の主要ドナーは日本、英国、カナダ、欧州連合、スイス、オーストラリアとなっている。

#### 加盟国とのパートナーシップ

加盟国パートナーシップでドナーは、特定国及び複数国プロジェクトの資金を提供する。日本は1990～2012年度でIMF技術研修の外部資金の46%近くを拠出した、IMFの技術支援の最大のドナー国である。(ボックス4.1を参照)2012年度はまた、欧州連合とバイの協定を通じた協力と、より一般的には戦略パートナーシップが強化された。その一方で、ノルウェーやオランダ、フランス、ベルギー、ニュージーランドなどIMF技術支援を支え続けてきた古くからの支援国も、財政的プレッシャーにもかかわらず困難な時期を通し緊密な協力を続けた。それに加え、IMFは韓国などのドナーとの関係強化や中国などの新たなドナーとのパートナーシップ構築に取り組んでいる。

#### ドナーの資源の活用

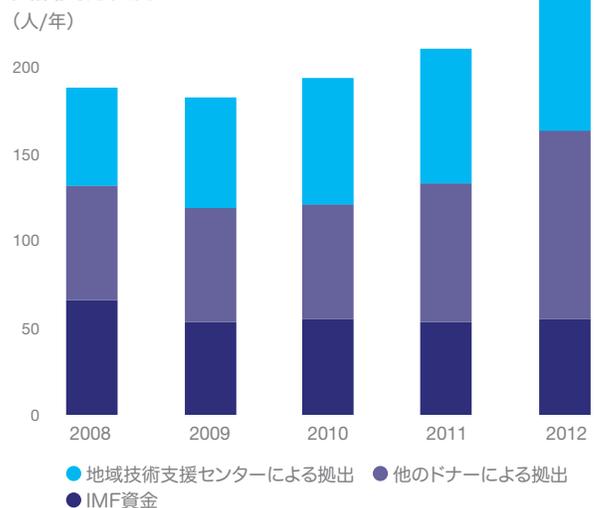
ここ数年で「地域技術支援センター(RTAC)」と「テーマ別信託基金(TTF)」という二つの主要なイニシアティブにより、複数のドナー国からの資源をプールし、RTACはその専門的援助を身近に、TTFにより各種問題に特化した分野に集中することが可能となった。

RTACによりIMFは、技術支援を地域の固有ニーズに合わせ、他の支援提供者とより緊密な調整を行い、新たなニーズが発生した際により迅速な対応ができるようになる。現在は8カ所にRTACがあり、その半分がアフリカ、残りがカリブ海、中米、太平洋、中東の4地域にそれぞれ設置されている。

ドナーの強力な支援で、RTACはそれぞれの担当地域で大きな成果を上げている。アフリカで最初のRTACとなった東アフリカ地域技術支援センター(East AFRITAC)は2012年度に創設10周年を迎えた。またIMFは2012年度にはRTACのネットワークも拡大することができた。2011年6月、モーリシャスに南部アフリカ諸国を担当する南部アフリカ地域技術支援センター(AFRITAC South)を開設したが、これにはアフリカ開発銀行、オーストラリア、ブラジル、カナダ、英国、欧州投資銀行、欧州連合、ホスト国であるモーリシャス、そして幾つかの支援享受国からの早くからの支援があった。もう一つのRTACとなるAFRITAC West2が西アフリカに

図4.5

#### 2008-2012年度、拠出者別技術支援実施状況



出所: IMF能力開発局

注: このデータはIMF研修所による研修は含まない。



左: 2012年春季会合(ワシントンDC)で開催されたドナー諮問グループ会議でのネマト・シャフィク副専務理事 右: モーリシャス銀行でAFRITAC South (南部アフリカ地域技術センター)の開設を、モーリシャス銀行のランディアシン・ピーニグ総裁(中央・右)及びモーリシャスのザビエル＝リュック・デュヴァル副首相兼財政経済開発相(右)と共に祝う、朱民副専務理事(左)とアフリカ局のアントワネット・サイエー局長(中央・左)

2013年に開設され、地域のフランス語を公用語としない諸国を担当するが、これによりサブサハラアフリカ全体にRTACのネットワークが完成することになる。技術支援に対する需要が高まっていることから、RTACの継続的活動を支援するための資金調達活動が進められている。

TTFは現在三つあるが、加盟国の資金洗浄やテロ資金問題への対処、税制政策の策定と運営の向上、天然資源の管理などを支援するために、RTACを補完する形でIMFの特殊な専門性を提供している。最初のTTFは資金洗浄及びテロ資金対策(AML/CFT)の基金で、2009年5月に設置され、加盟国のAML/CFT体制を強化するための支援を行っている。IMFの法律局がこの問題のテクニカルな支援の大半を担当しており、基金の主なドナー国はスイス、ノルウェー、カナダ、及び英国である。最近実施された外部による評価は、このAML/CFTのテーマ別信託基金のパフォーマンス

は発足後わずか2年半という短い時間で期待できるものをはるかに上回るとの結論を示した。勧告事項としては、プロジェクト及びプログラムの設計、管理、監視についての提案で、情報管理システムや成果重視の管理方法なども含まれている。

残る二つのTTFは、税政策の運営と天然資源からの富の管理についての技術支援を提供する。2011年5月に発足した前者は、主に低所得国及び低位中所得国と、国内資源を動員し開発を支え海外からの支援への依存を減らすために協力している。後者も2011年5月に設置されたが、現在または将来的に豊富な炭化水素、ミネラル資源を保有する51の国を対象にしている。多くのドナー国が両基金を支えている。オーストラリア、ベルギー、欧州連合、ドイツ、クウェート、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、オマーン、スイスが主なドナー国として名を連ねている。

#### ボックス4.1

##### IMF技術支援に対する日本の貢献

1990年以来日本は、IMF技術支援プログラムへの資金拠出面で常にIMFの主要なパートナーであり、技術支援プログラムと研修活動への一国としては最大の拠出国である。1990～2012年度間の日本の拠出額は約4億3,350万米ドルに上る。2012年度だけでも3,080万米ドルで、その内訳は技術支援プロジェクト及びプログラムに2,290万米ドル、アジア太平洋地域事務所の活動に270万米ドル、そして二つの奨学金プログラムに520万ドルなどとなっている。外部資金管理のための新規枠組みアカウント(IMF Framework Administered Account for Selected Fund Activities)

下の日本のサブアカウントが日本が貢献する際の現在の窓口となっている。

能力強化には時間がかかることを考慮し、2010年度に日本はそれまでのプロジェクト・アプローチをプログラム・アプローチに切り替えた。その結果、日本のサブアカウントを通し資金手当てされるプログラムは、通常3年間にわたり、複数の国と技術支援トピックをカバーする形となっている。現在進められている18のプログラムが、2012年度末までに資金手当てされ(合計5,530万米ドルに上る)、その享受国のための実質的かつ継続的な成果が期待される。

IMFはこのほか、計画中の三つの新たな信託基金の資金調達に取り組んでいる。その3基金は、南スーダン、持続可能な債務戦略、アフリカ向け研修がテーマとなっている。

#### ドナー諮問グループ会議

協調の強化と戦略のすり合わせに対するドナーの強い関心を受けて、IMFは2012年の春季会合期間中に「ドナー諮問グループ会議」をはじめ開催した。この会議には潜在的ドナー機関も含む約30のドナー機関と他の開発パートナーから送られた50人近い代表者が参加した。会議では、IMFの能力開発戦略、アフリカと中東の地域的優先課題、パフォーマンス評価、債務戦略のための計画中のIMF信託基金、及び資金調達活動が中心議題となった。ドナーの代表者は、能力強化イニシアティブの有効性を計画及び監視するための成果重視の管理フレームワークの導入に向けたIMFの最近の進展を歓迎した。参加者はIMFとドナーが2年に1回、できれば毎年1回は戦略的問題を話し合うために会合を持つことが望ましいとの認識で合意した。

#### ドナー調査

IMFスタッフは2011年9月にドナー調査を実施した。その結果、ドナーはIMF技術支援が概して有効で質が高いと評価していることが分かり、これに携わる専門家が他の機関でこうしたサービスを行う専門家より質が高いとの意見が半数を超えた。とはいえ、技術支援のフォローアップや他機関との協力、成果重視やドナーの存在認知の向上についてはまだ改善の余地があるとの意見だった。

#### 技術支援の有効性改善と認知度の向上

##### 技術支援戦略の見直し

2011年11月に理事会は技術支援戦略の見直しを実施した。その際IMFスタッフによる「FINEモデル」を推薦するペーパーが提示された。FINEモデルは、技術支援がIMFのコアのマクロ経済的マニフェストに焦点を当て(Focus)、IMFのサーベイランスおよびプログラムの責務と一体化し(Integrated)、世界危機時にその必要性が如実に示されたように機敏に(Nimble)対応し、加盟国の変化するニーズを満たす成果を重視した最先端のアドバイスを提供するのに長けている(Effective)ものであるべきと提唱している。また大きく変更すべきいくつかの点が指摘された。より柔軟性に富む人的資源政策、技術支援の加盟国及び一般国民に対するより広い紹介、技術支援と研修の相乗効果の利用などである。

##### 技術支援セミナー

IMF技術支援の認知度を高めるため、2011年9月の年次総会で、同支援について初めての局横断的なセミナーが開催された。技術支援と研修がいかに危機対応と将来に向けた制度や機関の確立に役立つかを示すため、IMFスタッフが能力強化の仕事の

実例を紹介する一方、支援享受国からのハイレベルな参加者やパネリストがその経験を説明した。

#### 研修

加盟国の公的部門の人材に対する研修は、IMFの加盟国の能力強化への取り組みで重要な位置を占める。マクロ経済統計の作成や様々な財政、金融、法律問題に関するコースなど、効果的なマクロ経済と金融問題の分析・政策形成に重要な幅広いトピックについて、IMFスタッフの専門知識が共有されるようコースとセミナーが設計されている。研修の大半はIMF研修所<sup>41</sup>が各局と共同で作成したプログラムで行われ、IMF本部や七つの各地域研修センターあるいは遠隔学習を通じて実施される。

現在の中期的な主要目標は、IMFの合理化努力の一環で2009年度に削減された研修数をドナー支援により再構築することである。2012年度は外部ドナーや研修パートナーの支援でこの目標が達成された。記録的といえる数の研修が(述べ数約1万人)IMF研修所のプログラムを通じて実施され(表4.1を参照)、前年度と比べると13%増の4,750人の各国関係者が研修を受けた。クウェートに2011年5月に新たにIMF中東経済・金融センターが開設され、アラブ連盟諸国向けの研修が大幅に増加した。IMF研修所は研修評価を一段と強化し、追加的フィードバックをドナーに提供した。(ボックス4.2参照)

研修カリキュラムはIMFの優先課題と加盟国の変遷するニーズに応じて継続的に改革されている。この結果、2012年度はマクロ経済分析や金融セクター問題などの課題について追加研修が実施された。

#### データとデータ基準イニシアティブ

##### IMFのデータ公表基準

データ公表基準は、時宜を得た包括的な統計の入手を容易にする助けとなり、健全なマクロ経済政策の追求に貢献する。IMFが透明性と情報公開を拡大するためにとった措置の中に、各国の指針のためのデータ公表基準の確立と強化がある。1996年3月に確立された特別データ公表基準(SDDS)は、加盟国が一般国民に経済金融データを提供する際の指針として作成された。その翌年に作成された一般データ公表システム(GDDS)は、政策策定と分析のための包括的で正確な統計システムを各国が開発する一助となる枠組みを提供するために作成された。SDDSとGDDSへの参加は各国の任意で、多くの国がGDDSへの参加をその後のSDDSへの参加の前段階として位置づけている<sup>42</sup>。

マケドニア旧ユーゴスラビアとモーリシャス、西岸地区とガザが2012年度中にSDDSの使用を開始、同基準の採用国・地域数は71となった。<sup>43</sup>ブルンジ、ジブチ、ガイアナ、モルディブ、モンテネグロ、

## ボックス4.2

### IMF研修所の研修の実効性評価

IMF研修所(現在では、能力開発局の一部)は、プログラムが加盟国の研修ニーズを満たせるよう各種モニタリングおよび評価手法を活用している。これは、研修による効果の持続性を評価するためのもので、(1)各研修コース終了時にその質と量に関する参加者の評価、(2)各地域研修センターの研修所のパートナーからの情報取得、(3)各国の幹部級の職員とのブレインストーミング会合の実施、(4)3年に1度の参加者のスポンサー機関への調査、(5)一部コースについては終了後1年から1年半後にフォローアップ調査、などが行われる。一連の調査は回答者の匿名性を確保するため国際的に知名度のある独立した市場調査会社により実施される。2012年度は参加者の仕事やキャリア、その所属機関に対する研修コースのより長期的インパクトを探る初の追跡調査を実施した。年度を通しこれら一連の評価チャンネルを通じて寄せられた反応は大変良好だった。

最新の3年に1度の調査はハリス・インタラクティブにより2012年の早い時期に実施された。回答を寄せた機関のうち過去最高の98%が研修所の研修に満足との評価で、77%が「大変」満足と回答した。(ハリス社は「大変満足」との回答が67%を上回ると特に有意義であるとしている)さらに92%の回答者が、同様の課題について他の機関が実施した研修よりIMFの研修の方が価値があっ

たと評価した。調査対象の機関の過半数が2012~2016の今後5年間にIMF研修コースがさらに必要となると予想した。調査はまた各課題分野での旺盛な需要があることを示した。

また、2012年度は、研修効果の持続性に関するフォローアップ調査も実施された。研修参加者及びその派遣元機関の長に質問票を送付した。質問では、IMF研修が加盟国の能力強化にどう役立ったかなどを尋ねた。八つのフォローアップ調査では、参加者と派遣元機関の98%という圧倒的な割合で研修による参加者の業務遂行能力の向上が確認され、95%が政策の立案と遂行が向上したと回答した。それに加え、96%の回答が参加者の修得した知識が同僚にも共有されたと確認し、90%が、研修所の研修の結果参加者のキャリアアップの機会が増えたとした。大半の質問に対し最もポジティブな回答は研修参加者の所属長からのものだった。

初めての追跡調査は、インド・IMF合同研修プログラムの複数のコースに参加した人々を対象に実施された。その回答率は非常に良好だったうえ、圧倒的多数の参加者が研修の結果仕事の能力が向上し、その研修内容を同僚と共有したと回答した。多くの回答者が仕事や所属機関に研修が直接的にどう貢献したかの具体例を提供した。

パプアニューギニア、ソロモン諸島が2011年6月から2012年2月の間にGDDSに参加<sup>44</sup>、GDDSからSDDSに移った国を除いたGDDS採用国・地域の数が103になった。これら全ての国の統計結果と公表慣習に関する包括的な情報はIMFのデータ公表基準掲示板に掲載されている。また、同掲示板によりSDDS、GDDS、データオリティ参照サイトへアクセスができる<sup>45</sup>。

IMFのデータ基準イニシアティブの第8次見直し(次項を参照)の一環として、「SDDSプラス」の創設を理事会は承認した。これは全てのSDDS参加国が採用できるが、特に世界のシステム上重要な金融部門を持つ国や地域を念頭に置いている。SDDSプラスは、希望国が2019年末までに完全に順守するとコミットする九つの追加的データカテゴリーの基準を含んでいる。これらのデータのカテゴリーは、実物(部門のバランスシート)、財政(一般政府業務と一般政府総債務)、金融分野(他の金融機関の調査や金融健全性指標、債務証券)、及び対外(証券投資残高共同調査、直接投資共同サーベイ、公的外貨準備の通貨構成:COFER)という四つのマクロ経済の部門にわたっている。SDDSプラスの順守は各国の

任意だが、順守をいったん決めれば、数々のIMFのデータ基準イニシアティブの中でも、最も厳格なデータ公表とデータ品質基準を満たす義務を負う。

### IMFデータ基準イニシアティブの第8次見直し

データ基準イニシアティブの第8次見直しは2012年2月に完了した<sup>46</sup>。この議論の中で、金融危機の予防や緩和を後押しするためにデータギャップを埋める必要があることから、理事はSDDSの強化とこれらイニシアティブの新たな段階としてSDDSプラスの新設を検討した。また、2008年12月の第7次見直し以後のデータ基準イニシアティブをめぐる諸展開について、理事は広く満足を表明した。

SDDSの強化案について理事からは広く支持が表明された。また、国内統計システムを強化しさらに多くの国がGDDSからSDDSへ移行することに期待を示す一方、この分野の進歩は通常時間をかけたペースで進む可能性が高いとの認識を示した。この点に関し



左: モーリシャスの茶畑で収穫する人々

右: ガイアナ・ジョージタウンの港で船荷の追跡を担当する事務員

表4.1

IMF研修所 2008-2012年度研修プログラム

	2008	2009	2010	2011	2012
<b>IMF本部</b>					
コース・週	78	54	58	50	60
参加者・週	2,813	1,974	1,992	1,861	2,271
<b>地域研修センター</b>					
コース・週	172	158	163	178	195
参加者・週	5,280	4,737	5,067	5,329	5,819
<b>海外</b>					
コース・週	35	42	36	36	46
参加者・週	1,071	1,211	1,012	1,012	1,239
<b>ディスタンス・ラーニング</b>					
コース・週	18	16	18	21	18
参加者・週	675	570	646	796	601
<b>合計</b>					
コース・週	303	270	275	284	319
参加者・週	9,838	8,491	8,717	9,003	9,930

出所: IMF能力開発局

て理事は、アウトリーチの継続と優先順位をよく考慮した技術支援の重要性を強調した。

理事は、2011年2月の第8次見直しの中間報告以後に作成されたSDDSプラスのデータカテゴリーと手法に関する具体案を広く支持した。また、このカテゴリーと手法に関する提案は他の国際機

関や資本市場と協力して作成されたものであり、SDDS採用国とGDSDSの一部参加国からのフィードバックを活かしたものであることに留意し心を強くした。

理事はまた、今後起こり得る手続きや執行上の問題の解決のために、金融安定理事会、国際決済銀行、経済・金融統計に関する合同グループ(IAG)をはじめとする各国当局や関係機関と密接な協力を継続することが重要だと強調した。次回のデータ基準イニシアティブのレビューは約2年後に行うべきであるという点で概ね合意した。

### 他のデータ関連活動

世界危機により、その準備や予防のためにデータが果たす重要な役割が明らかになった。2012年度、IMFは作成・管理するデータへのアクセス向上と加盟国によって提供されるデータの質的強化に向けた努力を継続した。またボックス4.3で紹介するようにIMFの統計データを初めて携帯端末上で閲覧できるアプリ(モバイル・アプリ)を提供した。

2012年度は、統計のネット上でのアクセスの増大と改善に多くの意が注がれた。ボックス4.4は「公的部門の債務統計:作成者及び利用者ガイド」の発表にネット版が含まれたことを紹介している。2011年7月にIMFは第2回年次金融アクセスサーベイの結果をオンライン・サーベイ・データベースを通じて発表した。このデータベースは金融サービスの地理別及び人口動態別にみた提供の主要指標とその裏付けデータを公表している<sup>47</sup>。2011年の調査には約140カ国が参加し、家計の預金やローンに関する新しいデータも含まれた。サーベイ・ウェブサイトには、現在、20カ国・地域(G20)の全加盟国も含む約160カ国の、2004年から2010年までの7年間の年次データが掲載されている。これを支援するソフト

### ボックス4.3

#### IMF統計データ用のモバイル・アプリ

IMF統計データへのアクセス向上努力の一環として、iPadやiPhone、iTouch、及びAndroidなどの携帯端末で幅広いIMFデータを閲覧できる新しいモバイルアプリを、2011年秋にIMFはリリースした。「IMF eLibrary」というこの無料アプリは、ソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)とも連動して、使用者がデータを共有しお互いにコメントを書き込むことができる。

このアプリでは、国際金融統計から選ばれたものも含む幅広い統計データのセットへアクセスができる。それに加え、世界経済見通し(WEO)、国際金融安定性報告書(GFSR)、財政モニター(FM)、

地域経済見通し(REO)といったIMFの統計データ以外の報告書の最新版を閲覧できる。

さらにこのアプリでは、IMFが所有するさまざまなデータベースから主要指標に容易にアクセスができる。それらは国際金融統計、IMF貿易統計、政府財政統計、外貨準備高、証券投資残高共同調査、公的外貨準備の通貨構成、直接投資共同サーベイ、金融健全度指標などだ。データは標準的な報告書の形で入手可能であり、表などのビジュアルを意識した形でも閲覧できる。

アプリは、統計データとメタデータ交換基準によって、それらの構成データにアクセスする。

ウェアもアップグレードされた。そして2011年7月にはオンラインデータベースとして、世界の二国間の海外直接投資のポジションを調べた直接投資共同サーベイの2009年版から拡大した結果を載せた。そして2011年12月には2010年版からの結果も掲載した<sup>48</sup>。参加国と地理的詳細は時間の経過とともに拡大している。そして2011年7月公表分では、調査データが、アゼルバイジャン、ブータン、中国、ガーナ、イスラエル、ヨルダン、クウェート、モーリシャス、モルドバ、パラグアイ、ロシア、そしてサモアにまで拡大された。2011年12月版のサーベイ新参加国はアルバ、ブラジル、マケドニア旧ユーゴスラビア、グルジア、インド、モンテネグロ、セーシェルとウルグアイと

なっている。さらに12月発表では、サーベイ・ウェブサイトも、ナビを拡充したりデータ選択幅を広げたり、表示機能を向上させるなどの更新を施し、ユーザーのデータ報告書へのアクセスを改善した。メタデータについても、情報の詳細や調査員の増加などの拡充を行った。

2011年11月には、参加73カ国・地域の株式と債務証券の2010年末時点のポジションをカバーした証券投資残高共同調査の2010年版の結果が公表され、データやメタデータの公表に新技術を活用した新しいオンライン上のデータベースが従来のスプレッドシート方式に初めて取って代わった<sup>49</sup>。改善されたデータベース

### ボックス4.4

#### 公的部門の債務統計：作成者及び利用者ガイド

公的部門の債務の統計に対する関心の高まりを受けて、IMFはこうした統計の向上を後押しするため、統計ガイド、データベース、地域セミナー、技術支援を含む協調的なプログラムを開発した。2011年12月には多機関にまたがる「財政統計に関するタスクフォース」と協力して、「公的部門の債務統計：作成者及び利用者ガイド」を発表した。これはオンラインでも閲覧可能であり<sup>a</sup>、現在その翻訳版も作成中である。このガイドは、公的部門の債務の分類の標準化と公的部門債務のデータを国際的により比較可能にする一助となることを狙っている。そしてこれは、54カ国の公的部門の債務の統計に自由にアクセスできる世界銀行・IMF公的部門債務統計データベースを補完するものだ。

このガイドは、各国の統計作成者と利用者、公的部門とその構成組織の債務の総計とネットの額を測定する包括的な理論的枠

組みを示す重要なレファレンスである。この指針は、公的部門の異なった構成組織と、公的債務を形成する多様な負債に適用可能であり、債務を区分別、あるいは債務を負っているカウンターパートの部門別に分類する方法を提供する。そして数字の例を入れながら公的債務を記録するにあたっての実際の問題についての貴重なアドバイスを提供している。

「財政統計に関するタスクフォース」は、IMFが先導する多機関で構成されたチームで、そのメンバーには国際決済銀行、コモンウェルス事務局、欧州中央銀行、欧州委員会統計局(ユーロスタット)、経済協力開発機構(OECD)、パリクラブ事務局、国連貿易開発会議(UNCTAD)、世界銀行が名を連ねる。

<sup>a</sup> このガイドは [www.tffs.org/PSDStoc.htm](http://www.tffs.org/PSDStoc.htm) で閲覧可能。

の立ち上げとともに、サーベイ・ウェブサイトのナビゲーション機能が、他のIMFの専門データベースと同様に拡大された。ダイナミックなデータ選択と表示機能により、使用者はより短い時間でデータ報告書にアクセスできる。

2011年5月初め、IMF統計局と世界銀行の開発経済データグループは、統計データとメタデータ交換 (SDMX) 基準の導入の促進と拡大を狙い世界会議を共催した<sup>50</sup>。会議には90カ国から200人を超える幹部クラスの政府関係者、統計学者、情報技術者が参加、SDMX導入戦略を共有し、まだSDMXを導入していない国家機関を対象とした能力強化ワークショップに参加した。この会議期間中にIMFは、主要国際指標 (PGI) のウェブサイトからデータ表やチャートを表示するためにSDMX基準に依拠した新しいiPhoneとiPadのアプリの提供を始めた<sup>51</sup>。

2012年4月末、IMFは、20カ国・地域 (G20) および先進国・地域を対象とした2008年国民経済計算体系実施の一環として、部門別勘定データのひな形に関する合意を最終承認した。これは、2014年に導入・成果が期待されよう。

## G20及び他機関との協調

IMFは世界の経済問題に関与する数ある機関と協調している。中でも大きな意義があるのは20カ国・地域 (G20) の先進、新興市場国・地域との連携や、欧州などの地域金融取極との協調行動だ。

### IMFのG20との協調

IMFとG20の協調は、世界金融危機の発生以降増している。さらに大規模な経済的困難を回避するためには、G20の協調行動が

鍵だったためだ。G20リーダーらの要請に基づき、IMFは多国間の相互評価プロセス (MAP) を支援する技術的分析を提供した。このMAPは、G20各国がそれを通じて世界経済の目標とその達成に必要な政策を特定し、この共通目標の達成に向けた進展度合いを評価するためのものである。IMFスタッフは、他の国際機関からの情報も得ながら、G20各国の政策が集合的にG20全体の成長目標と整合的かどうか分析する課題をまず与えられた。その後、スタッフは、対外不均衡を評価するための参考指針 (特定の指標を測るベンチマーク) の策定を支援するための技術支援と、共通目標に向けた進展度合いの評価を提供した。

G20との共同作業はMAPにとどまらず、世界危機により特定されたデータのギャップに対処するための手法を検証するG20のデータ・ギャップ・イニシアティブや、新興市場及び途上国・地域に対する規制改革の影響についてのG20報告などにも広がっている。

### IMFのMAPでの経験に関する理事会レビュー

理事会は2011年6月にMAPにおいて果たすIMFの役割を検証した<sup>52</sup>。理事はこれは、特に多国間レベルでIMFサーベイランスと大きな相乗効果を持つとして、MAPへの関与の継続を支持した。さらに2011年10月の3年毎のサーベイランス・レビューの一環として、G20・IMF協調の拡大のIMFサーベイランスへの影響を検証する重要性が認識された。

理事はまた、MAPは変化したものの、IMFからのMAPへのインプットは2009年12月に設定した枠組みの中にとどまっているとの見方で合意した。これに関連して、技術支援としてのIMF関与の法的性格は変わっていないと述べた。理事会の同過程への関与は、MAPの主体はあくまでG20であるということと整合的である必

左: パラグアイのピレタ近郊で投網する漁師 右: ロシア・エカテリンブルグの工場で、工業用貴金属を精製する労働者



要があり、IMFスタッフの分析及びインプットの独立性を保つべきとの意見を含めたスタッフレポートがこの検証議論のたたき台となった。理事は同レポートの意見に同意した。さらに理事はこの点に関するスタッフによる時宜を得た調査ブリーフィングに謝意を表した。

理事会はまたMAP関与の、IMF資源への影響を考慮した。追加的なコストは、既存のIMF資源の利用優先度見直しと再配分により一部賄われているが、大部分の理事は、これらはIMFサーベイランスとの相乗効果を含めた、この関与がもたらす加盟国全般への利益に照らし検証されるべきであると述べた。

### 地域金融取極への参加

世界金融危機の早い段階で、ハンガリーやラトビア、ルーマニアといった欧州連合(EU)加盟国の国際収支上の問題への融資にIMFが参加したことが、EU諸機関との協調行動の拡大につながった。特に、危機の後半でギリシャ、アイルランド、ポルトガルのユーロ3カ国がIMF支援を求めてきた際に、欧州中央銀行(ECB)との協力が拡大した。(ボックス3.1参照)このようなプログラム実施国におけるIMF、欧州委員会(EC)、ECBの拡大された強力関係は「トロイカ」として知られるようになった。IMFの金融支援及び政策助言についての決定は、このトロイカメンバーとは緊密に協調するものの、トロイカのプロセスとは離れ、IMF理事会が独自に行う。EU諸機関と協力して最近実施した金融支援の経験を土台とし、他の地域金融取極との一層の協調の余地をIMFは探っている。

### 他機関との協調

IMFはまた、金融安定理事会(FSB)のメンバーでもある。FSBは主要国際金融センターの金融の安定に責任を持つ各国政府関係者、監視・規制の各国国際機関、国際基準設定機関、各国中央銀行の専門家委員会、及び国際金融機関で構成される。IMFとFSBは「早期警戒演習」と「早期警戒リスト」で年に2度協力している。(第3章の「リスクの評価と管理」を参照)FSBのメンバーであることに加え、IMFはその運営委員会に代表を送り、他にも脆弱性分析のための常設委員会や基準導入に関する常設委員会というワーキンググループにも参加している。基準導入に関する常設委員会は、金融セクター評価プログラム(FSAP)と国際基準の遵守状

況に関する報告書(ROSC)のIMFの分析に依拠している。G20のデータ・ギャップ・イニシアティブとの関連でもFSBと共同で作業を行っている。2012年度には、世界金融危機で明るみになった情報ギャップを埋めるために以前特定された対策の実施の進展状況について共同報告書を発表した<sup>53</sup>。

IMFと世界銀行は多くのレベルで恒常的に協力し加盟国を支援している。HIPCイニシアティブとMDRI(第4章参照)を通じて、協力して最重債務貧困国の対外債務負担の削減を図っている。低所得国の貧困削減に必要な政策とドナー支援と開発実績をリンクさせるための当該国が主体となる計画である、IMF・世界銀行の共同の貧困削減戦略ペーパーのアプローチを通じて、両機関は貧困の軽減を目指している。共同で発行する「グローバル・モニタリング・レポート」はミレニアム開発目標の達成度合いを評価するもので、2012年版は食料価格と栄養を中心テーマとした。また、加盟国の金融部門をより頑健に、より良く規制するため、金融セクター評価プログラムを通じて協力している。現在カリブ諸国ではカナダ国際開発庁の資金提供を受け、IMFと世界銀行が合同で技術支援プログラムを実施している。

IMFと国連の協力は相互に関係がある複数の分野にわたる。税問題や両機関の統計サービスでの連携、それに加え各々の定期会合や、会議と行事へも互いに参加している。また近年では雇用問題と社会的保護の床について国際労働機関(ILO)とも協力している。この他、国際連合児童基金とは財政問題と社会政策、国際連合環境計画とはグリーンエコノミー、国際連合世界食糧計画とはソーシャル・セーフティネットと早期脆弱性診断でそれぞれ協力している。

IMFはまた、2011年5月には、地域のパートナー国、G8メンバー国、及び地域・国際金融機関で構成する「移行期にあるアラブ諸国とのドーヴィル・パートナーシップ」にも参加している。これに参加した地域・国際金融機関は同年9月に、ドーヴィル・パートナーシップの協調のプラットフォームを立ち上げることで合意した。その目的は、パートナー諸国への効果的な支援の確保や、情報共有、相互理解、各国間の運営に関する対話の促進、パートナーシップ支援のための共同行動のモニタリングと報告での協調、そして金融・技術支援や政策の策定・分析作業での協力機会の探求などである。

# 5

## ガバナンス、財政、 および説明責任



## ガバナンス、財政、 および説明責任



### クォータ(出資割当額)及びガバナンスの改革

加盟国が振り込むクォータ(ウェブボックス5.1を参照)は、IMF融資の主要な資金源である。IMF総務会は定期的(少なくとも5年毎)に、加盟国の資金需要およびIMFがそうした需要を満たすための支援を行う能力からみて、クォータが十分であるかを評価するクォータの一般見直しを行う。この見直しにより、加盟各国の世界経済に占める相対的地位の変化を反映する形でクォータを調整することが可能となり、世界金融システムの意思決定メカニズムが世界経済の構造変化に応じて変わっていくことを担保する。直近の「第14次クォータ一般見直し」は、2010年12月に終了した。

### 2010年クォータおよびガバナンス改革の進捗状況

IMF総務会は2010年12月、「第14次クォータ一般見直し」の完了にあたり、クォータ及びガバナンスの改革、並びに理事会の改革に関するIMF協定の改正案を承認した。この改革案が加盟国によって承認されると、クォータ総額はほぼ2倍の4,768億SDR(約7,390億米ドル)になる一方、クォータのシェアが変わり6%を超える分がダイナミックな新興市場及び途上国へ、また、過大評価されている国から過小評価されている国へ移ることになる。この比率は

2009年の国際通貨金融委員会(IMFC)が目標とした5%を上回る。また、この改革では、最も貧しい加盟国のクォータシェアと議決権を保護する。このシェアの変更により、ブラジルとインドが、米国、日本、中国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、英国とともに出資上位10カ国に名を連ねることになる。また2010年の改革により、理事会全員が選任理事となるとともに、先進欧州国全体で理事会の議席が2議席減少となり、複数加盟国がまとまっている選出母体については代表権を強化するため、第二理事代理を任命する余地が増えることになる。クォータ計算式の包括的な見直しは2013年1月までに完了し、「第15次クォータ一般見直し」の終了時期は2014年1月に繰り上げられることになる。このクォータシェアの改革前と後の比較対照表はIMFのウェブサイト上で閲覧可能である<sup>54</sup>。

クォータ増資の実現には二つの条件が満たされなければならない。一つはIMF理事会の改革修正案の発効であり、これには総議決権の85%を持つ加盟国の5分の3の同意が必要となる。もう一つは2010年11月5日の時点で総クォータの少なくとも70%を占める加盟国が、増資に同意しなければならない。理事会はこの改革案を承認した際、2012年の年次総会までに、クォータの増資及び再配分並びに理事会改革の修正案の発効を目指したスケジュールを承認した。

理事会は2011年12月と2012年3月に、2010年クォータ改革パッケージの実施に向けた進捗具合をレビューした。どちらの会合においても、改革が発効する上で必要な法的基準が依然として満たされていないことが報告された。それは2012年度末においても変わっていない。第14次クォータ一般見直しの下でのクォータ増資案については、2010年11月5日の時点でクォータの57.93%を有する100の加盟国の同意しか得られておらず、理事会改革の修正案については、総議決権の46.85%に相当する75の加盟国から同意を得られたに過ぎない。この会合において専務理事は、まだ承認していない加盟国に対し、この重要な合意事項を合意された時間の枠内で実施するために必要な法的手続きなどを早急に完了させるよう促した。

### クォータ計算式の見直し

先に記したように2010年のクォータとガバナンスの改革では、クォータ計算式を2013年1月までに包括的に見直し、第15次クォータ一般見直しを2014年1月までに完了させる必要があるとした。これらの目標への第一段階として理事会は、2012年3月に、加盟国のクォータを決定するクォータ計算式の見直しの公式議論を開始した<sup>55</sup>。

理事らは第15次見直しに関する今後の議論のために、加盟国の世界経済に占める相対的な地位をよりよく反映するクォータ計算式に合意することが重要だと強調した。理事の大多数は2008年のクォータ計算式の改革の土台となった原則が依然今回の状況に当てはまることに合意した。つまり計算式は簡素で透明性が高く、クォータの複数ある役割と整合的で、加盟国に幅広く受け入れられる結果を生み、タイムリーで質が高く、広く手に入れやすいデータに基づいたものであり、統計作業において各国が使用できるものでなくてはならないということだ。

理事はGDPが経済規模を図る最も包括的な指標であり、引き続きクォータ計算式の中で最大のウェートを置くべきという点でおおむね合意した<sup>56</sup>。またGDP合成変数の構成において、市場価格に基づくGDPと購買力平価に基づくGDPでどちらに重きを置くべきかに関しさまざまな意見が表明された。また、かなり多くの理事が経済の開放度はその国がいかに世界経済と融合しているかを計る指標であり、引き続きクォータ計算式の重要な変数であるべきとの見解を述べた。そして理事のかなり多くが金融の開放度をより正確に把握する方法をさらに追求することは有益だとの意見を表明した。

また、理事らは経常的収入とネットの資本フローの変動とIMF資金に対する潜在的な需要の間の連関性を示す経験的根拠はほとんどないとしたIMFスタッフの研究結果に注目した。理事の大多数は外貨準備高が加盟国の金融の健全性とIMFへの資金面での貢献能力の重要な指標であるとの考えを示した。かなり多くの理

事が、クォータ計算式において、外貨準備の代替或いは補強材料として、加盟国のIMFに対する資金面での貢献を捉える余地について、さらに研究することを支持、または支持できるとした。ただし、他の理事は、計算式に任意の資金貢献を含めることはクォータを基盤とする組織としてのIMFの役割と整合的でないと意見を述べた。

さらに、2008年に小規模経済国と低所得国の発言力を保護すべく、クォータ計算式において経済規模の役割を緩和するために圧縮係数<sup>57</sup>を使用することをめぐり困難な妥協が必要だったことから、かなり多くの理事は、この係数を維持することを支持した。

## 資金、収入、予算

### 借入取極

#### 新規借入取極

クォータ資金を補完するために、IMFは二つの常設の借入枠を有している。1962年に始まった一般借入取極(GAB)及び1998年に導入された新規借入取極(NAB)である。この取極の下、複数の加盟国およびその機関がこれらの取極を発動しIMFに追加資金を融資する体制が準備されている。

NABは2011年度に融資資金を増強するため、新たな参加者が加わり拡充された。2012年度にはポーランド国立銀行が25億SDR(39億米ドル)をコミットしNABに加わった。2012年4月30日時点でNABの下で利用可能な資金総額は3,700億SDR(5,740億米ドル)となっている。

NAB参加者の批准を経て、拡大NABは2011年3月に正式発足し、翌月に初めてその許された最長期間である6カ月間発動された<sup>58</sup>。この期限が近づいた同年9月には理事会が2011年10月1日からの6カ月間、さらには翌年4月1日スタートの6カ月の発動を承認した。この第1回発動と2012年4月30日の間に、530億SDR(821億5,000万米ドル)がIMF支援プログラムの下でコミットされ、NABの下で実際に引き出された額は、二者間の債務分も含めると398億SDR(616億9,000万米ドル)に達した。

#### NAB縮小の提案

2010年12月に第14次クォータ一般見直しの下でクォータ財源を倍増することで合意したため、それに見合ったNABの縮小、つまりIMFの全体の融資能力を変えずに融資資金構成をNABからクォータへ移すことが合意された。この縮小に必要な理事会の承認は2011年12月に下りた。また、この承認は縮小の実施に必要な関連決定も含んでいた。縮小には、信用取極が既に縮小されている参加者を含め、NABの下での信用取極の合計の85%にあたる参加

者の同意が必要である。この同意が得られると、各NAB参加者のクォータが第14次見直し下で増資される当日に、各NAB参加国に対して縮小が行われる予定である。

## 加盟国との取極

経済危機を防止あるいはこれに対処し世界経済の安定を促進するための資金を世界レベルで増強するための国際的努力の一環として、2012年度、ユーロ圏を含む複数のIMF加盟国がバイの融資やノート・パーチェス・アグリーメント(債券購入契約)を通し新たな支援を約束した。2011年12月にユーロ圏の加盟国が1,500億ユーロ(約2,000億米ドル)<sup>59</sup>、2012年4月に日本が追加的に600億米ドル、韓国、サウジアラビア、英国が各々150億米ドル、スウェーデンが少なくとも100億米ドル、スイスが100億米ドル、ノルウェーが60億SDR(約93億米ドル)、ポーランドが62億7,000万ユーロ(約80億米ドル)、オーストラリアが70億米ドル、デンマーク国立銀行が53億ユーロ(約70億米ドル)<sup>60</sup>、シンガポールが40億米ドル、チェコ共和国が15億ユーロ(約20億米ドル)のコミットメントを表明した。これに加え、中国、ロシア、ブラジル、インド、インドネシア、マレーシア、タイといった国々が支援約束を表明するなど、同年度末までに合計で4,300億米ドルに達した<sup>61</sup>。これらの資金が使える状況となり、実際に使うことが必要な事態になった場合は、理事会で承認されたように十分なりリスク軽減措置や負担分担が公的債権者の間で図られる。

## 低所得国向け融資への支援に関する合意

2009年、譲許的融資制度の改革を受け、IMFは貧困削減・成長トラスト(PRGT)の譲許的融資を支援するため、新たにバイの融資や補助金への拠出を求めた資金調達キャンペーンを展開した。2010、2011年度には12の加盟国との間で、融資や債券購入契約の合意が締結された。また2012年度に、IMFはサウジアラビア通貨庁と5億SDR(7億7,500万米ドル)を拠出するバイの融資契約を新たに結び、2012年度末の時点で、譲許的融資のために確保した追加資金の総額は94億6,000万SDRとなった。

## 収入、手数料、報酬と負担の分担

### IMFの手数料と満期の見直し

#### 収入

IMFは創設以来、主に加盟国に対する融資活動によって、その運営経費を捻出してきた。2008年5月の総務会で、IMFの歳入モデルの改革が承認された。これにより、IMF保有の金の限定的売却による利益(以下の「金売却」を参照)を原資にIMFの投資勘定内に基本財産を設定するとともに、投資収益を向上させるために

IMFの投資権限を拡大し、貧困削減・成長トラスト(PRGT)の運営コストをIMFに返済する仕組みを再開することで、その収入源を多様化することが可能になった。

IMFの投資権限の拡大はIMF協定の改正が必要だったが、2011年2月に必要だった加盟国の大多数の批准を得て改正が発効になった。この改正は、IMFに、理事会によって採択された規則や細則に則りより幅広い投資手段を活用する権限を付与するものである。2011年3月にIMFの一般資金勘定(GRA)から投資勘定に金売却利益の68億5,000万SDRに相当する現金が移転され、投資に振り向けられた。IMFの修正された歳入モデルが提示した基本財産は、それを承認する拡大された投資権限にかかる新たな規則および細則を理事会が採択した後に設立される予定である。

#### 手数料

IMFの主要な収入源は、これまで通り加盟国への融資と投資である。第3章で示したように、基本手数料率(つまりIMF融資の金利)は、SDR金利とベースポイントで表されるマージンから成る。理事会は2013、2014両年度についてマージンを2012年度と同じ100ポイントに据え置くことを決定した。このマージンは、理事会が2011年12月に導入した基本手数料率設定にかかる新規則の下で決定された<sup>62</sup>。2013年度から発効するこの新規則は、新たな歳入モデルの完全実施において重要なステップであり、このモデルの下、IMFの融資関連の仲介コストをカバーし準備金を積み上げることができるよう、マージンを設定することができる。それに加え、新規則は手数料率が長期金融市場の金利の状況と整合性を保っているかクロス・チェックする機能も持っている。マージンについては、安定的かつ予測可能であるべきとした理事会が承認した原理と整合的となるよう、2013~14年度を皮切りに2会計年度分が設定される。

200ベースポイントのサーチャージが、クレジット・トランシュ<sup>63</sup>や拡大取極の下での大規模な融資(加盟国クォータの300%を越えるもの)に適用される。これらは「レベル別サーチャージ」と呼ばれる。更に返済が36カ月以上遅れた場合は、100ベースポイントの期間ベースのサーチャージが課せられる。

この定期的な手数料とサーチャージに加え、IMFはサービス料、コミットメント・フィー、特別手数料も課す。0.5%のサービス料が一般資金勘定から引き出すごとに課される。またコミットメント・フィーはいずれ返済されるが、スタンドバイ取極や拡大取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠など一般資金勘定で、12ヶ月を通して利用可能な額に課される手数料である。コミットメント・

フィーは、クォータの200%までの資金の引き出しが可能な額に15ベースポイント、200%を超え1,000%までの額には30ベースポイント、1,000%を超える額には60ベースポイントが課される。融資枠が実際に使用されると、引き出し額に見合ったコミットメント・フィーが返還される。また、返済期限内に返されなかった融資元本金と、6カ月未満の未払い手数料に対して特別手数料が課される。

### 報酬と利子

予算の支出サイドに目を移すと、IMFは一般資金勘定(GRA)の債権ポジション(いわゆるリザーブ・トランシュ・ポジション)に対して利子を支払う。IMF協定では、利子率はSDR金利を上限とし下限はその80%と定めている。現在の利子率は借入金利と同様にSDR金利に設定されている。

理事会は2009年、世界金融危機の当面の対応の一環として借入れによりIMFの融資能力を増強することで合意した。2012年4月30日時点で、IMFは加盟国からの融資やノート・バーチェス・アグリーメント、拡大後の新規借入取極(NAB)により400億5,000万SDRに上る借入資金を保有している。(本章前半の「借入取極」を参照)

### 負担の分担

IMFの手数料と報酬利子の料率は、1980年代半ばに確立された負担分配メカニズムに基づき調整される。このメカニズムの下、支払い遅延によるコストが債権側加盟国と債務側加盟国で平等に負担されるよう調整される。6カ月以上未払いとなっている融資の四半期金利は、それにより失われた収入を穴埋めするために、手数料の料率の引き上げと報酬利子の料率の引き下げにより回収される(つまり負担分担調整)。この方法で集められた資金は、未払い手数料が支払われた際に払い戻される。

2012年度、未払いの四半期金利の調整は平均で1ベース・ポイントを下回る水準だった。これは、世界危機の加盟国への影響でIMFの融資残高が上昇したこと加盟国のリザーブ・トランシュ・ポジションが同様に上昇したことを反映している。同年度の調整後の手数料率は1.30%、報酬料率は0.30%となっている。

### 純収益

IMFの2012年度の純収益は15億SDRで、主に活発だった融資活動からの収入が主な原資となった。投資リターンは1億6,900万SDRで、手数料差し引き後で126ベースポイントだった。

### 金売却

本章前半で触れたように、2008年に承認されたIMFの改定された歳入モデルは、IMFが保有する金を限定的に売却した利益で基本財産を投資勘定に作り、その基本財産の実質的価値を保ちながらこれを投資することで利益を出し、IMF予算に役立てることを目指している。また2009年7月の理事会で、金売却益について、基本財産に回すだけではなく、その一部を、低所得国向けの譲許的融資の資金拡大に使用することが承認された。2009年9月に理事会が承認した金の売却量は、IMFの金総保有量の8分の1にあたる403.3メトリック・トンだった。

金売却は2009年10月に開始、2010年12月に終了、収益は95億4,000万SDRだった。このうち26億9,000万SDRが簿価で、差し引き68億5,000万SDRが純益となる。売却は全て市場価格に基づいて実施されたが、この修正された歳入モデルが承認された時点の想定価格を上回っていた。当時想定された金の売却益で基本財産を作り、譲許的融資のリソースを2009年7月時点で合意された水準まで拡大するには、1オンスあたりの売却価格が平均で935米ドルである必要があったが、実際の売却価格は平均1,144米ドルで「予定外」の利益が出る形となった。

### 金売却利益の用途

2011年度の金売却利益の用途に関する理事会の予備協議で<sup>64</sup>、先に述べたように、少なくとも収益のうち44億SDR(68億米ドル)をIMF投資勘定内に作る基本財産に充てることが合意された。理事はまた、売却益の一部を活用し2008年末時点の正味現在価値ベースで5~6億SDR分を確保し、貧困削減・成長トラスト(PRGT)の補助金に充てるとした戦略への支持を再確認した。2012年2月、金売却による「棚ぼた」利益の一部に相当する7億SDR(11億米ドル)を準備金から(第3章の「譲許的融資」の項参照)IMF全加盟国に配分することを承認したが、これは全加盟国がそれをPRGTに寄託することを期待してのものだった<sup>65</sup>。

2011年9月、理事会は一般準備金に取められた金売却の「棚ぼた利益」のうち残りの17億5,000万SDR(27億米ドル)分の用途に焦点を絞りフォローアップ協議を行った<sup>66</sup>。かなり多くの理事が金売却の棚ぼた利益の残りに関連した資金を、低所得国の支援のための戦略の一部として活用することを引き続き支持した。特に、低所得国に譲許的支援を行うPRGTの能力の増強を図る戦略の一環として、こうした資金を使うことを支持若しくは検討に値するとした理事が多数いた。また同様に、かなり多くの理事が、IMFの信用のエクスポージャーが高まった現状にかんがみ、同資金をIMFの予備的な財源に組み入れることを支持、またはその検討に前向きだった。また数人の理事は、なかでも基本財産の投資リターンの展望が不透明なことから、改定された歳入モデルで構想している

ように持続可能かつ多様な収入源の確保の一助になることを期待し、基本財産にこの残った売却に伴う棚ぼた利益を計上することを支持、または検討に前向きな姿勢を示した。

こうした主要な選択肢から選ぶことは、IMFの融資政策上の影響面でトレードオフを伴うことを理事は認めた。理事の一部はこうした選択肢を組み合わせることを支持できる可能性を示したが、そのようなアプローチは各選択肢の目標に向けた前進を限定的なものにするようになる。この理事会議論の時点で合意形成がなかったことから、大多数の理事が、残りの棚ぼた利益の使途について、段階的アプローチ、つまり1年後に最終的な使途を再度検討するとの合意のもと、この資金を一般準備金に残し投資勘定に暫定ベースで投じるが予備的な財源には計上しない方向に前向きだった。このアプローチを採用することで、世界の見通し、IMFの収入状況や信用リスク、譲許的融資への需要の変化などをより明確化する時間的余裕が期待できよう。ただし、その場で使途を決定することを好む理事もいた。

理事は今後も残りの棚ぼた利益の使途の選択肢の追求が続けるが、当面は棚ぼた利益は投資勘定にとどめ短期の預金に預けることが決定された。

## 運営および資本予算

2011年4月、理事会は、2012～2014年度中期予算の枠組みで2012年度の純支出総額を9億8,500万米ドル、総支出の上限を11億2,300万米ドルとすることを承認した(表5.1を参照)<sup>67</sup>。これに加え、理事会は2011年度の未使用予算について3,400万米ドルを上限に繰り延べることを承認した。また、1億6,200万米ドルの資本的支出も承認されたが、その大半はコンコーディア・ビルの改修と老朽化が進むIMF本部ビルの改修の詳細な計画の作成着手に振り向けられた(ボックス5.1を参照)。

2012年度のIMFの活動は、依然続く世界危機の影響を受け続け、承認された予算は、この危機に関連した加盟国のニーズをIMFが満たすために十分なリソースを備えることを目的としていた。同年度の予算は再編と縮小化のための3カ年計画の最終年だった前年度と比べ、実質ベースで3%増額された。危機予防やクロスカントリー分析、金融セクター・サーベイランスなど、今次の危機の終息以後も継続される、変貌を続けるIMFの中核的活動に必要な資金を手当てするためだ。また許容された限度内で、2012～14年度中期予算には5,300万米ドルの危機関連暫定支出が計上されている。この支出は2011年度では、2010年度の未使用予算で11年度に使用が認められた資金が充てられていた。

### ボックス5.1

#### IMFビル改修

IMFの中期的な資本支出は、本部ビル(HQ1)とコンコーディア・ビルの修理および改修に充てられる。理事会は、両ビルの改修案に関する予算委員会との数次の協議を経て、改修プロジェクトと、(IMFの標準的なガバナンスと管理措置に加え)プロジェクト・レビューチームをはじめとした同プロジェクトのためのガバナンスと予算管理枠、そして本部ビルに関しては外部によるピア・レビューを行うための資金手当を承認した。両プロジェクトとも2012～14年度中期予算の枠組みの中で理事会から承認された。

**HQ1.** 2011年度にまとめられた調査により、築後40年になる本部ビルとその主要システムの大半が耐用年数を超えているかこれに近づきつつあり、安全性やエネルギー効率、スペースの効果的活用を確保するためには、幾つかの構造物システムの入替が必要で、それには相当額の投資が必要であることが分かった。幾つかの選択肢を検討した結果、IMF職員には不便が大きくなるが、一度に二階分を改修する最も経費の安い方法が採択され

た。2012年度にマネジメントは、IMFの業務上の必要性を満たし今後20年にわたりビルの働きを良好に保つことが期待される改修デザインのコンセプトを承認した。修理および改修は2013年から4年間かけて実施される。

**コンコーディア・ビル。** 2011年度にIMFスタッフが提言し承認を受けたアプローチに沿って、築46年を迎えたコンコーディア・ビルの構造面とシステム面の問題に対処し現代基準を満たすためのビル改修が、2012年度に始まった。使用再開は2013年春の予定となっている。築81年となっていたボンド・ビルは売りに出され2012年1月に競争入札で約2,200万米ドルで売却された。この売却益はIMFの一般資金勘定に計上された。このビルは元来コンコーディア・ビルとともに、かつてのIMF研修所で行われたコースの参加者の長期滞在に主にあてられていた(同研修所は現在では「能力開発局」の一部となっている。第4章を参照)。

表5.1

## 主要分野別予算(2011年度～2015年度)

(単位:100万米ドル)

	2011年度		2012年度		2013年度	2014年度	2015年度
	予算	実績	予算	実績	予算	予算	予算
<b>運営</b>							
人件費	739	757	820	799	836	847	854
旅費	104	94	112	105	118	121	122
建物・その他	169	169	181	178	181	180	182
年次総会	—	—	—	—	6	—	—
偶発損失積立金	—	—	11	—	17	17	13
<b>粗運営予算</b>	<b>1,013</b>	<b>1,021</b>	<b>1,123</b>	<b>1,082</b>	<b>1,159</b>	<b>1,164</b>	<b>1,171</b>
収入 <sup>1</sup>	-122	-104	-138	-136	-161	-168	-169
<b>純運営予算</b>	<b>891</b>	<b>917</b>	<b>985</b>	<b>947</b>	<b>997</b>	<b>997</b>	<b>1,002</b>
繰越金 <sup>2</sup>	62	...	34	...	41		
<b>繰越金を含む純運営予算</b>	<b>953</b>	<b>917</b>	<b>1,019</b>	<b>947</b>	<b>1,038</b>	<b>997</b>	<b>1,002</b>
<b>資本</b>							
設備・情報技術	48	54	162	44	388	35	35

出所:IMF予算企画室

注:四捨五入のため合計額は必ずしも一致しない。

<sup>1</sup> ドナー拠出の活動、世銀とのコストシェアリング取極、書籍や駐車場の売上や雑収益を含む。<sup>2</sup> 規定に従い前年から繰り越した金額

2012年度の純運営支出の実績は9億4,700万米ドルだった。主に人件費が予定額を下回ったことを背景に当初承認額より3,800万米ドル少なかった。同年度予算の一環として承認された新しい職のスタッフ雇用が遅れが出ている。情報技術(IT)や施設関連予算はほぼ計画通り支出された。資本支出予算は3年ベースで承認されたが、大半のプロジェクトが長くかかるため、通常1年目の支出はそれに見合って低くなる。IT投資は、情報とデータ管理の改善、ITセキュリティ、効率性、古くなった或いはサポートが受けられないIT技術の更新などに主眼が置かれた。

財務報告の目的からIMFの運営経費は、現金主義ではなく国際財務報告基準に即して会計処理される。同基準は、会計を発生主義に基づき処理することを求めており、IMF職員の福利厚生費の計上や償却は保険数理評価に基づき行うよう定めている。表5.2は、2012年度の運営予算の実績9億4,700万米ドルとIMFの監査済み財務報告書に記載された国際財務報告基準ベースの6億1,300万SDR(9億4,800万米ドル)との詳細な調整データである。

2012年4月、理事会は9億9,700万米ドルの純支出総額と総支出の上限を11億5,900万ドルとすること、および2012年度の未使用

予算の4,100万米ドルの繰り越しを認める2013年度予算を承認した。2013年度の純支出総額の実質的上限は、前年度から据え置かれた。資本予算はビル設備やIT投資用に3億8,800万米ドルが計上された。理事会はまた、2014～15年度の指標となる予算を承認した。

2013～15年度中期予算は、金融システムの安定性の回復を目指す世界的取り組みにおいて積極的な役割をIMFが果たすことに伴うプレッシャーが続くことと、既に完了した組織再編の効果の維持の間でバランスを取ることを狙っている。この予算では2012年度に承認された危機関連の暫定資金の水準が維持されている。同時に、金融システムを対象としたもの以外のサーバイランスから資金が流出しないようにするためにも、新たに生じる需要は、特定のマルチラテラル・サーバイランスの分析の重点と頻度について合理化したり再編したりするといった、再配分措置と他の効率を図る措置を組み合わせることで対応している(「他の合理化策」の例とは二つの局の統合などをいう。第4章の「加盟国の能力強化」を参照)。

## 表5.2

## 財務諸表に計上された運営費用

(他に表記がない限り、100万米ドル)

## 2012年度運営予算の実績(純額)

前期差異		
年金および退職給付費用		-28
資本的支出-当年度および過年度の支出の償却		46
運営予算に含まれない金額		
資本的支出-IFRSに従い、直ちに計上された勘定科目		7
固定資産の売却益		-20
(PCDR基金・SDR会計からの)一般勘定への払戻し		-4
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額		948
メモ項目		
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額(単位:100万SDR)		613

出所: 財務局・予算企画室

注: 四捨五入のため合計金額は必ずしも一致しない。米ドルとSDRの2012年度の実効為替レートの加重平均1.55(おおよそ)に基づき換算。

## 表5.3

## IMFに対する6カ月以上の債務延滞国と勘定分類別延滞額

(単位: 100万SDR、2012年4月30日現在)

	合計	勘定分類		
		一般会計(SAFを含む)	信託基金	PRGT
ソマリア	232.8	224.6	8.2	—
スーダン	982.6	901.4	81.2	—
ジンバブエ	85.9	—	—	85.9
<b>合計</b>	<b>1,301.2</b>	<b>1,125.9</b>	<b>89.4</b>	<b>85.9</b>

出所: IMF財務局

## IMFへの延滞債務

IMFに対する延滞債務残高は、2011年4月末の13億500万SDRから2012年4月末には13億100万SDRに減少した(表5.3)。スーダンが延滞債務の75.5%、ソマリアとジンバブエがそれぞれ17.9%、6.6%を占めた。2012年4月末時点でのIMFに対する延滞債務は全て、延滞期間が6カ月を超える長期の遅延で、その3分の1が元本、残る3分の2が手数料と金利の遅延である。一般資金勘定(GRA)への延滞が5分の4を超え、残りはトラスト・ファンドと貧困削減・成長トラスト(PRGT)となっている。PRGTへの長期延滞はジンバブエ1カ国のみである。2009年8月に行われたSDR一般配分により、上記全ての国において、SDR会計への返済遅延の問題は軽減された。

IMFの延滞債務に対する協力強化政策の下、長期延滞国に対しては一連の是正措置が取られてきた。2012年度末時点で、ソ

マリアとスーダンはGRA利用不適格国となっている。ジンバブエは、PRGTの延滞債務を完済するまでGRA資金へのアクセスが不可能となっている。また同国に対しては、非協力宣言、技術支援の部分凍結、PRGT適格国リストからの除外といった措置が引き続き発動されている。ただし、2012年4月、理事会は特定のターゲットを絞った分野に限りジンバブエの技術支援の継続を決定している。

## 監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは外部監査法人、内部監査機能、そしてIMFの内規の下で年次監査の全般的監督を行う独立した外部監査委員会(EAC)で構成される。

## 外部監査委員会

EACは理事会から選任され専務理事が任命する3人の委員から成る。3人はそれぞれ時期をずらして3年の任期を務め、IMFから

は独立した存在である。また、3人はそれぞれ異なる加盟国の国籍を持ち、年次監査の監督に必要な専門知識と資格を有していなければならない。通常EAC委員は、国際的な会計法人や、公的部門または学術分野で豊富な経験を積んだものが就く。

EACは3人のなから委員長を選び、手順を自ら決定し、IMFマネジメントから独立した立場で年次監査の監督を行う。EACは中間レビュー（1月或いは2月）、監査終了後（6月）、さらにその結果を理事会に報告するため（7月）に、ワシントンDCで会合を開く。IMFの職員と外部監査法人は年間を通しEAC委員に助言を求める。2012年度の委員はArfan AyassとAmelia Cabal（委員長）、Jian-Xi Wangの3人である。

### 外部監査法人

EACと協議の上理事会が選任し専務理事が任命する外部監査法人は、IMFの年次外部監査を実施し、財務諸表をはじめ、IMF協定第5条2項(b)の下で運用される諸勘定および職員の退職プランについての所見を表明する責任を負う。年次監査の終了時にEACはその結果を理事会に説明し、外部監査法人から提出された報告書を専務理事と理事会を通じて総務会に諮る。

外部監査法人は通常5年の任期で任命される。現在は、Deloitte & Touche LLPが務めている。Deloitte & Touche LLPは、2012年4月30日終了会計年度のIMFの財務諸表について、無限定適正意見を表明した。

### 内部監査室

IMFの内部監査機能は、内部監査室(OIA)が担当し、独立した立場でIMFの危機管理、統制、ガバナンスの実効性を検査する。OIAの監査対象は、IMF職員に加え2011年から理事会と各理事室、独立評価機関およびそのスタッフまで広がった。

2012年度にOIAが実施した16の監査と調査は、IMFの金融資産と勘定を保護し運用するための統制と手続きの適切性に関する会計監査、IT管理とセキュリティ対策の実効性を評価する情報技術監査、そして、IMFの全体目標を達成するための業務手順、関連統制、および業務の有効性の実務面・実効性の面でのレビューといった分野で行われた。これに加えOIAは内部開発プロジェクトの実施促進のための業務遂行手続きの合理化支援や、IMFの特別レビューのためのインプットや協調支援のために、5件のアドバイザリー・レビューと特別レビューを行った。2011年度開始の調査2件は終了している。

この内部監査機能とは別に、OIAはリスク管理諮問委員会の事務局としての機能も果たす。ここではOIAは理事会に提出する年次リ

スク管理報告書の作成の調整にあたる。さらに2012年度は、IMFの危機管理の枠組みを点検するために召集された外部パネルに対し、技術面およびロジ面で支援を行った（次の「リスク管理」の項を参照）。

OIAは、ベストプラクティスに基づき、IMFマネジメントと外部監査委員会(EAC)に報告を行い、客観性と独立性の確保に努めている。理事会は年2回OIA活動の報告を受けるが、その報告書には今後の監査および調査計画、監査に基づく勧告措置の結果と実施状況が記されている。また、全ての監査結果は理事会と共有する。2012年度のこれら事項についての直近のブリーフィングが、2012年1月に非公式な形で理事会に行われたが、内部統制や構造、財務報告書に特別注意が必要な弱点は見出されなかった。一方2012年度の勧告措置の達成水準は2011年度と比べ遅れていた。

### リスク管理

IMFのリスク管理の枠組みの強化に向けた取り組みは2012年度も継続された。リスク管理諮問委員会は、重要な事案やリスクについて議論するIMFの局横断的な場である。前項でも述べたように、同委員会はIMFが直面する主要なリスクを調査し、理事会に非公式にリスク管理問題を説明する報告書を年次で作成している。2011年6月に理事会は、「2011年リスク管理報告書」を討議した。世界経済の回復速度が地域によって異なり、IMFのリスク状況が変化しているとし、報告書で指摘されている主要リスク評価とその提案された緩和策に合意した。しかし理事会は、同時に最近の事態の展開によりIMF自身に注目が集まっているため、評価リスクが増大していることから、先に開かれたリスク管理に関する外部パネルの調査結果を見直し討議することへの関心を表明した。

2010年12月、IMFのリスク管理の枠組みを包括的に見直す独立したハイレベル外部パネルのメンバーが任命された。Guillermo Ortizが長となり、Jacob A. FrenkelとMalcolm D. Knight、Thomas O'Neillがメンバーになった。2011年11月に同パネルが報告書を作成、専務理事に提出し、その後理事会にも共有された。この報告書でパネルは、その付託条項に沿って、サーベイランス活動や危機融資における責務といった国際金融システムの中でのIMFの特別な役割に留意しながら、危機管理枠組みの全側面の評価を行った。非公式な理事会ブリーフィングが2012年1月に行われ、この報告書の分析結果や提言についての質問がパネル委員に対し行われた。

このパネル報告書のフォローアップのため、2012年3月にIMFマネジメントは、シニアスタッフによるワーキング・グループを設置した（スタッフは個人としての資格で参加）。このワーキング・グループ



左: ワシントンDCで開かれたタウンホール・ミーティングで職員を前にスピーチをするクリスティーン・ラガルドIMF専務理事

右: 2011年7月の南スーダンのジュバで共和国の独立を祝う女性たち

には二つの課題が与えられた。一つは外部パネル報告書からの重要な勧告に応える具体的な提案を作成することであり、もう一つはIMFの金融リスク管理で定量分析が果たす役割の可能性に関する調査であった。同グループは公的・民間両部門の外部専門家に相談しながら2013年度中に課題を達成することが求められている。

## 加盟国

2012年4月、南スーダン共和国は、ワシントンDCで開催されたセレモニーで同国のKosti Manibe Ngai財務・経済計画大臣がIMF協定に署名し188番目の加盟国となった<sup>68</sup>。ラガルド専務理事は同国の加盟を歓迎、同国経済の安定と成長の基礎の構築にIMFが可能な限りの協力を行うことを強調した。

南スーダン共和国は2011年4月にIMF加盟を申請、その手続きが開始された。同国は、同年7月にスーダン共和国からの独立を宣言した。以降IMFは、南スーダン共和国に対し、税と税関の管理、公的財政の管理、石油収入の管理、外国為替政策、中央銀行、マクロ経済統計などの分野で技術支援および研修を強化し、当局と政策対話を行った。また、IMFはドナーや技術支援提供者と調整を行い、IMF加盟から期間4年間の、能力構築に特化した1,100万米ドル規模の信託基金を設立し南スーダン共和国を支援することになった。同基金の最大ドナーは欧州連合(EU)となっている。

南スーダン共和国の最初のクォータは1億2,300万SDR(1億9,070万米ドル)に設定された。同国の加盟によりIMF加盟国のクォータは、2,381億2,000万SDR(3,690億9,000万米ドル)となった。

## 人事政策と組織

### 2012年度の人的資源

専門知識をベースとした組織であるIMFの主な財産はスタッフであり、IMFの人事管理政策により、これを支える必要がある。IMFの成功は、高度の専門性を持ち、創意工夫にあふれかつ多様性に富む人材を惹きつけ、やる気を引き出し、組織への帰属性を高める能力にかかっている。2012年度では、組織横断的に人的資源の能力と効率性の向上に向けた重要な改革を進めるとともに採用を力強く推し進めるなど、この人事目標に向けて大きく前進した。

### IMF職員の現況と特性

IMFの人材雇用は、2009～10年に記録的なペースで進められたが、2011年は通常のペースに戻った。2007～11年の採用者数は平均で170人だったが、2011年は153人だった。雇用期間を限定した採用者数は、2010年に増加を見せたが(新規雇用の42%)、2011年は金融危機対応もあって同53%を占めた。こうした期間限定職員の採用により、IMFが今後数年にわたり労働力を柔軟に調整することができる。また、政策面で十分な経験を持つミッド・キャリアのエコノミストが採用者全体で高い割合を占めており、2005年に59%だったのが2010年には72%、2011年には76%に達した。これは主に、IMFの融資プログラムや技術支援の増加に対応するために、財政面での経験を持つスタッフへのIMFの各地域局の需要を反映している。

2012年4月30日時点で、IMFは専門職と管理職の職員を2,007人、サポートスタッフを468人抱えている。IMFの幹部職員と組織図はそれぞれ67ページと68ページに掲載されている。

IMFは、その職員の国籍が加盟国の多様性を反映するよう、全世界各国から積極的に雇用する努力を続けている(ウェブ表5.1~5.3は職員の国籍、性別、国タイプでの分類を示している)<sup>69</sup>。2012年4月末時点で188の加盟国のうち156カ国から職員が採用されている。ここ1年を通し採用者の多様化は前進したが、有能な人材に限られていることや他機関との競争もあって難しい問題となっている。新規採用のうち41%は、スタッフの輩出が少ない地域からだった。また新規採用の44%は女性だった。また「エコノミスト・プログラム」は、多様性促進で再び大きな役割を果たした。2012年度の採用者のうち約70%がスタッフ輩出が少ない地域の出身であり、女性が55%を占めた。また、2011年に導入された政策により、東アジアと中東地域から4人が採用された。管理職レベルでの女性採用を増やすとの当初目標を達成した後、IMFは2011年に目標を見直し、専門職や幹部レベルでの女性の割合を向上させるという雇用目標を加えた。地域別の多様性向上の目標については、移行国出身の専門職・管理職の採用目標は2011年に達成され、他のスタッフ輩出が少ない地域の目標の達成に向け現在取り組みが進められている。

### マネジメントの給与体系

マネジメントの報酬は理事会で定期的に見直され、専務理事の給与は総務会で承認される。毎年、ワシントンDCの消費者物価指数に基づいて調整される。各々の責務を反映した、給与体系は2011年7月1日時点で次のようになっている。

専務理事:	46万7,940米ドル
筆頭副専務理事:	40万6,900米ドル
副専務理事:	38万7,530米ドル

理事は24万4,350米ドルで、理事代理は21万1,370米ドル、2012年度のIMF幹部の(67ページを参照)の報酬は31万2,934ドルだった。ウェブ表5.4にIMFスタッフの給与表が示されている。

### 人的資源改革

#### スタッフ調査

2012年の早い段階で、IMFマネジメントは前年に実施されたスタッフ調査で特定された課題に対応するための行動計画を採択した。IMF組織全般を対象に九つのプロジェクトが開始され、キャリア開発やパフォーマンス管理、リーダーシップや説明責任といった分野の問題に取り組んだ。これに基づき政策方針案が2012年4月末までに作成され、2013年度には全面実施に向け動き出すことになる。次回のスタッフ調査は2013年後半に実施予定である。

#### 昇進改革、報酬および手当

2011年、包括的な能力査定の手組みと昇進数を明確に制限することにより支えられる制度的な能力評価を基にした昇進に関する

決定を行うための改革が導入された。また、他の機関との比較に基づき職員報酬の完全な見直しを行う一方、既に承認済みだった職員退職制度の改革の実施に向け大きな前進がなされた。さらに2008年医療給付プラン改革で掲げた目標が達成されたことが、タスクフォースによるレビューで確認された。

#### 人事関連サービス提供の最新化

IMF人事局はこれまで1年間で、業務の効率化を達成し、各種活動の合理化や自動化でも前進した。合理化が進んだ具体的な分野としては休暇申請の手続きと管理、海外勤務諸手当、期間限定雇用者のパフォーマンス査定などがある。

#### 2010年多様性に関する年次報告書の理事会レビュー

IMFの多様化アドバイザーは毎年、職場環境や状況の多様化促進のためのIMFの組織的な取り組みを説明する報告書を作成する。この報告書は、多様性評議会との協議の上作成され、理事会に提出後IMFの外部向けウェブサイトで公表される<sup>70</sup>。なお、多様性評議会とは、IMFのマネジメントや局長、各局の多様化問題担当グループにガイダンスを与えるIMF全体を代表する組織である。

2011年5月、理事会は2010年多様性に関する年次報告書について議論した<sup>71</sup>。その際、IMFの組織としての質やパフォーマンスを向上させる上で多様性が重要であるとの認識を示した。さらに、ここ数年で導入された多様性のため基盤の応用、穏やかながらもスタッフ輩出が少ない地域からの雇用のシェアが上昇したこと、女性職員の2010年の更なる増加、そして今後数年間にわたりこの問題での前進を支援する新たなイニシアティブの開始など、近年の多様化の面での重要な前進を歓迎した。

また、理事は、IMF加盟国を適切に反映した職員の多様性を実現するという重要な試練があることを強調した。さらに、IMFマネジメントに組織運営と職員の採用の幅広い指針を提示する一方、報告書の勧告を支持した。また、マネジメント、職員の双方に多様化努力に弾みをつけ積極的にこの課題に取り組んでいくよう促した。

理事は、途上国と移行国出身の職員の割合がさらに増え45%近くに達したことを歓迎した。ただし、アフリカと東アジア、中東と移行国という職員輩出数が少ない世界の4地域出身のスタッフ数が、幹部レベルも含め低くとどまっていると指摘した。理事会は最近採用されたこの問題への対策を支持し、こうした地域、特に過去10年シェアが減少を続けている中東地域の職員の割合を増やすよう一層の努力を要請した。

さらに、独立評価機関(IEO)の世界金融・経済危機に至るまでのIMFのパフォーマンスの分析結果に留意しながら、能力の高い労

働力を実現するにあたって、職員の経験と専門性の多様性を高める価値があると考えた。そして採用とその後のキャリア開発において、教育や専門分野、言語といった面で多様性に配慮するよう勧告した。

女性の幹部職員のシェアについては、全体の20%とした目標を達成したことを評価する一方で、この割合については他の比較可能な国際機関と比べて後れを取っていると指摘した。とりわけ幹部クラスやエコノミストなど核となる部門での一層の性の多様化が必要との見解を示した。この点に関して、現在進められている女性幹部職員の目標を無理なく野心的な高いレベルに再設定するよう促すとともに、適切な労働環境が必要だと指摘した。

さらなる対応を求めた報告書の追加勧告についても理事は支持を表明した。IMFの多様化の目標の達成に向け継続的に大きく前進するには、IMFマネジメントの強いリーダーシップと、あらゆるレベルのマネージャーに対する十分なモニタリングが必要であり、かつそれぞれが十分な説明責任を果たす必要があると強調した。さらにシニア・パーソナル・マネージャーの多様化促進に向けた特段の努力を要請した。また、職員の全てのレベルで投資対効果検討書について教育・訓練するとともに、人事管理慣行をIMFの多様化の目標と整合的となるよう変えることを重視する戦略を歓迎した。

## マネジメントの交代

2011年5月、ドミニク・ストロスカーン前専務理事が、理事会に対し職を辞する意向を伝え、その場で正式な辞任となった<sup>72</sup>。これと同時に、既に任期満了時に自身の職の再任を求めないことを表明していたジョン・リブスキー筆頭副専務理事が(ボックス5.2)、専務理事代行に就任した。理事会は直ちに次期専務理事の選考プロセスを開始<sup>73</sup>、能力本位で透明性の高い開かれた選考となるような手順を採用した。最終候補者を絞るにあたり、出身地域で区別することなく候補者がまず専務理事職に期待される職能を持つか否かという観点から評価された。最終リストに残った候補者は理事会で面接を受け、その後、理事会が過去の選出でもそうだったように、全会一致での選出を目指し各候補の強みを検討した。

同年6月下旬、理事会はクリスティーヌ・ラガルド氏をIMF専務理事及び理事会議長に選出、任期は翌月からの5年間となった<sup>74</sup>。IMFの1944年の創設以来、初の女性専務理事の誕生である。

フランス国籍のラガルド氏は、2007年6月から同国の財務大臣を務めていたが、それ以前の2年間は貿易担当相の職にあった。反トラスト法および労働法の弁護士として長く輝かしい経歴を持つ。ベーカー&マッケンジー国際法律事務所でのパートナーとして働き、1999年10月にはそのチェアマンに選任され、フランスで初めて

大臣職に任命される2005年6月まで同職を務めた。エクス=アン=プロヴァンス政治学院及びパリ第10大学ロースクールで学位を取得している。

就任後間もなく、ラガルド専務理事は筆頭副専務理事にデビッド・リプトン氏、副専務理事に専務理事特別顧問を務めていた朱民氏を起用することを提案した<sup>75</sup>。米国籍のリプトン氏は当時、大統領の特別補佐官を務めており、米国家経済会議及びホワイトハウス国家安全保障会議の国際経済問題担当の局長を務めていた。それ以前はシティグループのグローバル・カントリーリスク・マネジメントのマネージング・ディレクター兼ヘッドや、ムーア・キャピタル・マネジメントのムーア・キャピタル・ストラテジー・グループのマネージング・ディレクターを務めた。また、米国財務省にて要職を歴任、それ以前は移行期にあったポーランド、ロシア及びスロベニア各政府の経済問題のアドバイザーもしていた。ハーバード大学で経済学修士号及び博士号を取得。1982年に卒業後、IMFに8年間勤務し新興市場及び低所得国の経済の安定化に関する問題を担当した。

一方、朱民氏は2010年にIMFに移るまでは中国人民銀行で国際問題と政策研究、信用に関する情報を担当する副総裁を務めていた。それ以前は中国銀行でさまざまな業務を経験した。融資及び財務、リスク管理や内部統制、法律とコンプライアンス、加えて経営戦略と調査担当のグループエグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めていた。朱民氏は世界銀行で6年間勤務したほか、ジョンズ・ホプキンス大学と復旦大学で経済学を教えた経験を持つ。

## 説明責任

### 透明性

IMFの透明性に関する方針は1999年に策定され、直近の修正が2010年3月に実施された。この方針は「IMFは、透明性の重要性に鑑み、文書および情報の開示に反対するに足る強力かつ具体的な根拠が存在しない限り、文書と情報の適時開示に向け努力する」と唱っている。同方針のもとこの原則は「加盟国に関する文書が自主的に公開される性質のものであることを尊重し、またこれを確保するために適用される」<sup>76</sup>としている。理事会は毎年、IMFの透明性の方針の最新の実施状況に関する報告書の提出を受けるが、この報告書は、IMFの透明性への取り組みの一環として公表される。2011年版報告書はIMFのウェブサイトで閲覧できる<sup>77</sup>。

## 独立評価機関(IEO)

独立評価機関(IEO)は2001年に設立された。IMFの透明性や説明責任を高め、学習プロセスを尊ぶ文化の向上を図り、理事会の組織的ガバナンスや監視責任を支援する観点から、IMFの政策と

## ボックス5.2

### リップスキー筆頭副専務理事が退任

筆頭副専務理事として5年にわたり優れた手腕を発揮したジョン・リップスキー氏が、任期満了後さらに3か月間専務理事の特別顧問を務め、2011年11月にIMFを退職した。IMF本部で開催された退職記念レセプションでは理事やマネジメント、職員も参加してリップスキー氏と氏のIMFに対する重要な貢献に賛辞を送った。

レセプションでスピーチを行ったラガルド専務理事は「リップスキー氏なしには実現しなかった」多くの業績に言及した。その中でも特に早期警戒システム、IMFと金融安定理事会(FSB)との緊密な連携、20カ国・地域(G20)との深い協力、とりわけG20の相互評価プロセス(MAP)のIMFの参加を挙げた。また、シャクア・シャラン筆頭理事は、リップスキー氏は「深い親愛の情」とともに皆に思い出されるだろうと述べるとともに、同氏のリーダーシップとかじ取りの下、IMFは組織として著しく困難な時局を乗り切ることができたとして、専務理事代行としての組織への貢献を特に称えた。レセプションでビデオを通じて惜別の辞を贈ったロドリゴ・デ・ラト元

専務理事は、リップスキー氏を副専務理事として登用したことを、在任中の「最も賢明な決定の一つだった」と振り返った。また職員組合のスーザン・ジョージ委員長は、リップスキー氏がスタッフを支援したさまざまな事例を紹介した。職員組合はリップスキー氏に「スタッフ共助基金」に同氏の名前で行われた寄付の証書を手渡す一方、ラガルド専務理事はリップスキー氏と夫人に花束と、記念写真アルバムそして同氏が筆頭副専務理事時代に行ったスピーチを集めた本を贈った。

リップスキー氏自身は1973年に初めてIMF本部にスタッフとして出勤した日のこと、西半球局及び現在の戦略政策審査局の前身にあたる為替貿易関係局での仕事やチリで常駐代表を務めた経験を振り返った。筆頭副専務理事時代については「かけがえのない経験」だったとし、この時のスタッフをIMF史上最も有能な人材と称え、各スタッフやマネジメントの現在および過去の同僚に特別に感謝の意を表明した。

活動を評価、分析を加えている。その付託条項により、IEOはIMFマネジメントから完全に独立し、分析結果の報告先である理事会と一定の距離を置いて活動する。

現在IEOは「外貨準備高:IMFの助言と国別視点」、「信頼されるアドバイザーとしてのIMFの役割」、及び「IMFにおける経験からの学習:自己評価システムのIEO分析」という評価事項を手がけている。既に終了した評価や現在進行中の評価に関する情報、討議文書やIEO年次報告書といった文書はIEOのウェブサイトで閲覧できる<sup>78</sup>。

IEOは2011年12月の設立10年の節目をIMF本部での会議開催で祝った。この会議には各理事、現・旧マネジメント、幹部スタッフ、外部の関係者、そして現・旧IEO評価チームが参加した。ボックス5.3はこの会議のハイライト部分を取り上げている。

#### 理事会によるIEO報告書のレビューと勧告

先に触れたように、IEOは理事会と一定の距離を取って業務を遂行しているが、その調査結果を理事会に報告し、理事会はそれをレビューする。2011年5月、IEOはIMFのリサーチの有用性と利用

に関する評価を完了して公表し、翌月理事会が、議論した。その評価の全文と、それに関する理事会議論の要旨はIEOのウェブサイトで閲覧可能となっている。

#### 理事会承認を得たIEO勧告の実施

理事会がIEOの各評価報告書についての討議を終えるとまもなく、IMFマネジメントは、理事会が承認したIEO勧告の将来を見据えた実行計画を提示する。この計画は、IEOの外部評価を経て確立される枠組みの一環であり、理事会が承認したIEO勧告を実行するためのよりシステム化されたフォローアップと監督を確保するためのものである。2007年に導入されたモニタリング定期報告書もこの枠組みの一部である。このモニタリング定期報告書は、マネジメントによる最近の実行計画の進捗状況のみならず、前回の報告書の勧告事項で実施されていなかった事案が実行されているかに焦点を当てる。

2011年9月、理事会は第4回モニタリング定期報告書のレビューを実施した<sup>79</sup>。同報告書は、国際貿易政策へのIMFの関与をめぐるIEO評価に基づいた勧告に伴う管理情報計画の実施状況を調査している。同報告書はまた、前回のモニタリング定期報告書から

### ボックス5.3

#### IEO設立10周年会議

独立評価機関(IEO)のディレクターであるMoises Schwartz氏は「IMFでの独立評価の10年:どんな成果をもたらしたか」と題するIEO10周年会議の開幕演説で、IEOがIMFの経験学習能力と説明責任の向上や、外部の利害関係者のIMFの機能に対する理解を深めるために設立されたとの見解を示した。そしてこれらの目標がIEOの評価の基準となっている。同会議で挨拶したラガルド専務理事は、IEOに「正直かつ公平、そして厳しい分析を継続して行うよう」促した。専務理事はさらに、IMFはその活動において「正直さと信頼性」に大きく依拠していると強調し、IEOは「真実を語る機関であるIMFに率直に真実を突き付ける」組織であると述べた。IMF理事会の評価委員会議長を務めるMoeketsi Majoro理事は、「IEOはIMFがその責務及び権限をより効果的に達成する上で賞賛すべき貢献をしている」と指摘し、「監視機関としての性格を踏まえれば、成功と欠点の双方を明らかにし、ありのままを語るべきだ」と述べた。さらに同議長は「IMFが有用で発展し続けるには、経験からより良くかつ素早く学習することが決定的に重要であり……(生き残ることができるのは)変化に素早く対応する組織だ」と語った。

会議はIEO評価で繰り返し登場するテーマについて考える機会となった。Schwartz氏が以下のテーマにハイライトを当てた:

- ・IMFのガバナンスの強化と国際通貨金融委員会(IMFC)や理事会、マネジメント、幹部スタッフにいたるまでの役割と責任の明確化
- ・政策の適用や助言の作成において、加盟国に対する公平性を一段と追求する重要性
- ・異なる見解を奨励し、大国を含めた各国当局に対し難しい課題を提起するスタッフを支援するためのインセンティブを作る重要性
- ・縄張り争いや蝸壺的な振る舞いを減らし関係者の協力を促すなど、分析及び実務作業を各局横断的により良く統合する必要性

参加者はIEOの活動を賞賛し、IEOの独立性とその評価報告書の質の高さが強さの鍵であることを強調した。ただ、情報の拡散や勧告事項のその後のフォローアップには改善の余地があることも指摘した。なかでも、多くの参加者が、理事会が承認したIEO勧告の遂行やフォローアップをモニターするための枠組みの弱さを指摘した。

理事会の評価委員会が注目した、データベースである「IMF取極のモニタリング」及びスタッフ移動の改善に関する最新状況を掲載している。理事会は、貿易情報管理計画に関する全ての主要なパフォーマンス目標が、達成されたかタイムリーに完了される途上にあるとの報告書の結論を支持した。新たな補完的措置は提案されず、次回のモニタリング定期報告書でレビューが必要な遅れが見られるパフォーマンス目標はないことが確認された。ただし、第4回モニタリング定期報告書に関連して提起された幅広い問題については、必要に応じて最新状況を報告することになった。

#### スタッフ、マネジメント、理事会の倫理の枠組み

IMFの倫理枠組みは、一連の包括的規則と懲罰手続きを備えており、独立性を保った倫理アドバイザーやオンブズマン、倫理ホットラインなどの確固とした制度に支えられている。倫理ホットラインは、IMFスタッフや市民が、職員や関連業者によるIMFリソースの不正使用や不正行為を秘密裏に匿名性を維持しながら報告できるシステムである。

2011年5月、IMFは2年以上かけた組織の倫理枠組みを強化する努力を結実させ、スタッフを対象とした行動規範の修正版を完成

させた<sup>80</sup>。この強化された行動規範は、職場内での親密な個人的関係の報告義務を新たに導入するとともに、ハラスメント及び差別に関するIMFの政策を刷新した。また、不正行為の疑いを報告したスタッフの報復からの保護を強化する一方、そのような不正行為の調査や監督の手順の明確化を図った。この規範の修正にはIMF組織内での広い協力と話し合いが必要だった。また、関連政策を他の類似した機関のそれと比較し、それら機関のベストプラクティスもレビューした。

また、理事は、IMF内での自らの地位や責任に関連または影響する倫理基準の指針を示すための行動規範を導入した<sup>81</sup>。理事会の倫理委員会は、この規範に関連する課題などを検証するとともに、要請に基づき、理事代理、アドバイザー、アシスタントの行動の倫理的側面について指針を提供する。

#### 外部関係者との関わり

##### 外部との交流

IMFが市民社会組織(CSO)、青年グループ指導者、労働組合、議員、学者、シンクタンクと交流する目的は二つある。第一にIMFの

政策助言をよりの確で質の高いものにするため、彼らの懸念や視点をより良く理解できるよう外部の声を聞くことである。そして第二に、IMFの目的や活動に対する外部の理解を深めることである。この外部との交流では、ソーシャル・メディア(ボックス5.4参照)、ビデオ、ポッドキャストなどの新たな手段が取り入れられている。

#### IMFマネジメントの外部との交流

危機およびそれ以降もIMFの外部との交流(アウトリーチ)のための取り組みの重要性が高まるなか、IMFのアウトリーチ活動におけるマネジメントの役割は最近になります重要性を帯びてきている。以下に述べるより具体的なアウトリーチ目標に加え、より広くはマネジメント及び幹部によるアウトリーチ活動が、組織としての戦略的ビジョンと加盟国全般にとっての政策面での優先事項を発信するよい機会となっている。また、加盟国や世界にとって有益だが難しい国内改革を行う政策担当者への支援を高め、IMFの分析や政策助言を強化するために、非従来型の関係者も含め加盟国の鍵を握る関係者に影響する課題などへの理解を深めるとともに、危機の影響を受けた国をはじめ加盟国に必要な支援を実施するとのIMFのコミットメントの強化につながる。

2012年度中に専務理事は世界全5地域を訪問、各国のトップや加盟国の重要な関係者と会談したり、現地メディア、労働団体、市民社会組織、議員、財界グループとの交流に努力した。同様に筆頭副専務理事や副専務理事も幅広く各国を訪問し、IMFのアウトリーチの目的を後押しする幾多の機会を持った。

#### 労働団体との交流

IMFの国際労働機関(ILO)との協力は、欧州の危機が続くなか2012年度に深まった。エルサルバドル、モザンビークとベトナムで現在試行されている合同の「社会的保護の床イニシアティブ」では、ILOが、基本的な社会保護基盤を構築するには現行の社会保護メカニズムを超えて何が必要かを分析するとともに、基本的な社会移転のコストを試算する。これに続きIMFは、必要な社会手当てのパッケージを財政的に持続可能な形で実施する余地を分析し、政策当局に対し選択肢を提示する。労働市場や雇用問題に関するIMFとILOの連携においては、雇用を生み出す成長を促進させる政策に焦点を当て、IMFが主にマクロ経済政策を、ILOが労働市場の制度面での問題を担当する。この協調は、特に、若年層の失業がマクロ経済の安定性に影響し重要な問題となっている中東、北アフリカ諸国やIMFプログラム支援国において、IMFの助言で労働市場問題の重要性が増していることを反映している。両組織の協調を巡る社会的対話は2012年度、新たに勢いを増した。ブルガリア、ドミニカ共和国、ザンビアで、既に合意されていた当局、労組、経営者による協議のための予備会合が開催されたため。正式な対話は2013年度に始まる予定となっている。

労働組合との交流はIMFの非政府関係者へのアウトリーチ活動の中で大きな位置を占めるようになっていたが、2012年度に欧州危機が深刻さを増す中、欧州の労組との関係はより重要性を増すようになった。各国の労組との会談は、4条協議やスタッフ訪問の折りを利用して行われるケースが多く、現地のIMF常駐代表の多くが労組と定期的に交流を持っている。それに加え、IMFマネジメ

#### ボックス5.4

##### IMF、アラビア語のブログ開始

2011年10月、IMFは中東地域との交流を活性化するため、アラビア語のブログ、「経済の窓(النافذة الاقتصادية)」を立ち上げた<sup>a</sup>。これはIMFの世界的な経済を議論する場となっている英語の「IMFdirect」や、スペイン語の「Diálogo a Fondo」の両ブログを補完するものだ。IMFはこの他にも公共財政管理に特化したブログを立ち上げている。このアラビア語のブログは、参加者の議論を促すとともに中東と北アフリカ地域の経済面の課題に対する分析や潜在的解決策を提供する一方、世界的な課題のアラビア語での評論

や調査を提供することを狙っている。開始以来7カ月で、相当数の読者を獲得し、ラガルド専務理事による記事3件、ネマト・シャフィク副専務理事による4件を含む60以上の記事を掲載した。2012年度末時点で、アルジェリア、エジプト、ヨルダン、クウェート、リビア、オマーン、サウジアラビア、チュニジア、アラブ首長国連邦など52カ国で読者を獲得している。中東と北アフリカで好評で、その内容はアラブ圏の代表的なブログやニュースのサイトへ転載されている。

a. このブログは<http://blog-montada.imf.org/>で閲覧可能

ントと各局は、大半は国際労働組合総連合の傘下にある国際労働組合運動の代表者と定期的に連絡をとり、IMFとILOの関係からもこうした代表者と定期的に交流している。

### 市民社会組織との交流

IMFはこれまで10年に渡り、低所得国に特に焦点を当てながら政策課題について非政府組織、学術組織やグループ、シンクタンクなどの市民社会組織(CSO)と緊密に関わりを持ってきた。2012年度におけるこうした交流のハイライトは、2012年3月にコンゴ民主共和国政府と共催した「サブサハラ・アフリカ地域の天然資源管理」と、東アフリカ共同体事務局と共同で2月に開いた「東アフリカ共同体の10年：深まるEAC統合」という二つの会議だった。

CSOとの会議やセミナーは、IMFからの情報提供の場としてだけでなく、こうした組織の意見や主張を聞く場としても大変優れていることが実証された。また、2009年以来IMFは、特定の問題、たとえば天然資源に対する課税や天然資源からの富の管理、3年毎のサーベイランス・レビュー(第3章を参照)やコンディショナリティーの見直しなどについて、オンライン上の公共の場での意見交換を行いCSOの見解のより体系的な収集に当たっている。

2011年の年次総会と2012年の春季会合の「CSOフェローシップ・プログラム」では、市民社会や青年組織の代表の合計41人がセミナーや直接協議、IMFマネジメントや理事、各局の局長やスタッフとの個別の会合を開催、IMFの政策課題について討論しこれを発展させる新たな機会を提供した。これと同様に、国レベルで関係者と双方向の交流を築くため、IMFは、2012年度に、中・低所得国の学術関係者を年次総会及び春季会合に招く「学識経験者フェローシップ・プログラム」を開始した。このプログラムを通し、招待された学術関係者は会合の公式行事に積極的に参加してIMFの全てのレベルのスタッフと意見を交わす。2012年度では世界の全地域から15人がこのプログラムで招待された。

これに加え、世界のシンクタンクや学術関係者との対話と交流を拡大・強化し、共同のイベントへの招待や、非公開の意見交換なども行った。

### 各国議員との交流

IMFによる各国の国会議員へのアウトリーチ活動は、各国への政策助言に対する議員の意見や懸念を聞くことを目的としており、IMFのカントリーチームはその国固有の問題について議員と定期的に話し合いを持っている。2012年度では議員ネットワーク(PN)と連携し、各国議員に特に照準を合わせた複数のイベント

を開催した。2011年の年次総会で開かれたワークショップでは19の国から24人の議員を招き世界金融危機が途上国へ与えた影響を討議するなど、各議員が広範にわたる問題に対し意見や視点を述べる機会となった。また、2012年春季会合でのワークショップでは、金融危機に効果的に対応する上で途上国が引き続き直面している課題や、包摂的成長、IMFのガバナンスの改革といった課題に焦点が当てられた。

2012年3月、ルワンダのキガリで開かれた2日間の会合に、アフリカの40カ国から120人を超える国会議員が参加した。この会合は、IMF・世界銀行が連携しPNが組織したもので、アフリカの成長のエンジンとしての民間部門の役割を形成することを議題としていた。会合はルワンダ政府が主催し、ポール・カガメ大統領がその場で演説した。

### チャリティー活動

IMFの「市民・コミュニティープログラム」は、188全加盟国の経済成長を加速し、人々の生活を向上させる政策を促進するというIMFの最重要の目的の上に成り立っている。IMFが本拠地を置くワシントンDCとその近郊のコミュニティーや途上国でのチャリティー活動を、IMF職員の寄付にIMFが上乘せして寄付を行ったり、ボランティア活動、コミュニティー・イニシアティブを通じて支援する。1994年にこのプログラムが始まって以来、IMFのグラントや寄付金は1,800万米ドルを超えており、2102年度では80万米ドル近くに達した。この中には、現職員と退職者による「ヘルピング・ハンズ(手助け)」の2011年秋のキャンペーンで寄付された65万米ドル超の金額に対して、IMFが組織として上乘せした32万5,000米ドルや、自然災害にあった途上国への人道的支援のため職員が発案・寄付した支援金にIMFが組織として追加した支援金約7万米ドルも含まれる。IMF現職員、退職者、配偶者を代表する12人のボランティアからなるIMF市民プログラム諮問委員会は、グラント(2012年度には40万米ドル近くに達した)によりワシントンDCや途上国の非営利組織(NPO)を支援する、IMFの活動をリードしている。

### 地域経済見直し

IMFは世界の経済及び金融調査シリーズの一環として「地域経済見直し(REO)」を発表、世界の主要な地域のより詳細な経済情勢の分析を行い主な政策課題を提示している。REOは通常、各地域で数多く開かれるIMFのアウトリーチ活動と連携する形で公表される。REOの分析結果を要約したプレスリリース、REOの全文、及びその公表の際の記者会見の記録と動画はIMFのウェブサイト上で公開されている<sup>82</sup>。

## IMF地域事務所

### アジア太平洋地域事務所

世界経済の中で一段と重要性が増しつつあるアジア・太平洋地域へのIMFの窓口としての役割を果たすアジア太平洋地域事務所(OAP)は、IMFサーベイランスに地域的な視点を一段ともたすため、地域の経済・金融情勢のモニタリング・分析をサポートしている。OAPは、アジア太平洋地域におけるIMFとその政策に対する理解の深化の推進を図るとともに、重要な課題についての地域的視点をIMFにもたらしめている。この使命の下、OAPは、モンゴルでの活動拡大や日本に関する活動に積極的に参加することで、OAPの国別及び地域レベルのサーベイランスを拡大したのみならず、ASEAN+3などとアジアで協力することで地域サーベイランスを拡大した。さらに、東京での2012年年次総会開催を支援するためにアウトリーチ活動を拡大した。また、現在のIMFの業務で中核的な位置を占める時事問題を議論する場として様々な会合やイベントを引き続き開催するとともに(ボックス5.5がその一例を紹介)、日本・IMF奨学金プログラムやマクロ経済に関するセミナーを通じて地域の能力強化を支援している。

### 欧州事務所

欧州事務所(EUO)は欧州のIMFの拠点として機能する。必要に応じて本部のマネジメントや各局に助言を行い、欧州でのIMF活動を支援する一方、IMFの関心のある課題についての欧州側の見解を伝える窓口となっている。欧州を拠点とする各組織、つまり経済協力開発機構(OECD)や欧州連合(EU)、金融安定理事会(FSB)、国際決済銀行(BIS)などは、経済・金融危機対応で重要な役割を果たしている。このためIMFとこれら組織との連携の強化は極めて重要となっている。

欧州事務所の活動は主に4分野にわたる。第一に、EUOは様々な機関においてIMFを代表し、欧州を拠点とする国際機関、シンクタンク、著名な専門家の意見や活動を報告するとともに、IMFとEU機関との協議に参加し、マルチラテラル・サーベイランスと地域レベルのサーベイランスに貢献する。第二に、OECDの開発援助委員会の日常業務でIMFを代表しており、地域の二国間及び多国間開発機関と業務上緊密な関係を築いている。第三に、欧州での政策協議に情報提供を行い、主な政策課題に関するIMFの見解を伝えるために幅広くアウトリーチ活動を行っている。第四に、本部の人事局と連携してIMF採用目標の達成を支援している。

## ボックス5.5

### アジアの公的医療制度改革に関する会議

医療制度改革は世界共通の重要な財政問題である。なかでも、今後20年に対GDP比で医療関連支出が平均で3パーセントポイント上昇すると予想される先進国では特に重要な課題となっている。日本政府の支援を受け、2011年10月に東京でIMF財政局とOAPが主催した同会議には、アジア11カ国から政府高官と指導的な学識者が参加してアジアにおける公的医療制度改革について議論した。この1日会議は、各加盟国が直面する重要な財政上の試練について各国当局と国民との対話を継続するためのIMFの取り組みの一環として開かれた。

この会議の開幕の挨拶で、朱民IMF副専務理事は、先進国の財政健全化を成功させるには、医療関連など社会の高齢化にともなう公共支出の増大を抑制することが不可欠だろうと述べた。さらに、公的医療の支出増加を抑制する有効な政策手段があると語り、その例として予算の上限設定や効率性の改善につながる競争の賢明な活用、出来高払いの診療報酬制度を減らす決済システム

の導入、そして民間保険の多用などによる民間資金への依存度を上げることなどを挙げた。

また、朱民副専務理事が指摘したように、新興市場諸国・地域、特に支出と比べ健康指標が良好なアジア新興国では、保健サービスのカバー範囲を広げるための財政支出余地が大きい。財政的に持続可能なサービスで、皆保険を国民に提供する必要がある、これは課題の一つである。個人を経済面で一段と保護するために、高い患者の自己負担を引き下げることが目標であろう。また、健康増進のための活動の費用対効果の評価もこの地域にとり優先課題となっている。

改革戦略を策定するにあたり、教訓となるアジアの成功例は複数あり、コスト上昇の抑制に成功した日本や、インフォーマルな労働市場の割合が高いにもかかわらず皆保険制を達成したタイが成功例として挙げられよう。この地域の成功例をどのようにミックスすれば適切な改革になるかは、その国状況によって異なるだろう。

# 理事および理事代理

2012年4月30日現在<sup>1</sup>

## 任命理事

<b>Meg Lundsager</b> 空席	アメリカ
<b>Mitsuhiro Furusawa</b> (古澤満宏) <i>Tomoyuki Shimoda</i> (下田知行)	日本
<b>Hubert Temmeyer</b> <i>Steffen Meyer</i>	ドイツ
<b>Ambroise Fayolle</b> <i>Alice Terracol</i>	フランス
<b>Alexander Gibbs</b> <i>Robert Elder</i>	イギリス

## 選任理事

<b>Willy Kiekens</b> (ベルギー) <i>Johann Prader</i> (オーストリア)	オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、チェコ、ハンガリー、コソボ、ルクセンブルク、スロバキア、スロベニア、トルコ
<b>Carlos Pérez-Verdía</b> (メキシコ) <i>José Rojas Ramírez</i> (ベネズエラ)	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、スペイン、ベネズエラ
<b>Menno Snel</b> (オランダ) <i>Yuriy G. Yakusha</i> (ウクライナ)	アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、グルジア、イスラエル、マケドニア旧ユーゴスラビア、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ
<b>Arrigo Sadun</b> (イタリア) <i>Thanos Catsambas</i> (ギリシャ)	アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ、東ティモール
<b>Der Jiun Chia</b> (シンガポール) <i>Aida Budiman</i> (インドネシア)	ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム
<b>Tao Zhang</b> (中国) <i>Ping Sun</i> (中国)	中国
<b>Christopher Legg</b> (オーストラリア) <i>Hoseung Lee</i> (韓国)	オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ
<b>Thomas Hockin</b> (カナダ) <i>Mary O'Dea</i> (アイルランド)	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島

<b>Benny Andersen</b> (デンマーク) <i>Audun Grønn</i> (ノルウェー)	デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン
<b>Moeketsi Majoro</b> (レソト) <i>Momodou Sabo</i> (ガンビア)	アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、スワージーランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
<b>A. Shakour Shaalan</b> (エジプト) <i>Sami Geadah</i> (レバノン)	バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン
<b>Arvind Virmani</b> (インド) <i>P. Nandalal Weerasinghe</i> (スリランカ)	バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ
<b>Paulo Nogueira Batista, Jr.</b> (ブラジル) <i>Maria Angélica Arbeláez</i> (コロンビア)	ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、パナマ、スリナム、トリニダード・トバゴ
<b>Ahmed Alkhalifey</b> (サウジアラビア) <i>Fahad I. Alshathri</i> (サウジアラビア)	サウジアラビア
<b>René Weber</b> (スイス) <i>Katarzyna Zajdel-Kurowska</i> (ポーランド)	アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン
<b>Aleksei V. Mozhin</b> (ロシア連邦) <i>Andrei Lushin</i> (ロシア連邦)	ロシア連邦
<b>Jafar Mojarrad</b> (イラン) <i>Mohammed Dairi</i> (モロッコ)	フガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、モロッコ、パキスタン、チュニジア
<b>Alfredo Mac Laughlin</b> (アルゼンチン) <i>Pablo Garcia-Silva</i> (チリ)	アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ
<b>Kossi Assimaidou</b> (トーゴ) <i>Nguéto Tiraina Yambaye</i> (チャド)	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ

<sup>1</sup> 各理事の投票権数は、付属書IVを参照のこと。年次報告書ウェブページからアクセス可能([www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2012/eng/](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2012/eng/))。2012年度の理事会の構成の変更は、付属書IIに記載。同じく年次報告書ウェブページよりアクセス可能。

# 幹部

2012年4月30日現在

Olivier J. Blanchard, 経済顧問

José Viñals, 金融顧問

---

## 地域局

Antoinette Monsio Sayeh  
アフリカ局長

Anoop Singh  
アジア太平洋局長

Reza Moghadam  
欧州局長

Masood Ahmed  
中東中央アジア局長

Nicolas Eyzaguirre  
西半球局長

---

## 機能・特別サービス局

Gerard T. Rice  
対外関係局長

Andrew Tweedie  
財務局長

Carlo Cottarelli  
財政局長

Sharmini A. Coorey  
IMF研修所所長

Sean Hagan  
法律顧問兼法律局長

José Viñals  
金融資本市場局長

Olivier J. Blanchard  
調査局長

Adelheid Burgi-Schmelz  
統計局長

Siddharth Tiwari  
戦略政策審査局長

---

## 地域事務所

Shogo Ishii (石井詳悟)  
アジア太平洋地域事務所長

Emmanuel van der Mensbrugge  
欧州事務所長

Elliott C. Harris  
国連特別代表

---

## サポート・サービス局

Mark W. Plant  
人事局長

Jianhai Lin  
秘書局長

Frank Harnischfeger  
技術サービス局長

Jonathan Palmer  
技術サービス局主席情報官

---

## 特別室

Daniel A. Citrin  
予算企画室長

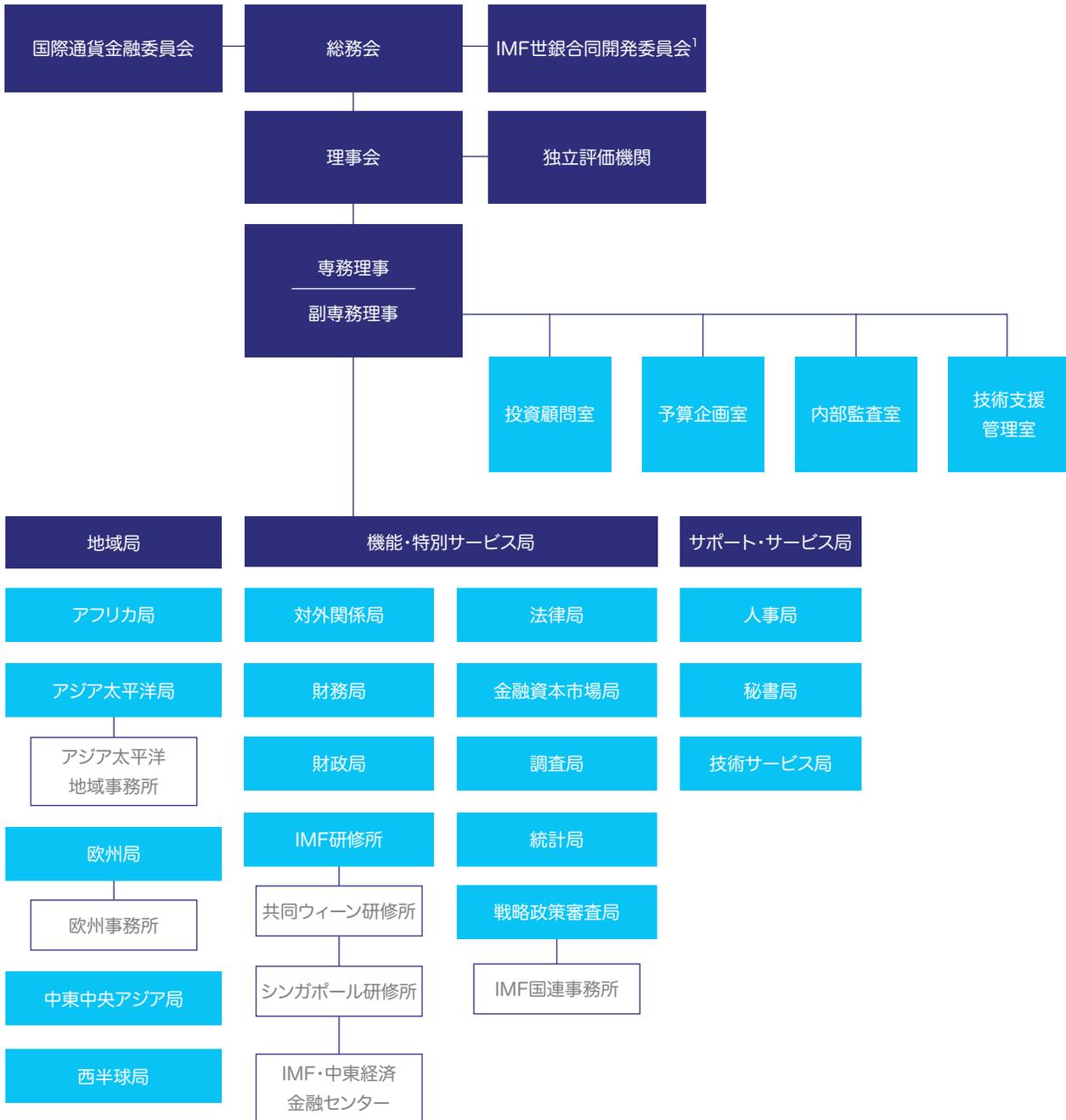
G. Russell Kincaid  
内部監査室長

J. Roberto Rosales  
技術支援管理室長

Moises J. Schwartz  
独立評価機関局長

# IMF 組織図

2012年4月30日現在



1 正式名称は「発展途上国への実質的資源の移転に関する世界銀行および国際通貨基金総務会の大任級合同委員会」

# 注釈

## 第1章

- 1 IMFの会計年度(FY)は、5月1日に始まり、翌年の4月30日に終わる。本年次報告書は、2011年5月1日に始まり2012年4月30日に終了した2012年度の動向を取り纏めたものである。
- 2 この額はその後、2012年6月のロスカボスでの20カ国・地域グループのサミットにおいて、4,560億米ドルまで増額された。
- 3 IMFの特別引出権(SDR)は、四つの主要な国際通貨が構成するバスケットの価値に依拠する国際準備資産(ウェブボックス3.1参照)。SDRから各国・地域通貨への換算は概算となっている。

## 第3章

- 4 プレスリリース(PR) No.12/13「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde Following Executive Board Discussion on the Adequacy of Fund Resources」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr1213.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr1213.htm))。
- 5 2012年度のマージン(SDR金利に上乘せされる額)の設定に関する理事会の協議については、5章を参照。
- 6 例外もある。例えば、FCLとPLL取極では、各取極の種類ごとに定められたようにレビューが行なわれるが、取極期間であればいつでもコミットされた資金全額を利用することができる。
- 7 これは総額であり、キャンセルされた取極を反映していない。
- 8 グルジア向け取極は、SBAとスタンドバイ・クレジット・ファシリティ(SCF)を組み合わせたもの。
- 9 一般資金勘定(GRA)の融資取極の下での融資供与は「買入れ(purchase)」そして返済を買戻し(repurchase)という。
- 10 世界銀行グループが国際開発協会(IDA)の資源活用の適格性の判断の基準として用いる国民1人当たりの所得をIMFも用いる。これは毎年見直される。
- 11 特に、IDAの国民1人当たりの所得基準の2倍を超える所得を指す。
- 12 パブリック・インフォメーション・ノーティス(PIN)No.12/22「IMF Reviews Eligibility for Using Concessional Financing Resources」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1222.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1222.htm))。

13 PR No.09/268「IMF Announces Unprecedented Increase in Financial Support to Low-Income Countries」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pr/2009/pr09268.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2009/pr09268.htm))。

14 IMFの金売却に伴う「想定外(ウィンドフォール)」の利益とは、金売却が提案された当時に見込まれた利益と異なる実際の利益を示す。この度の過程で金の価格が大幅に上昇した。第5章参照。

15 PIN No. 11/152「The Fund's Financing Role—Reform Proposals on Liquidity and Emergency Assistance and the Review of the Flexible Credit Line and Precautionary Credit Line」を参照。([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11152.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11152.htm))。

16 PIN No. 12/25「IMF Executive Board Discusses Amendment to the Extended Fund Facility to Extend the Arrangement Duration at Approval」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1225.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1225.htm))。

17 PIN No. 11/95「IMF Executive Board Discusses the Macroeconomic and Operational Challenges in Countries in Fragile Situations」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1195.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1195.htm))。脆弱性とは、理事会協議のたたき台として作成されたスタッフ・ペーパーで定義されているように、様々な側面があり、経済情勢はその中の一つに過ぎない。このペーパーは、脆弱な国の特徴として制度が弱く政府が正当性に欠けていることを挙げているが、これにより暴力のリスクが高まるとしている。同時に、脆弱性の全ての定義は事実上、制度の弱さの度合いを勘案している。

18 クレジット・トランシュとは、加盟国のIMFでのクォータに比例した買入れ(融資供与)の規模を指す。融資の供与で加盟国のクォータ比25%までのものは、第1クレジット・トランシュと呼ばれ、加盟国には、国際収支上の問題の克服に向けた相応の努力を示すことが求められる。クォータ比25%を超えるものは、高次クレジット・トランシュと呼ばれ、借入国が一定のパフォーマンス基準を満たした場合に、分割形式で供与される。このような供与は、通常、スタンドバイ取極か拡大取極(及びフレキシブル・クレジットライン)と関連している。IMF財源への取極を通さないアクセスは稀であり、今後も同様であると考えられる。

19 PIN No. 11/98「IMF Executive Board Discusses Systemic Crises, Financial Linkages, and the Role of Global Financial Safety Nets」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1198.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1198.htm))。

- 20 波及効果に関する統合報告書が2013年度初めに作成された。これは、2012年度のパイロット演習で対象となったシステミックな5カ国・地域を対象とした。
- 21 PIN No. 11/130「IMF Executive Board Reviews Surveillance: Making IMF Surveillance as Interconnected as the Global Economy」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11130.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11130.htm))。
- 22 「Managing Director's Statement on Strengthening Surveillance: 2011 Triennial Surveillance Review」を参照 ([www.imf.org/external/np/pp/eng/2011/102711.pdf](http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2011/102711.pdf))。
- 23 通常のIMFと加盟国の4条協議と関連するミッションを指す。本章前述の「国別サーベイランス」の項を参照。
- 24 金融・経済危機に至るまでのIMFのパフォーマンスに関する評価に記載。同評価は、IEOのウェブサイト([www.ieo-imf.org](http://www.ieo-imf.org))で閲覧可能。
- 25 PIN No. 11/61「IMF Executive Board Discusses Monitoring Financial Interconnectedness, Including the Data Template for Global Systemically Important Financial Institutions」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1161.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1161.htm))。
- 26 PIN No. 11/74「IMF Executive Board Reviews Efforts in Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1174.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1174.htm))。
- 27 国際基準の遵守状況に関する報告(ROSC)(ウェブボックス4.1参照)は、加盟国の要請に基づき作成・公表されるもので、AML/CFTを含めた12分野の国際的に認められた基準とコードの遵守状況をまとめる。諸機関と国当局間の政策協議の強化を支えるとともに、民間部門では(格付機関によるものも含めた)リスク評価に使われる。
- 28 このレビューは、2011年3月に行われた。IMF2011年の年次報告書「公平かつ均衡ある成長を目指して」の第3章を参照([www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng/index.htm](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng/index.htm))。
- 29 PIN No. 12/37「IMF Discusses Work Agenda for Financial Sector Surveillance」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1237.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1237.htm))。
- 30 PIN No. 11/118「IMF Executive Board Discusses Modernizing Fiscal Policy Framework and Public Debt Sustainability Analysis」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1118.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1118.htm))。
- 31 PIN No. 11/139「IMF Executive Board Discusses Managing Global Growth Risks and Commodity Price Shocks—Vulnerabilities and Policy Challenges for Low-Income Countries」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11139.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11139.htm))。
- 32 PIN No. 11/143「IMF Executive Board Discusses the Multilateral Aspects of Policies Affecting Capital Flows」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11143.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11143.htm))。
- 33 PIN No. 12/42「IMF Executive Board Discusses Liberalizing Capital Flows and Managing Outflows」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1242.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1242.htm))。
- 34 PIN No. 11/137「IMF Executive Board Discusses Criteria for Broadening the SDR Currency Basket」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11137.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11137.htm))。
- 35 2000年より、SDRバスケットは(1)最大輸出国であるIMF加盟国(あるいは加盟国が参加する通貨同盟)が発行し(2)IMFが「自由利用可能通貨」(国際取引での支払いに広範に使われ、また主な外国為替市場で広く取引されている通貨)と認めた4通貨により構成されている。現在の構成通貨は、米ドル、ユーロ、スターリング・ポンド、日本円となっている。1978年のIMF協定の第2次改正以来、SDRの通貨量の判断の際に、自由利用可能通貨のコンセプトが考慮されているが、SDRバスケットの通貨が自由利用可能通貨でなければならないと正式に求められるようになったのは、2000年になってからである。

#### 第4章

- 36 このトラストはHIPCイニシアティブの下で債務救済を行い貧困削減・成長トラストの融資を助成するために創設されたが、その資金は93加盟国がコミットしたグラントや拠出金及びIMFの資金で賄われている。
- 37 IMFはリベリアに対してはHIPCイニシアティブでの支援に加えて1億1,600万SDRの債務救済を実施したほか、ハイチに対しては大災害後債務救済基金を通じ1億7,800万SDRの債務救済を実施した。
- 38 SPIN No.11/151「IMF Executive Board Discusses the Heavily Indebted Poor Countries (HIPC) Initiative and Multilateral Debt Relief Initiative (MDRI)—Status of Implementation and Proposals for the Future of the HIPC Initiative」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11151.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11151.htm))。
- 39 チャド、コモロ、コートジボワール、エリトリア、ギニア、ソマリア、スーダン。
- 40 PIN No.12/17「IMF Executive Board Reviews the Joint IMF–World Bank Debt Sustainability Framework for Low-Income Countries」を参照([www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1217.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1217.htm))。
- 41 先に触れたように、IMF研修所は2012年5月に新設された能力開発局に統合された。
- 42 SDDSとGDDSに関するより詳しい情報については「ファクトシート:IMF Standards for Data Dissemination」([www.imf.org/external/np/exr/facts/data.htm](http://www.imf.org/external/np/exr/facts/data.htm))とウェブボックス4.1を参照。
- 43 PR No.11/423「The Former Yugoslav Republic of Macedonia Subscribes to the IMF Special Data Dissemination Standard」([www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11423.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11423.htm))、PR No.12/62「Mauritius Subscribes to the IMF's Special Data

- Dissemination Standard」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr1262.htm)をそれぞれ参照。
- 44** PR No.11/242「The Solomon Islands Begins Participating in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11242.htm)、PR No.11/247「The Republic of Guyana Begins Participating in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11247.htm)、PR No.11/305「Burundi Begins Participation in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11305.htm)、PR No.11/367「The Republic of Maldives Begins Participation in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11367.htm)、PR No.11/441「Montenegro Begins Participation in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11441.htm)、PR No.12/48「The Republic of Djibouti Begins Participating in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr1248.htm)、PR No. 12/51「Papua New Guinea Begins Participation in the IMF's General Data Dissemination System」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr1251.htm)をそれぞれ参照。
- 45** この掲示板はIMFのウェブサイトを通じて参照できる (<http://dsbb.imf.org/Applications/web/gdds/gddscountrylist/>)。
- 46** PIN No.12/18「IMF Executive Board Discusses Eighth Review of Data Standards」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1218.htm)。
- 47** PR No.11/274「IMF Releases 2011 Financial Access Survey Data」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11274.htm)。このデータベースはIMFウェブサイト(<http://cds.imf.org/>)とeLibraryデータ(<http://elibrary-data.imf.org/>)で閲覧可能。
- 48** PR No.11/271「IMF Expands Foreign Direct Investment Coverage to 84 Economies」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11271.htm)とPR No.11/479「IMF Releases Results from Its 2010 Coordinated Direct Investment Survey」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11479.htm)を参照。データベースはIMFウェブサイト(<http://fas.imf.org/>)とeLibraryデータ(<http://elibrary-data.imf.org/>)で閲覧可能。
- 49** PR No.11/428「Cross-Border Holdings Increased 7.7 Percent in 2010, Shows IMF Annual Coordinated Portfolio Investment Survey Now Available via New Online Database」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11428.htm)。新データベースはIMFウェブサイト(<http://cpis.imf.org/>)とeLibraryデータ(<http://elibrary-data.imf.org/>)で閲覧可能。
- 50** PR No.11/161「IMF and World Bank Co-Host Third Global SDMX Conference to Advance Implementation of Worldwide Standards for Data and Metadata Exchange」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11161.htm)。
- 51** このウェブサイトはwww.principalglobalindicators.org/default.aspxで閲覧可能。
- 52** PIN No.11/72「IMF Executive Board Reviews Experience with the Fund's Involvement in the G-20 Mutual Assessment Process」(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1172.htm)を参照。
- 53** IMFとFSBの「The Financial Crisis and Information Gaps: Implementation Progress Report」(www.financialstabilityboard.org/publications/r\_110715.pdf)参照。

---

## 第5章

- 54** www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pdfs/quota\_tbl.pdfを参照。
- 55** PIN No. 12/35「IMF Executive Board Begins Review of Quota Formula」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn1235.htm)。
- 56** 現在のクォータの加法計算式は四つの変数がある。GDPの比重が50%で最も高く、合成されたGDPの内訳は市場為替レートで計算されたGDPが30%、購買力平価で評価されたGDPが残りの20%となる。二つ目の変数は経常的支払いと収入の総額で測る開放度で比重は30%。次が15%の比重で経常的収入と純資本フローの変動。残る4番目の変数が5%の比重を占める外貨準備高である。
- 57** 0.95の圧縮因子が、計算された加盟国間のクォータシェアのばらつきを縮小するクォータ計算式のこの4変数の加重合計に掛けられる。この操作は、計算式で計算された最大規模の経済の国々のシェアを減じて、その他の全ての国のシェアを増やす効果を持つ。
- 58** 発動には、投票権を持つNAB参加国の中でクレジット取極の総額の85%という大多数の参加国の同意と理事会の承認が必要となる。
- 59** この1,500億ユーロのコミットメントのユーロ圏の国別拠出額は次の通り: オーストリア-61億ユーロ、ベルギー-100.0億ユーロ、キプロス-5億ユーロ、フィンランド-38億ユーロ、フランス-314億ユーロ、ドイツ-415億ユーロ、イタリア-235億ユーロ、ルクセンブルグ-21億ユーロ、マルタ-3億ユーロ、オランダ-136億ユーロ、スロバキア共和国-16億ユーロ、スロベニア-9億ユーロ、スペイン-149億ユーロ。
- 60** ノルウェーは2012年4月に、2011年12月のコミットメントを正式に発表した。PR No. 12/138「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde on Pledges by Denmark, Norway and Sweden to Increase IMF Resources by over US\$26 Billion」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12138.htm)。
- 61** PR No. 12/137「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde on Japan's \$60 Billion Pledge」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12137.htm); PR No. 12/138「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde on

- Pledges by Denmark, Norway and Sweden to Increase IMF Resources by over US\$26 Billion」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12138.htm); PR No.12/141「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde on Pledge by Poland to Increase IMF Resources by about US\$8 Billion」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12141.htm); PR No. 12/142「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde on Further Pledges by Switzerland and Other Members to Increase IMF Resources by about US\$26 Billion」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12142.htm); PR No. 12/146「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde on Pledges by Australia, Korea, Singapore and the United Kingdom to Increase IMF Resources by about US\$41 Billion」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12146.htm); PR No. 12/147「IMF Managing Director Christine Lagarde Welcomes Pledges by Members to Increase Fund Resources by over US\$430 Billion」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12147.htm); PR No 12/148「Statement from Indonesia, Malaysia and Thailand」をそれぞれ参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12148.htm)。既述のようにこの額は2012年6月に4,560億米ドルまで増えた。
- 62** PR No. 11/485「IMF Executive Board Adopts New Rule for Basic Rate of Charge on IMF's GRA Lending」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11485.htm)。
- 63** クレジット・トランシュの説明は注釈の18を参照。
- 64** PIN No. 11/48「IMF Executive Board Considers Use of Gold Sale Profits」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1148.htm)。
- 65** SPR No. 12/56「IMF Executive Board Approves Distribution of US\$1.1 Billion Gold Sales Profits to Facilitate Contributions to Support Concessional Lending to Low-Income Countries」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr1256.htm)。
- 66** PIN No. 11/121「IMF Executive Board Considers Use of Windfall Gold Sale Profits」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11121.htm)。
- 67** この総支出と純支出の差額は、主に外部ドナーによるIMFの能力強化活動のためのものなどの資金の受領に関連している。
- 68** PR No. 11/292「IMF Statement on South Sudan」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11292.htm)、PR No. 11/472「Statement by IMF Managing Director Christine Lagarde Following a Meeting with South Sudan's President Salva Kiir Mayardit」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11472.htm)、PR No. 12/140「Republic of South Sudan becomes IMF's 188th Member」を参照。
- 69** 多様性に関する問題は、2010年度が多様性に関する年次報告についての2011年5月の理事会で提起された事案に応えたIMFの多様性アジェンダの拡大をめぐる論点ノートなど、多様性年次報告書で別して対処されている。
- 70** IMF多様性に関する年次報告書はwww.imf.org/external/np/div/index.aspで閲覧可能。
- 71** PIN No. 11/63「IMF Executive Board Discusses the 2010 Diversity Annual Report」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1163.htm)。
- 72** PR No. 11/187「IMF Managing Director Dominique Strauss-Kahn Resigns」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11187.htm)。
- 73** PR No. 11/191「IMF Executive Board Initiates Selection Process for Next IMF Managing Director」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11191.htm)及びPR No. 11/195「Statement by the IMF Executive Directors Representing Brazil, Russia, India, China and South Africa on the Selection Process for Appointing an IMF Managing Director」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11195.htm)。
- 74** PR No.11/259「IMF Executive Board Selects Christine Lagarde as Managing Director」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11259.htm)。
- 75** PR No. 11/275「IMF Managing Director Christine Lagarde Proposes Appointment of Mr. David Lipton as First Deputy Managing Director and Mr. Min Zhu as Deputy Managing Director」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11275.htm)。
- 76** IMFの透明性に関する方針の全文は「The Fund's Transparency Policy」を参照(www.imf.org/external/np/pp/eng/2009/102809.pdf)。
- 77** 「Key Trends in Implementation of the Fund's Transparency Policy」を参照(www.imf.org/external/np/pp/eng/2011/070611.pdf)。
- 78** www.ieso-imf.org
- 79** PIN No. 11/123「IMF Executive Board Concludes Fourth Periodic Report on Implementing IEO Recommendations Endorsed by the Executive Board」を参照(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn11123.htm)。
- 80** 「Ethics Framework: IMF Updates Standards for Staff Conduct」を参照(www.imf.org/external/hrd/conduct.htm)。
- 81** 理事の行動規範はwww.imf.org/external/hrd/edscod.htmで閲覧可能。
- 82** REOはIMFウェブサイト内のREOページ(www.imf.org/external/pubs/ft/reo/rerepts.aspx)で閲覧可能。2012年度中に公表されたREOの関連資料も同ウェブサイトでも閲覧可能。

## クレジット

本年次報告書は、IMF対外関係局編集出版課が作成しました。Tim Callen、Sandy Donaldson、Nicole Laframboiseが、Moeketsi Majoro委員長率いる理事会の評価委員会管轄下の年次報告書チームの作業の監督を行いました。Michael Harrupは、編集、チーフライター、草稿及びプロダクションプロセスのコーディネートを担当しました。S. Alexandra RussellとCathy Gagnetは編集を担当し、Nicole Laframboiseは執筆作業に大きく貢献しました。Teresa EvaristoとPhoebe Kietiは、編集補佐を務めました。

本日本語版の各担当者は以下の通りです。

岸本 哲也 (翻訳)、竹内 猛 (翻訳)、小松 優 (翻訳、校正)、長倉敦子 (グラフィック・デザイン)、Martine Rossignol、Brian De Nicola (プロダクション)。

英語版が本年次報告書の公式版です。

### Photography:

Stephen Jaffe/IMF staff photo front cover (top), pp. 4, 14 (right), 17 (top), 29 (left), 35 (bottom), 42 (left), 49 (top, bottom), 58 (left)

© imagebroker.net/SuperStock front cover (bottom)

IMF staff photo pp. 5, 6, 7, 42 (right)

© Kenichiro Seki/Xinhua Press/Corbis p. 9 (top)

Pedro Ugarte/AFP Photo p. 9 (bottom)

PENG Zhaozh I/Xinhua/Landov p. 10 (left)

Paul Smith/Panos

ZHU Xiang/Xinhua/Landov

© Roderick Chen/SuperStock

Jonathan Kirn/Stone/Getty Images

Reuters/Jassim Mohammed

© David Mdzinarishvili/Reuters/Corbis

Reuters/Rafael Marchante

Alimdi.net/Heiner Heine

Christian Science Monitor/Getty Images

Tom Martin/AWL-Images

Tamal Roy/AP Photo

Reuters/Hazir Reka

Cosmos/eyevine

Sunday Alamba/AP photo

© Ken Cedeno/Digital/Corbis

Travel Pix Collection/AWL-Images

Michael Spilotro/IMF staff photo

Simon Reddy/Latitude Stock

© Steve Vidler/SuperStock

Robert Harding Productions/Newscom

Alimdi.net/Heiner Heine

Ubaldo Gonzalez/Xinhua/Landov

Butsenko Anton/ITAR-TASS/Landov

Ilya Naymushin/Reuters/Landov

Xinhua/eyevine/Redux

Giorgos Moutafis/EPA/Landov

AFP Photo/Kazuhiro Nogi

p. 10 (right)

p. 13 (top)

p. 13 (bottom)

p. 14 (left)

p. 17 (bottom)

p. 18 (left)

p. 18 (right)

p. 23 (left)

p. 23 (right)

p. 26 (left)

p. 26 (right)

p. 29 (right)

p. 32 (left)

p. 32 (right)

p. 33 (left)

p. 33 (right)

p. 35 (top)

p. 36 (left)

p. 36 (right)

p. 45 (left)

p. 45 (right)

p. 47 (left)

p. 47 (right)

p. 50 (left)

p. 50 (right)

p. 58 (right)

back cover



IMF 2012年度 年次報告書  
国際通貨基金  
700 19TH STREET NW  
WASHINGTON, DC 20431 USA



ISBN-13: 978-1-61635-421-3



9 781616 354213